

国際シンポジウム2015
「ステップファミリーの子どもと大人の未来のために」報告書
The Comprehensive Report on the International Stepfamily Symposium 2015

SAJ・野沢慎司【編・監訳】
Edited by SAJ and Shinji Nozawa

ステップファミリーをめぐる国際シンポジウムへの再招待

Re-invitation to the International Stepfamily Symposium 2015

野沢慎司

Shinji Nozawa

明治学院大学 社会学部 教授

国際交流基金・日米センター助成事業 2014-2015 年度 事業責任者



ステップファミリーの支援団体 SAJ は、活動開始から今年で 15 年目を迎えました。その SAJ が国際交流基金日米センターの助成を受けて 2014 年度と 2015 年度にわたって実施したのが「社会・文化的視座からステップファミリーの理解と支援を目指す日米共同プロジェクト——新しい家族支援政策の提言に向けて」でした。その 2 年目の事業である国際シンポジウム「ステップファミリーの子どもと大人の未来のために——離婚・再婚後の家族が求める社会のしくみ」の全貌を記録したのが本報告書です。

1 年目の主要な事業となった家族支援専門家のための国際セミナー「ステップファミリー支援に必要な知識とスキル——米国の教育プログラムを学ぶ 2 日間」では、ステップファミリーを専門とする研究者・家族生活教育プログラムの開発・実践家および家族療法家をステップファミリー先進国のアメリカからお招きして、研究成果に裏付けられた実践・臨床の理念と方法を学ぶことを目的としました。その成果の詳細についてはすでに『家族支援家のためのステップファミリー国際セミナー 2014 報告書』（SAJ・野沢編・監訳、2015 年 3 月）にとりまとめました。

それに対して、事業 2 年目の本シンポジウムでは、ステップファミリーを取り巻く社会環境、社会制度のあり方をテーマとしました。アメリカとニュージーランドから招聘したステップファミリー研究の第一人者たちと、日本国内の多分野の家族研究者や臨床家、家族に関わる専門家やジャーナリストが一堂に会して意見を交換しました。子どもの親が新しいパートナーとカップルとなって家族を作ろうとする際に生じる困難をできるだけ少なくし、うまく乗り越えられるようにするために、どのような社会のしくみや環境が必要なのか、日本の家族制度・家族政策をどう変えていくべきか、できるだけ広く深く考えることが私たちの目指すところでした。この目的に相応しい登壇者多数を国内外から招いて、この国際シンポジウムがほぼ計画通りに開催できたことを大変嬉しく思います。登壇いただいた皆さんにこの場を借りて御礼申し上げます。とりわけ、海外からはるばる日本の私たちに貴重なメッセージを届けてくださった 3 人のゲストに感謝しています。

海外からの報告に先立って、シンポジウムの第 I 部として、日本におけるステップファミリー支援実践と研究の現状が紹介されました。SAJ のこれまでの支援活動の意義と課題（SAJ 代表、緒倉珠巳氏）、相談事例から見る日本の継親・実親が抱える支援ニーズ（水谷誉子氏）、若い成人継子たちに対するインタビュー調査から浮かび上がる家族制度の課題（菊地真理氏）、ステップファミリーに関わる日本の家族法の現状と課題（棚村政行氏）が報告されました。いずれも日本のステップファミリーが置かれている最新の社会的現実を浮き彫りにし、社会的な課題を明示する内容となっています。

続く海外ゲストからの報告は、シンポジウムの第Ⅱ部として、日本の現状・課題報告への応答になっており、3つの社会の特徴を対比的に浮かび上がらせる構成になっています。海外ゲストの3名は、事前の頻繁なメール交換によって、アメリカやニュージーランドと日本の社会状況の相違点や共通点について突っ込んだ情報交換を行ってからシンポジウムに臨んでくださいました。まず、アメリカのミズーリ大学ギャノン教授とコールマン教授から日本のステップファミリーが現在直面している政策課題をリストアップしてほしいというリクエストが届きました(お二人は2011年7月に明治学院大学で開催された「日米ステップファミリー会議」以来2度目の来日です)。そこで、我々の考える政策課題をリストにしてお送りしたところ、しばらくしてそれぞれの課題に関してアメリカの経験に基づく政策的な示唆や提言を丁寧に書き送っていただきました。シンポジウムの会場では太平洋を挟んだ応答の日本語訳を関連資料として配付しました(その文書の日本語版と英語版の両方を本報告書45～55頁に収録しました)。これは日本の未来を考える上で大変貴重なヒント集になっていると思います。当日のギャノン教授とコールマン教授の報告は、このような周到な事前準備に裏打ちされたものでした。

ニュージーランドからの報告者、プライアー教授(初来日)も事前に送ってくださったスライドの内容について私たちが質問を事前に送ったところそれに丁寧な回答をくださいました(日本語版と英語版の両方を本報告書65～67頁に収録)。そうしたやりとりを前提にして日本に向けての提言を当日の報告と配付資料で伝えてくださいました。アメリカ社会では継親の役割が曖昧で、継親子関係の社会制度的基盤が脆弱である現状にいかに対応するかが政策課題であるのに対して、ニュージーランドでは多数の親族が子育てに関わる先住民マオリの拡大家族的な価値観を家族法の中に採用しており、子どもの両親に加えて継親が法的に「第3の保護者」になれるユニークな制度をもっていることをご紹介くださいました。これは、私に大きな衝撃を与えました。日本では、継親が「新しいお父さん/お母さん」となって血縁のお父さん/お母さんを子どもの人生から追い出してしまいう傾向が顕著です。そのような日本社会とも、また法律上では継親が子どもの人生に関わりにくいアメリカ社会とも異なり、3人以上の親的な存在が法的に認められるニュージーランドのような家族制度がすでに存在している事実が私たちの目から鱗を落としました。子どもには父と母がそれぞれ1人だけ(カップルとして)存在するのが「家族」だと思い込み、それ以外の家族のかたちを認めない社会、つまり複数の母や父が存在する余地のない社会を変えるヒント(第三の選択肢)を与えてくれたからです。日本の現状が唯一絶対の現実ではありません。それを相対化し、子どもと大人が生きやすい家族のかたちを許容する社会制度を模索する必要性と可能性を得たことがこのシンポジウムの最大の成果です。

第Ⅱ部の最後には、離婚・再婚後の家族の事情に詳しい心理学者(小田切紀子氏)、ソーシャルワーカー(池田ひかり氏)、ジャーナリスト(上田真理子氏)がそれぞれ独自の視点からコメントを提示して重要な論点をさらに明確化してくださいました。このような国内外の多角的な視点が交差する場の設定ゆえに、また事前の準備に多くの時間とエネルギーをかけたことによって、ステップファミリーを取り巻く社会状況について重要な論点(法制度、臨床・支援の専門家、マスメディアの役割など)を広範に論じることができました。

さらに、当初の計画にはなかったワークショップをシンポジウム開催後に追加開催できたことも大きな成果となりました（本報告書 87～90 頁に収録）。これは、初年度の事業であった国際セミナーに招聘したフランチェスカ・アドラー＝ベーダー教授が開発したステップファミリー当事者向け教育プログラム Smart Steps 日本版の試行的デモンストレーションです。国際セミナー開催直後に、アメリカのセミナー講師たちと将来的な交流展望について話し合うなかで、アメリカで定評のある Smart Steps の日本版の製作とその実践応用について、アドラー＝ベーダー教授から強力なご支援をいただけることになりました。そこで当初の計画に追加して、製作中のこの日本版プログラムの紹介を兼ねたワークショップを国際シンポジウムの第Ⅲ部として開催しました。この教育プログラム（日本版）がどのようなものであるか、関心ある方々にイメージを掴んでいただく機会を提供することができました。

反省点を挙げるとすれば、多様な登壇者を招いた欲張りなプログラムをたった 1 日に詰め込むのは時間的に無理があったかもしれないという点です。多様な情報を提供できた反面、最後に登壇者同士およびフロアから質問や発言をしてもらう時間を充分取れなかったのも事実です。参加者の皆さんには消化不良の感覚が残ったかもしれません。シンポジウム当日の報告や議論の内容を収録した本報告書は、当日参加した人にはもちろん、しなかった人にとっても、2 カ国語による議論を追いかける際の消化不良を緩和するための消化薬の役割を果たしてくれると期待しています。

2 年計画のこの事業全体を振り返ると、初年度の事業が複数の NHK テレビ番組で取り上げられたことからいくつかの波状効果が生まれて、日本社会におけるステップファミリーの理解や支援の拡大につながる動きが生じています。ひとつには、2014 年度の国際セミナーに参加した中村伸一氏が中心となって日本家族研究・家族療法学会がステップファミリーに関心を向けてくださいました。2015 年 9 月に、ステップファミリーに関わる内容を豊富に盛り込んだ学術大会が開催され、前年 9 月の国際セミナーの講師、パトリシア・ペーパーナウ博士が再度招聘されてステップファミリーの臨床に関する基調講演とワークショップを行いました（私自身も講演の機会をいただきました）。ステップファミリーに関する出版も続いています。上記の学術大会の初日に間にあうかたちで、ペーパーナウ博士の著書の翻訳書『ステップファミリーをいかに生き、育むか——うまくいくこと、いかないこと』（中村伸一・大西真美訳、金剛出版、2015 年）が出版されました。また、それに先だって、翻訳家で SAJ のスタッフでもある伊藤幸代氏がウェンズデー・マーティン著『継母という存在——真実と偏見のはざままで』（北大路書房、2015 年）を翻訳・出版しています。さらに、2014 年度事業の国際セミナーに関する『家族支援家のためのステップファミリー国際セミナー2014 報告書』の内容を基にした書籍の出版計画が進行中です。一方、様々な機関から SAJ に対する研修や講演の依頼も増え、ステップファミリーに関する適切な情報や知識を広める機会が拡大しています。社会全体にステップファミリーに関する関心、知識提供のニーズが高まっていることを実感するようになりました。しかし、ステップファミリーの理解と支援が充分に行き届いた社会を作るための道のはまだまだ遠く険しいというのも偽らざる気持ちです。この 2 年間の事業の終了は、次のステージの始まりに過ぎません。

シンポジウム開催までの準備と当日の運営は、スケジュール管理からチラシ・報告書表紙のデザインまで、あらゆる面で強力なリーダーシップと行動力を発揮した SAJ 代表の緒倉珠巳さんをはじめ

め、多くのSAJスタッフの活躍によって完璧なまでに遂行されました。菊地真理さんは、企画からこの報告書作成まで、とりまとめ役として側面支援を惜しみませんでした。シンポジウム当日の通訳、大西真美さんと山田聡子さんの奮闘がなければ、会場の議論はこれほど熱気を帯びることはなかったでしょう。当日の配付資料やスライドおよび本報告書作成に関わる翻訳作業では、伊藤幸代さんの大活躍に助けられました。明治学院大学の大学院生、中村芽李衣さんも資料翻訳や運営に力を発揮してくれました。言語の壁に架け橋することの難しさを痛感しつつ、そこに挑戦してくれた皆さんに深謝いたします。当日の運営においては、明治学院大学の野沢ゼミ生数名が、学生スタッフとして会場の運営を支えてくれました。明治学院大学広報課にはプレスリリースなどで、事業の共催主体である明治学院大学社会学部附属研究所（とりわけ坪井栄子さん）には実施に関わる事務手続きなどで、大変お世話になりました。ありがとうございます。

この事業を助成いただいた国際交流基金・日米センターには特別に感謝の意を表します。清水優子さんをはじめとするスタッフの方々は、終始一貫この事業の社会的意義をご理解くださって、資金面のみならず多面的に支援してくださいました。特に今年度事業担当の安藤直美さんには、様々なリクエストや問い合わせへの対応だけでなく、シンポジウムに参加して貴重なコメントをいただいたことに御礼申し上げます。最後に、明治学院大学に足をお運びいただいたすべての皆様に心より感謝いたします。

では、本報告書のページをめくって、ステップファミリーと社会のあり方をめぐる議論の中へと足を踏み入れてください。そして、多様な家族にとってよりよい社会のしくみを目指すための旅へと一緒に歩み出しましょう。

2016年3月

国際交流基金・日米センター助成事業 2014-2015 年度
国際シンポジウム 2015 「ステップファミリーの子どもと大人の未来のために」 報告書
 The Comprehensive Report on the International Stepfamily Symposium 2015

目次

Table of Contents

ステップファミリーをめぐる国際シンポジウムへの再招待 Re-invitation to the International Stepfamily Symposium	野沢慎司 1 Shinji Nozawa
登壇者紹介 Contributors	6
第 I 部 <i>Part I</i>	
SAJ の活動の軌跡と今後の課題 The SAJ's Achievements in the Past and its Challenges in the Future	緒倉珠巳 11 Tamami Ogura
日本のステップファミリーの支援ニーズと社会的支援の現状 — 電話相談事例からの検討 What Kind of Professional Support Service Is Needed for Stepfamilies in Japan?	水谷蒼子 18 Takako Mizutani
継子たちが語るステップファミリー経験と日本の家族制度の課題 Life-histories of Adult Stepchildren in Social Contexts in Japan	菊地真理 24 Mari Kikuchi
日本のステップファミリーをめぐる家族法の動向と課題 Stepfamilies in the On-going Discussion on Family Law Revision in Japan	棚村政行 29 Masayuki Tanamura
第 II 部 <i>Part II</i>	
アメリカのステップファミリーをめぐる社会的・法的環境の変化とその影響 Changes in the Social and Legal Institutions Surrounding Stepfamilies and Their Effect upon Stepfamily Life	ローレンス・ギャノン マリリン・コールマン 37 Lary Ganong, Marilyn Coleman
親の離婚・再婚を経験した子どもに関する研究と社会政策 — ニュージーランドからの提言 Research and Social Policies on Children of Divorced and Repartnerd Parents in New Zealand: Suggestions for Japan	ジャン・プライアー 56 Jan Pryor
〈コメント 1〉 離婚家族を支援する臨床心理学の立場から Comment 1: A Clinical Psychologist's View	小田切紀子 74 Noriko Odagiri
〈コメント 2〉 ソーシャルワークの実践現場における支援面での改善すべき点とその方法 Comment 2: A Social Worker's View	池田ひかり 77 Hikari Ikeda
〈コメント 3〉 ステップファミリーの課題について — メディアの立場から Comment 3: A Journalist's View	上田真理子 80 Mariko Ueda
第 III 部 <i>Part III</i>	
「スマートステップ」ワークショップ Workshop on <i>Smart Steps</i>	桑田道子 吉本真紀 87 Michiko Kuwata, Maki Yoshimoto
シンポジウムを終えて <i>Postscripts</i>	
スタッフからのコメント Comments from SAJ Staff Members	93
あとがき Afterword	緒倉珠巳 98 Tamami Ogura

シンポジウム登壇者紹介

Contributors

(登壇順／敬称略)

緒倉珠巳 (Tamami Ogura)

SAJ 代表。2010 年に、子連れ再婚家庭を支援する団体「ステップファミリー・アソシエーション・オブ・ジャパン (SAJ)」の代表に就任し、現在に至る。家族の研究者や支援実践家と協働し、ステップファミリー向けのセミナーの実施、支援プログラムの開発や自助グループの運営等を行なっている。シングルマザーを 6 年経験した後に再婚した 2 児の母。

水谷誉子 (Takako Mizutani)

SAJ 運営委員、臨床心理士。椙山女学園大学学生相談室相談員のほか、中学・高校のスクールカウンセラーを務める。2006 年に SAJ サポートスタッフとなり、自助グループ運営に関わる。現在は電話相談を担当。研究論文に「ステップファミリーの子育てにおける母親の役割とストレス」(『心理臨床学研究』32 巻 2 号、2014)がある。

菊地真理 (Mari Kikuchi)

大阪産業大学経済学部准教授、学術博士、専門社会調査士。奈良女子大学大学院人間文化研究科修了。専門は家族社会学、家族関係学。継親・継子に対するインタビュー調査をもとに、ステップファミリーの家族形成のプロセスを明らかにする研究を進めている。同時に、研究の成果にもとづき日本の家族制度の課題と転換の必要性について講演活動も行っている。2001 年よりボランティアスタッフとして、2004 年からは運営委員として、SAJ のステップファミリー支援活動にも参加。著書に『新しい家族関係学』(共著、建帛社 2014 年)、『リプロダクションと国家(仮)』(共著、勉誠出版近刊)などがある。

棚村政行 (Masayuki Tanamura)

早稲田大学法学学術院教授・同大学院法学研究科長。専門は民法・家族法。1977 年早稲田大学法学部卒業、1984 年同大学院法学研究科博士後期課程修了。2009 年より現職。裁判所職員総合研修所講師、東京家庭裁判所調停委員・参与員、法制審議会臨時委員、外務省懇談会委員、日本学術会議連携会員、日本家族(社会と法)学会事務局長、ジェンダー法学会理事などを務める。『結婚の法律学』(有斐閣 2006)、『子どもと法』(日本加除出版 2012)、『面会交流と養育費の実務と展望——子どもの幸せのために』(日本加除出版 2013)など著書多数。家族法に関わる現代の多様な問題について発言を続けている。

ローレンス (ラリー) ・ギャノン (Lawrence H. Ganong)

米国のミズーリ大学、人間発達・家族科学学科、教授・学科長。同大学の看護学科の教授でもある。共著論文は 220 編以上に及び、8 冊の共著書を著している。マリリン・コールマン教授との 9 冊目の共著書となる『ステップファミリーの家族関係 (Stepfamily Relationships)』第 2 版がもうすぐ出版の予定。この本はステップファミリーにおける家族関係に焦点を当てている。主要な研究関心は、離婚後の家族、特にステップファミリーである。満足度の高い、よりよい関係を築くためにステップファミリーのメンバーがどのよ

うな行動をとっているかを明らかにしようとしている。全米家族関係学会 (National Council on Family Relations) の評議員であり、ミズーリ大学の加齢研究センター (the MU Center for Excellence on Aging) および家族政策・研究センター (the MU Center for Family Policy and Research) の評議員でもある。

マリリン・コールマン (Marilyn Coleman)

米国のミズーリ大学、人間発達・家族科学学科、名誉教授。同大学の女性・ジェンダー研究でも教鞭を執り、同大学の加齢研究センター (the MU Center for Excellence on Aging) および家族政策・研究センター (the MU Center for Family Policy and Research) の評議員を務める。アメリカでもっとも権威ある家族に関する学会、全米家族関係学会 (National Council on Family Relations) の評議員および同学会の機関誌 *Journal of Marriage and Family* の元編集長。35年以上にわたってステップファミリーの調査研究を行ってきた。ローレンス・ギャノン教授との最近の共同研究では、離婚・再婚後の家族における世代間の責任やステップファミリーにおける家族関係の長期的発達・維持というテーマに取り組んでいる。ギャノン教授との共著論文は 220 編以上、共著書は 8 冊に上る。

ジャン・プライアー (Jan Pryor)

ニュージーランドのヴィクトリア大学ウェリントン、特任教授。2003 年、同大学にロイ・マッケンジー家族研究センター (the Roy McKenzie Centre for the Study of Families) を設立。初代所長を務めた。また、ニュージーランド政府に対して家族政策に関する助言を行う家族委員会 (the Families Commission) の委員長を 2 年間務めた。主要な研究関心は、離婚・再婚などの家族変化が子どもやその親たちに及ぼす影響である。次の 3 冊の著書を著した。『変わる家族と子どもたち (*Children in Changing Families*)』 (共著、2001 年)、『ステップファミリー国際ハンドブック (*The International Handbook of Stepfamilies*)』 (編著、2008 年)、『ステップファミリー (*Stepfamilies*)』 (単著、2014 年)。

小田切紀子 (Noriko Odagiri)

東京国際大学教授、心理学博士、臨床心理士。東京都立大学人文科学研究科修了。同僚と離婚家庭の親と子どもの自助グループを主宰する一方、日本に根強く存在する離婚への偏見意識の形成要因について調査研究をしている。現在は離婚後の親教育プログラムの開発に携わり、行政と連携した実践に関わる。著書に『離婚を乗り越える — 離婚家庭への支援をめざして』 (ブレーン出版 2004)、『離婚 — 前を向いて歩きつづけるために』 (サイエンス社 2010)、共訳書に『離婚後の共同養育と面会交流 実践ガイド — 子どもの育ちを支えるために』 (ジュリー・A. ロス、ジュディ・コーコラン著、北大路書房 2013) がある。

池田ひかり (Hikari Ikeda)

社会福祉士、精神保健福祉士。母子生活支援施設、民間シェルター勤務を経て、東京都の配偶者暴力相談支援センターで主任専門員ほか、内閣府や行政主催の支援者研修講師、内閣府DV相談員研修の企画委員などを務める。現在は、明治学院大学ハラスメント相談支援センター専門相談員のほか、男女センタースーパーバイザーやDV相談員など。「NPO

法人女性の安全と健康のための支援教育センター」、 「NPO法人性暴力救援センター・東京 (SARC 東京)」 の運営委員でもある。

上田真理子 (Mariko Ueda)

ジャーナリスト、NHK 社会部記者。聖心女子大学文学部卒。2000 年に NHK 入局。旭川局を経て、2005 年 7 月から社会部にてニュースや報道番組に携わる。NHK スペシャル「ワーキングプア」の取材などの後、司法記者クラブで裁判員制度を最前線で取材。現在は遊軍記者として子ども・高齢者を取りまく社会問題を中心に取材を行っている。2015 年「クローズアップ現代『無戸籍の子どもたち』」で貧困ジャーナリズム賞受賞。

桑田道子 (Michiko Kuwata)

SAJ 運営委員、女性ライフサイクル研究所フェリアン講師。SAJ プログラム (LEAVES ペアレンツ、キッズリーブス、ステップ맘、プレステップ) の開発、実施に携わる。民間の心理相談機関に所属し、援助職のための研修を行政、法人、裁判所、児童相談所、大学等にて行う。NPO 法人 FLC 安心とつながりのコミュニティづくりネットワーク副理事長、Vi-Project (子どものための面会交流サポートプロジェクト) 代表としても活躍している。著書に『離婚紛争の合意による解決と子の意思の尊重』(共著、日本加除出版、2014) 、 『みんなで考える家族・家庭支援論 ― 知っていますか? いろいろな家族・家庭があることを』(共著、同文書院、2013) などがある。

吉本真紀 (Maki Yoshimoto)

SAJ 副代表。SAJ 設立当初よりスタッフとして参加し、2010 年に副代表に就任。主に SAJ が使用してきたプログラム (LEAVES ペアレンツ、キッズリーブス、プレステップ) の翻訳および日本語版の監修を担当。ファシリテーター養成のための講師も務める。

野沢慎司 (Shinji Nozawa) [司会・コーディネーター Chairperson and Coordinator]

明治学院大学社会学部、教授。東京都立大学社会科学研究所博士課程単位取得退学。静岡大学助教授などを経て、1999 年より現職。専門は家族社会学、社会的ネットワーク論。2001 年より調査研究アドバイザー、2013 年よりアドバイザー・ボード・メンバーとして、おもに調査研究の面で SAJ と協働してきた。単著に『ネットワーク論に何ができるか ― 「家族・コミュニティ問題」を解く』(勁草書房、2009) 、共編著に『Q&A ステップファミリーの基礎知識 ― 子連れ再婚家族と支援者のために』(明石書店、2006) 、 『オンライン化する日常生活 ― サポートはどう変わるのか』(文化書房博文社、2008) 、論文に “Remarriage and stepfamilies,” (Stella R. Quah ed., *The Routledge Handbook of Families in Asia*, Routledge, 2015) などがある。

協力機関

Counterpart in the United State

全米ステップファミリー・リソース・センター (National Stepfamily Resource Center=NSRC)

国際シンポジウム 2015

ステップファミリーの子どもと大人の未来のために 離婚・再婚後の家族に必要な社会のしくみとは？

*Toward a Better Future for Children and Adults in Stepfamilies:
What Social Policies Are Needed for Separated and Repartnered Families?*

第 I 部

Part I

【開催日】

2015年9月13日（日曜）
10時00分～12時00分

【場所】

明治学院大学白金キャンパス
2号館 2301 教室

SAJの軌跡と今後の課題

The SAJ's Achievements in the Past and its Challenges in the Future

緒倉珠巳

Tamami Ogura

ステップファミリー・アソシエーション・オブ・ジャパン代表

ステップファミリーとは

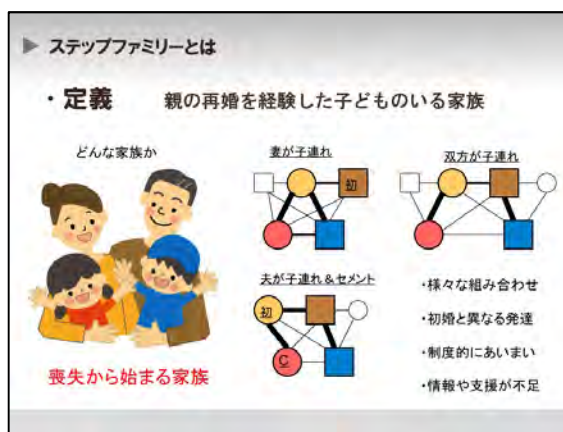
SAJ代表の緒倉です。どうぞよろしくお願いいたします。

まずステップファミリーとは何か、からお話したいと思います。この言葉は、親の再婚を経験した子どものいる家族を指しています。ステップファミリーを一言でいえば、非常に家庭事情が見えにくい家族、といってもいいかもしれません。例えば



この家族のイラストをみて、どんな家族を想像しますか？ 初婚の父母子どもたちと見えるのは普通かもしれません。ステップファミリーだった場合には、様々な組み合わせや家族関係がそこに現れます。例えば妻が2人子連れで夫と再婚した場合。

Diagram という家族の関係性を示す図にすると、実親子の関係性の太さ、継親とのつながりの細さがわかりますでしょうか（洋服の色を図に反映させています）。もしかすると、双方が子連れのケースということも



あるでしょう。実親子で縦に関係が太く、二つのグループが同居しているように見えませんか。また、女の子は再婚後の赤ちゃんかもしれません。サイドに見える白い図形は、子どもたちのもうひとりの実親の存在を意味しています。こうした様々な組み合わせや、家族関係の複雑さにより、ステップファミリーは初婚とは異なった家族発達をしていきます。前のパートナーとの関係解消や環境の変化から、ステップファミリーは喪失から始まる家族と言われています。

社会の制度は、多くが初婚家庭を対象にしているため、ステップファミリーにはそぐわない制度や支援状況があります。家族形成に悩んだステップファミリーが適切な支援を受ける場も不足しています。

▶ 活動の理念の3つの柱

・活動の理念
日本のステップファミリーの生活の向上に努めること

・活動の3つの柱

- ①インフォメーション
講演会やセミナー等の開催、日本における調査研究を推進し、現状の実態及びニーズを把握し日本に適した情報を開発
- ②サポート
サポートグループにおいて、お互いの経験から学び合い、支え合うことができる場を当事者に提供する
- ③アドボカシー
『ステップファミリー』という言葉とその特徴や課題・専門情報について、社会に普及し提言する

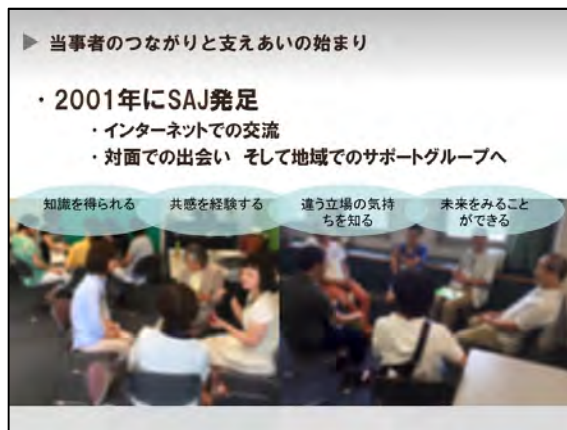
SAJの紹介

SAJはこうしたステップファミリーの支援のために活動しています。活動理念は、日本のステップファミリーの生活の向上につとめることです。3つの柱があり、1つ目はインフォメーション。講演会やセミナー

一等の開催、日本における調査研究を推進し現状の実態及びニーズを把握し日本に適した情報を開発すること。2つ目はサポート。地域での対面サポートグループや、電話相談事業にて当事者の悩みの傾聴と必要な情報を提供し、当事者の孤立を予防する。3つ目はステップファミリーという家族形態について、社会に知らせその特徴や課題をふまえた支援や、暮らしやすい社会づくりへの提言を行っています。

経緯とサポートグループの様子

SAJはインターネットで匿名、プライバシーを守りながら悩みや課題を共有するコミュニティから2001年に始まりました。当初のメンバーが愛知県に集い、実際に他の家族に会って感じる、共通性や分かち合いの経験は大きく感じられました。対面しながらプライバシーを守られた環境の中で、肉声で語られる他者の経験や、他者からの受容の経験、学びながら気づきを得ることに効果を実感したんですね。



こうした当事者が集うサポートグループでは、ステップファミリーの知識を得ることができ、同じ立場の人との共感、異なる立場(パートナー)の気持ちを知ることができたり、先行く人たちの経験や姿を見ることができます。さまざまな家族の姿、努力と涙、喜びやその家庭での工夫・変化を知ることが資源となります。例えば継子からどんな風に呼ばれているか。ママやお母さん、パパやお父さんと呼ばれる場合ばかりではなく、ニックネームで呼ばれている場合も多いです。そこで親のように呼ばれなくてもおかしくないのだから、ニックネームでも良いのだから知ることができます。ただ、グループでの経験は孤立感からの脱出が可能になりますが、こうしたグループに参加できるのは、わずかの人たちのみという課題があります。

地域のサポートグループ

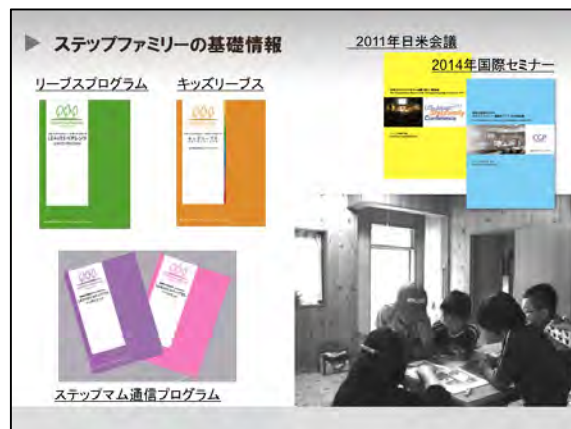
SAJのサポートグループは「リーブス」と呼ばれています。これまでの開催回数は東京都と大阪で2002年に開催して、関西はこれまでに40回開催。東京は33回、東海26回、東北が16回、ほか山陰と九州を含め、のべ122回開催し、おおよそ1000人ほどが参加してきました(リピート含め)。ただし、開催は当事者の意欲・



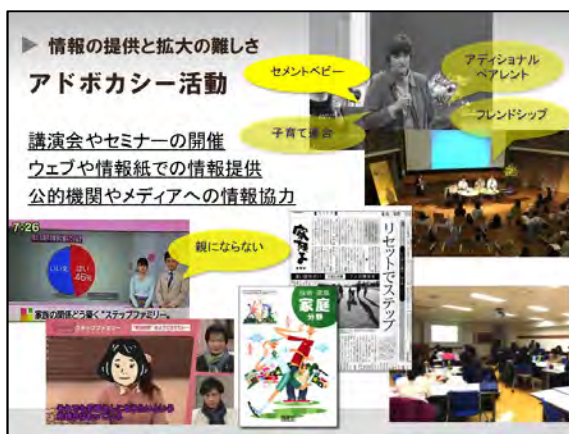
努力に頼るもので、継続開催するのは負担になるのが実情です。自分の家族、自分の役割に悩みながら他の家族を含めたステップファミリーのためのグループを主宰するのは負担が大きいのです。人前で、司会進行するという役割もそう簡単ではなく、リーブスでは定期的にフォローアップを目的としたファシリテーター研修も開催しています。そのためには全国を移動する大掛かりな研修となるため、費用を賄うことも苦勞のひとつです。

情報の開発・提供について

サポートグループで利用する「リーブス ペレンツプログラムテキスト」は SAA で開発された stepping together を元に日本版にアレンジしたプログラムです。そのほかに継母のための通信プログラム「リーブス ステップママ」や親の離婚を経験した子どものためのプログラム「キッズリーブスプログラムマニュアル」を作成しています。キッズプログラムは午後に行う「スマートステップ」の初期版を元に作成。このほかに 2011 年開催の日米ステップファミリー会議、昨年行ったセミナーの報告書などを情報資源として提供しています。



キッズリーブスを少し紹介いたします。2006 年に実母継父ケースの 3 つの家族が集い、子どもだけのプログラム、親だけのプログラムを実施し、その後家族単位でのオリエンテーリングやバーベキュー大会をしました。子ども達にとって、自分たちはステップファミリーだけど、自分家も他の家も、ぜんぜんおかしくない、そしてうちだけ特殊ってわけじゃないと安心できる機会になりました。また家族を 1 つのチームとして感じ、連帯感や帰属感を実感できたと思います。実は我が家もその家族の 1 つで、長男は「父親は二人いる」と表現しています。彼の家族境界は、親の私の考える境界より広く、実父とその奥さんや子ども（異母きょうだいにあたる）も自分の家族として認識しています。どこまでが自分の家族かを考える機会として、キッズリーブスのような場がなければ、こうした考えを話すまでに至らないのではないか、と思います。



アドボカシー活動について

アドボカシー活動では、当初は「ステップファミリー」という言葉、複雑な家族の特徴を社会に伝えていくことが目標でした。2001 年のマージョリー・エンゲル氏 (SAA 会長) 招聘イベントでは SAA 発信の貴重な情報をもらうことができました。その中には、セメントベビーやアディショナルペアレント(追加された親)、子育て連合というキーワードもありまし

た。不思議なことにセメントベビー、という言葉が意外にも日本に浸透しました。当時の解説にあったが「絆を固める」という期待が、おそらく日本の当事者にも期待として共通したのではないかと思います。逆にセメント効果のなさに関しても実感が伝え聞こえてくる場合があります。セメントたる理由が「血縁がつながった」ことであるならば、血縁主義といった語弊ありますが、そこには初婚の家族への回帰・希求があらわれています。しかしそこでも感じ方は家族のメンバーそれぞれで異なります。ある子どもからは、「セメ

ントベビーと両親は本当の家族だけれども自分は本当の家族の枠内にいないと認識している」との言葉がありました。

親の中からはこんなコメントもありました。ドイツでの呼称の「パッチワークファミリー」を紹介しましたが、パッチワーク（つぎはぎ）じゃなく、一枚布になりたいというもの。そこには、これまでの単一的な家族観が影響しているのではないのでしょうか。

これまでのメディアとの取材協力や、SAJで行ってきたセミナーなどから、「継親は親にならなくていい」といったキーワードも出てきました。あるいは「追加された第三の親」というステップファミリーらしさを大切にしたい家族形成を提言してきました。でもそれはなかなか社会には浸透していきません。



社会の壁1

日本の現状社会では、継親＝親という固定的な役割期待が社会や、当事者の家族観にあることが大きな壁と言えます。例えばをご説明していきましょう。こんな言葉かけ、反応は周囲にないでしょうか。

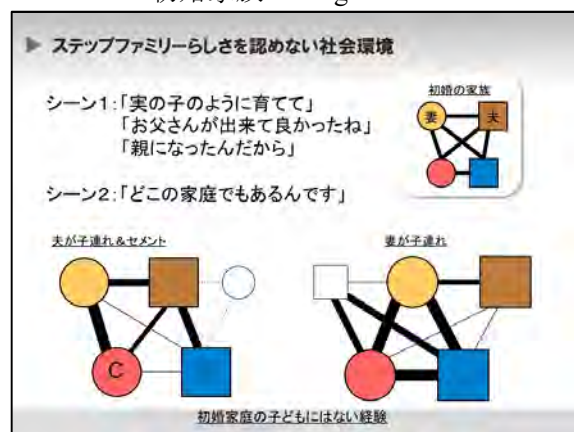
シーン1：「実の子のように育ててね」「お父さん、お母さんが出来て良かったね」「親になったんだから」→初婚家族への回帰

周囲の期待は、初婚の家族のような関係性を、継親子間にも期待をしがちです。

初婚家族の diagram

でも、ステップファミリーの家族関係を、今一度みてみましょう。継母と継子との関係は始まったばかりで、親密さや愛着を感じる余裕がありません。またCはセメントベビーを意味していますが、初めての子育てで日々大変な場合もあります。ですが、継母が母親としての責務を感じ、焦りと困難さで消耗していきやすいです。

継父と継子の場合でも、実母子の間の密接さに自分の居場所を見出しにくく、実父との役割との住み分けに悩むこともあります。継母と同じく、父として威厳あらねばと焦りを感じることもあります。生まれた時から関わりを重ねていく初婚家族とは異なる家族発達をするのにもかかわらず、人々がモデルにするのは初婚の家族関係で、当事者すらそれを目標にして、挫折感をより強めることとなります。



また別なシーンを紹介します。

シーン2：「どこの家庭でもある」→これは一般化ですね

これはテレビにでていらした子育てカウンセラーの言葉でした。再婚して誕生した赤ちゃんに、継子ちゃんが意地悪をしてしまい、継母が「私の子に何をやるの！」と家を飛び出した・・・というシチュエーションの時に、「子どもの退行はどこの家庭でもあるんです。継母だからと考えすぎるんですね」と解説していました。どう思われますか？

・・・では、どうでしょう。先ほどの図の左下にある **Diagram** を見ていただけますか。継子は、実母を一度喪失していますね。新たに得た母をまた自分以外の子が独占したかのような状況に、また母という存在を失うのではないか、自分は愛され続けるのだろうかという不安を抱くのは、初婚家庭の子どもは経験しないのではないのでしょうか。誤った一般化は、より事態を難しくします。離婚や再婚という家族の変化をなかったものとして考えないで欲しいのです。子どもや子どもを育むための現実的な課題に目を背けずに、実際の人間関係・経験に即した支援する必要があるように思っています。

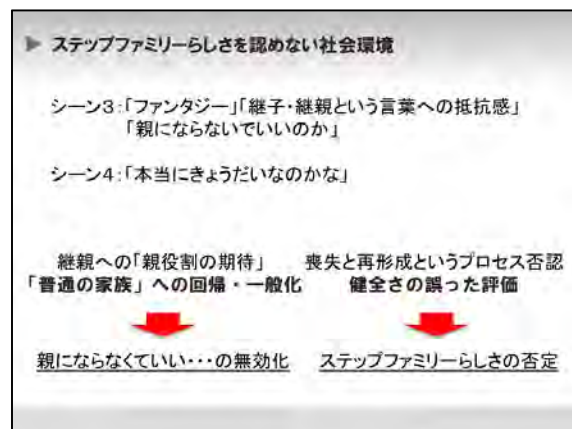
社会の壁2

シーン3：「再婚幻想」「継子・継親という言葉への抵抗」「親にならないでいいのか」

私たち SAJ は、他機関からのご依頼により、ステップファミリーに関しての講座をさせていただくこともあります。ただ、そうした中で、私たちの説明する内容に対して注文が入る場合があります。例えば、こうしたパワーポイントでの内容に「ひとり親で苦労したのだから、再婚での暗い話はやめてほしい」といったものや「継子とか継母という言葉はどうか」といった抵抗ですね。「継母じゃなく

『お母さん』でいいでしょう？」という反応もあります。・・・結婚はゴールじゃないですし、また、継親当事者は親の役割に戸惑う・・・ということが多くあります。なので、ここでは「継親・継母・継子」が一番知りたいキーワードだったりします。また、母親として関わることへの限界を感じた継母さんが、「母親ではない別な存在」になる選択肢もあるとわかった時に「親にならなくてもいい」とこの言葉を強く悟りのように語ることがあります。それに対して「親にならないって。開き直っていいの？」と半ば非難混じりにいい、「親にならない」というキーワードは理解してもらえなかったことがあります。せっかく得た「親にならない」という選択にまた不安を抱えるようになります。そして過去の経験、喪失を否認することも、ステップファミリーとしての自然な姿を否定することになります。

シーン4：「本当にきょうだいなのかな」

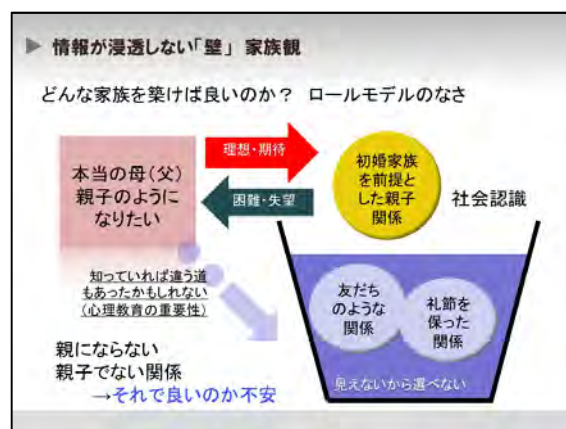
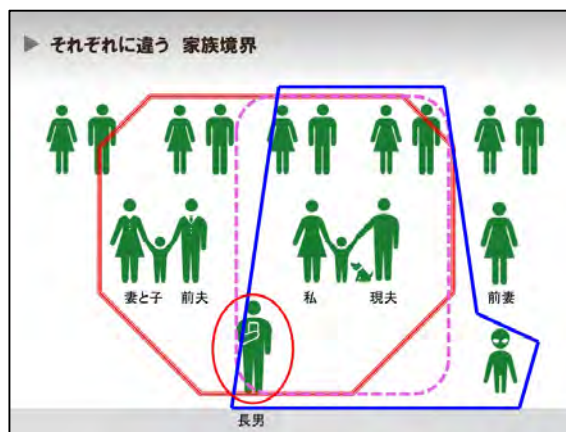


これは、私の長男の話になります。前夫も再婚しています。そこには母親違いの弟が生まれています。弟が生まれたことが嬉しくて、当時小学校4年生だった長男が、学校での「嬉しいことを報告する会」で話したいと先生に言いました。すると先生が「それって本当にきょうだいなのかな」と返したんですね。不安になった長男が私に「きょうだいじゃないの？」と確認してきましたので、「異母きょうだいだから、ほんとに兄弟だよ」というと非常に安心した様子を見せて、それからまた周囲に「イボきょうだいできたんだ！」と嬉しそうに報告していました。この先生にとっては、本当に兄弟なのか、悩むことだったのかもしれませんが、少し狭小な家族観を息子に当てはめての意見だったのではないのでしょうか。同居していなくても、息子にとっては大事なきょうだい、家族なんですよね。

こうした一般化や、初婚家族と同じ位置付けで期待すること、この家族の境界やプロセスが違っていいんだと、それになかなか気づけないことは、ステップファミリーらしさを否定してしまうことになってしまいます。

家族の境界

改めて、我が家の家族の図解でお見せいたしますね。私と今の夫、前の夫、長男、見ていただけますか。私から見た場合の家族というのは破線のこの枠が境界になります。長男はこのグレーの枠。離れて暮らす前夫やその妻、イボ弟も家族ですし前夫の両親も大事な存在です。今の夫の両親もおじいちゃんおばあちゃんとして慕っています。また、今の夫の家族境界（黒線）も私と少し違います。前の結婚での子どもは夫の実子ですから、夫はその子も家族として含めていたい気持ちです。ステップファミリーにとって家族の境界は、メンバーそれぞれに違っていいのはごく自然なことです。プロセスも違います。お互いの違いを尊重しつつ家族の居心地をよくすること、家族の意義を高めることに思いを注げればステップファミリーとして上々なのではないでしょうか。



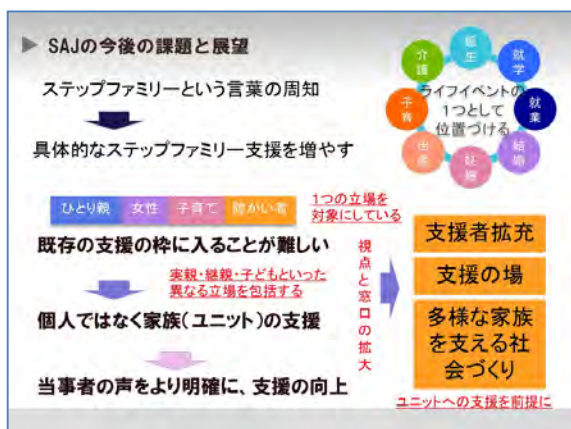
ロールモデルのなさ

まとめていきますと、本当の親のようにになりたいと思う当事者が多くいる中、その期待は初婚の家族関係のようになれないことへの挫折や失望へと変わることが否めません。ギャノン先生やコールマン先生にもこれまでに教えていただいた、友達のような関係や、礼

節を保った関係、そういったあり方はまだ日本社会では顕在化していません。こうした情報や工夫を、知っていたらもっと道は違っていたかもしれないと言う当事者は少なくありません。そしてこうした選択をしても、受け止めない社会では当事者は長男のように「どうなんだろう」と不安になってしまいます。こういった多様な家族のあり方を社会に顕在化させていくことが必要になっています。

ライフイベントとしてのステップファミリー形成とその支援

ステップファミリーという言葉の普及を目的にする段階から、具体的な情報や支援を拡充する必要な段階にきています。ただそのためには、既存の家族支援のような枠組や視点を変えていく必要があるように思います。ひとり親支援では、同居する実親が対象であるし、女性相談は男性や子どもが含まれていません。子育て支援は実親を前提とした助言が多くあります。障がい者福祉にしても母親が療育に専念するのが通例になっている状況下、複数のニーズの異なる家族メンバーへの相互作用を考慮した支援を行うには、既存の枠組み・視点はバランスを欠いています。



昨年のセミナーでの助言ですが、家族というユニットごとのサポートを念頭におき、また、こうした支援の顕在化が、家族の多様化を認める社会の基礎となっていくように考えます。具体的には、多くの人が経験する再婚をライフイベントの1つとみなし、ステップファミリーの形成を支援するという視点を地域の子育て家族支援の制度に組み込んで欲しいです。

個人的な考えですが、こうした多様性を社会が認め支える環境でなければ、当事者は既存の価値観にすがって暮らすしか手段がないように思います。時代や社会状況に応じて、家族規範も見直していくことで、当事者もより家族生活の質的な向上を図っていくことができるのではないのでしょうか。



日本のステップファミリーの支援ニーズと社会的支援の現状 電話相談事例からの検討

What Kind of Professional Support Service Is Needed for Stepfamilies in Japan?

水谷 誉子

Takako Mizutani

SAJ 運営委員 臨床心理士

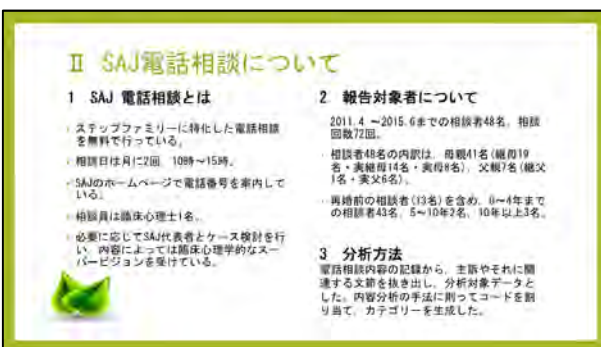
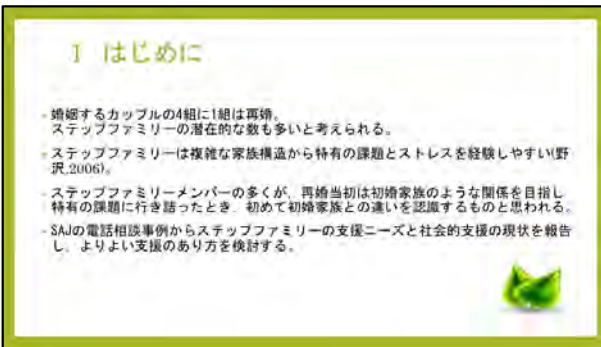


臨床心理士で SAJ のお手伝いをさせて頂いております水谷 誉子と申します。本日は、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。私からは、日本のステップファミリーの支援ニーズと社会的支援の現状について、SAJ の電話相談事例から検討し、報告させて頂きます。どうぞよろしくお願いたします。

さきほど緒倉さんの説明にもありましたように、現在、日本においてステップファミリー専門の相談窓口はありません。ある時、SAJ の電話相談で「継子を実の子のように思えない」と訴えた相談者に、「それは自然なことだと思います」とお応えすると、「その一言

だけで救われました」と安堵されたことがありました。それほど、ステップファミリーに関する情報や支援は少なく、当事者が孤立した状況にあるのだと思います。SAJ では、ステップファミリーに特化した電話相談を無料で行っています。相談日は月に 2 回、10 時～15 時。SAJ のホームページで電話番号を案内しています。電話は 1 回線のみ、相談員は臨床心理士の水谷 1 名です。必要に応じて SAJ 代表で当事者でもある緒倉さんとケース検討を行い、内容によっては臨床心理学的なスーパービジョンを受けています。

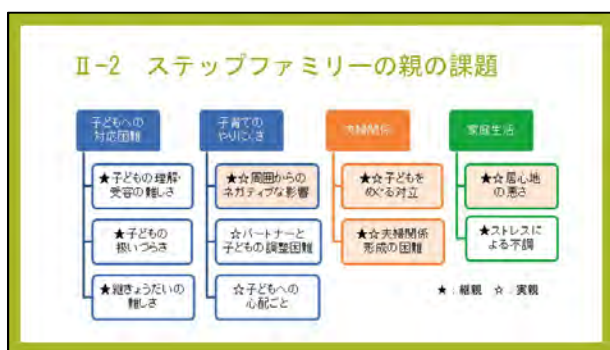
今回は 2011 年 4 月～2015 年 6 月までの相談者 48 名、延べ 72 回の相談内容について分析し、報告いたします。相談者は、女性 41 名、男性 7 名。女性の内訳は、継母 19 名、実継母 14 名、実母 8 名。実継母とは、継子と実子を同時に養育する立場にある女性のことです。男性の内訳は、継父 1 名、実父 6 名。女性は継親の立場からの相談が、



男性は実親の立場からの相談が多かったです。つまり、ステップファミリーの中でも、継母・実父カップル家庭の相談が多かったということになります。年数で見ると、再婚前の相談者が13名、それを含めて4年までの相談者が42名、5～10年3名、10年以上3名でした。ステップファミリーの家族が安定するまでに最低4年かかると言われているように、4年までの相談者がほとんどでしたが、少数とはいえ5年以上、10年以上の相談者がいたことから、子育て期を過ぎても課題が継続する、あるいは新たな課題が生じる可能性が示されています。



相談内容の記録から、主訴やそれに関連する文節を抜き出し、内容分析の手法に則ってコードを割り当て、カテゴリーを生成しました。左の図に示しましたように、ステップファミリーの課題は、大きく、子育て・夫婦関係・家庭生活の3つのカテゴリーに分けられます。子育ての課題については、さらに、子どもへの対応困難、子育てのやりにくさの2つの下位カテゴリーができました。それ以外にも、相談者がこれまでに他機関で支援を受けたことについて、外部施設との関わりとして1つのカテゴリーが生まれました。外部施設とは、行政の子育て相談、子どもの発達相談、家庭相談、児童相談所、警察です。今回のデータには含まれていませんが、精神科クリニックでの心理面接、子どもが通う学校のスクールカウンセラー、保健所、法務局を利用した当事者もいます。何れにせよ、最寄りの身近な相談機関です。また、その他については、再婚前からのパートナーの精神疾患や、DV行為で、ステップファミリーの家族構造から生じた課題ではないと判断し、今回の分析からは除外しました。



それでは、それぞれのカテゴリーがどのような内容で構成されているのか、ご紹介します。一番左の列、【子どもへの対応困難】には、子どもの理解・受容の難しさ、子どもの扱いづらさ、継ぎょうだいの難しさがあります。これら3つは継親からのみ生じたコードで、表に★の印がつけてあります。子ども

の理解・受容の難しさとは、中途養育者である継親にとっての、子どもや子育て自体の分からなさ、「甘えられると気持ち悪い」といった気持ちのついていけなさなどです。子どもの扱いづらさとは、躰の困難さや、落ち着かなさ、二面性があるなどの気になる行動、発達障害もありました。継ぎょうだいとは、継子と実子、血のつながらないきょうだいのことです。子ども同士の上手くいなさとともに、相談者が子どもたちを平等に扱えないことに悩むケースがありました。左から二番目の列、【子育てのやりにくさ】には、周囲からのネガティブな影響、パートナーと子どもの調整困難、子どもへの心配ごとがありました。パートナーと子どもの調整困難と子どもへの心配ごとは、実親からのみ生じたコードで、

表に☆の印がつけてあります。周囲からのネガティブな影響は、継母への母親役割期待やパートナーの非協力のほか、継親・実親に共通していたのは、子どもの祖父母の影響や介入、別居親の影響や介入です。別居親と子どもが面会交流を継続している家族もあったので、後ほどご報告します。実親は、子どもがパートナーになじめないとか、反対にパートナーが子どもに拒否的態度をとるといったことから、調整困難を感じていました。また、再婚によって、あるいは夫婦の子が生まれることによって実子が疎外されることにならないかといった不安の他、継親を実の親と思い込んでいる実子への告知の問題、養子縁組や名字の変更をどうするかといった現実的な心配ごとがありました。【夫婦関係】における子どもをめぐる対立とは、継親が子どものことを愚痴ると、子どもの実親であるパートナーが反論して争いになる、反対に、実親は、子どもに愛情をかけてくれないパートナーに不満を持つなどのことです。夫婦関係形成の困難とは、時間のなさ、コミュニケーションの不足などです。【家庭生活】における居心地の悪さとは、ないがしろにされる、ルールが作れないといった家庭内での居心地の悪さの他、以前の家庭をよく知るご近所の中に入っていくこと、マイノリティであることなど、社会の中での居心地の悪さがありました。否定的感情とは、嫉妬心や劣等感、自信のなさなどです。継親にのみ、イライラや不眠、うつ病、不安障害といったストレスによる不調が生じている場合もありました。

次に、継親の課題を、年数別に見ていきます。再婚前は5名、0～4年26名、5年以上は少なく1名のみ、10年以上は2名でした。表を見ますと、再婚前から10年以上を過ぎた相談者にも共通して生じていたのは、子どもの理解・受容の難しさ、夫婦関係形成の困難、家庭生活での居心地の悪さでした。4年までの間に課題が集中しており、この期間にストレスによる不調が生じていました。4年までに、以前の家庭や前パートナーへの嫉妬心、劣等感、子育てにおける自信のなさ、子どもを叱ると「血のつながりが無いから叱ってしまうのか」と自己嫌悪に陥るといった否定的感情が見られました。さらに、10年を過ぎても夫婦関係の課題が解消していないケースには、虚しさや無力感が生じていました。

同じように、実親の課題を、年数別に見ていきます。再婚前は8名、0～4年3名、5年以上は2名、10年以上は1名でした。継親は0～4年の相談が多かったのに対して、実親は再婚前の相談の方が多く、再婚後は少ない傾向がありました。実親には、パートナーと子どもの調整困難・子どもへの心配ごとといった子育てのやりにくさと、家庭生活における居心地の悪さが、再婚前から10年以上の相談者にもありました。実親にとっての居心地の悪さは、家庭経済の問題や、周囲の視線、親族の介入などです。実子の養育費を継親にどの程度負担してもらうのか、亡きパートナーの法要など、スタンダードな答がない中、

1つ1つ話し合って選択していかなければならない煩雑さ、感情的なこじれやすさがありました。実親の否定的感情は、再婚前の子どもへの罪悪感や自信のなさ、再婚は良くないことといった抵抗感がありましたが、再婚後にはありませんでした。

II-3 課題によって引き起こされる状況

★継親（実継親も含む）	★実親
子どもの良い親になろうと思っていたのに、思いつかない「子どもへの対応困難」や「子育てのやりにくさ」によって、努力してもできない自分と向き合うことになり、アイデンティティの危機的状況に陥ると考えられる。	子どもへの罪悪感や心配を抱える一方で、継親子育てをこなそうと努力するが、自身も絆が不均衡な家族構造に組み込まれているため、「調整困難」な状況に陥ると考えられる。
★★ どちらの親にとっても、子育ての課題に加えて、夫婦関係、家庭生活の課題があり、それぞれが影響しあって悪循環となりやすい。こうした状況が継続すれば、家族メンバーの自己肯定感や自己信頼感が低下し、「ストレスによる不調」に陥る可能性が高い。家族発達や子どもの成長にも、良くない影響が及ぶと考えられる。	

相談者の立場ごとに再婚前～4年までの課題をまとめますと、継親の課題は、子どもの良い親になろうと思っていたのに、思いがけない子どもへの対応困難や、子育てのやりにくさによって、努力してもできない自分と向き合うことになり、アイデンティティの危機的状況に陥ると考えられます。実親の課題は、子どもへの罪悪感や様々な初婚家族の子育てにはない心配を抱える一方で、パートナーと子どもの関係をつなごうと努力するが、自身も絆が不均衡な家族構造に組み込まれているため上手くいかず、調整困難な状況に陥るものと考えられます。このように、継親・実親の子育ての課題は異なりますが、それぞれに夫婦関係、家庭生活の課題が影響しあって、悪循環となりやすいことが共通しています。こうした状況が継続すれば、自信のなさなどの否定的感情も高じて、メンバーの自己肯定感や自己信頼感が低下し、ストレスによる不調に陥る可能性が高いと思われます。そのような場合には、家族発達や子どもの成長にも、良くない影響が及ぶと考えられました。

5年以上・10年以上の相談者は少数でしたが、どのような課題があったか、具体例を紹介します。継親には、成人した継子、継子の結婚相手とその親族、孫にあたる継子の子どもの対応の分からなさ、自信のなさが生じていました。継きょうだいの問題は、子どもたちが成長して子育て期を過ぎても、次には就職先や婚期をめぐるパートナーからの比較、批判があり、やりにくさが続いているケースがありました。子どもをめぐる対立から、夫婦の信頼関係を築けないまま子育て期を終えた夫婦の、新たな関係維持の困難が生じていました。長年、継子の世話をしてきたのに、パートナーからの労いや感謝がなく、それどころか反対に否定されてしまい、「自分の人生は何だったのか」と無力感や虚しさが生じたケースがありました。実親は、亡くなった前パートナーの法要を、いつまでどのような形で続けるのかといったことや、それをめぐるパートナーとの対立、親族の介入などがありました。高校卒業を機に、実子だけ家族を離れて別居することを迫るパートナーと実子の新たな調整困難が生じたケースがありました。再婚時には小さかった子どもが思春期を迎え、些細なことで家出したケースもありました。子育ての大変な時期を過ぎても、パートナーと心が通わず「離婚を迫られている」とか、「ステップならではのイベントがあるとすぐに陰悪になってしまう」といった不安定な夫婦関係のケースがありました。継親・実



親ともに5年以上の相談者は少数ですが、長年の努力を経てきた分、子育てや家族形成の失敗感、敗北感が募り、より心理的ダメージが大きくなると考えられました。

ここで、面会交流の課題についてご報告します。子どもと別居親が面会交流を行っている相談者は8名（継母4名・実母2名・継父1名・実父1名）、全体の16.7%でした。課題がありながらも、面会交流に関して何らかの支援を受けていた相談者はいませんでした。面会交流にまつわる課題は、子どもへの影響、別居親との調整困難、パートナーとの調整困難、否定的感情がありました。それぞれの具体例をご紹介します。

子どもへの影響には、継親・実親ともに言及がありました。たとえば、「子どもが面会後に荒れる」「話さなくなる」「二人の母親の間で葛藤がある様子」「面会が頻繁すぎて疲れている」といったことです。また、継親・実親ともに、別居親との調整困難がありました。

「別居親から子どもに悪口を吹きこまれる」「日程調整をお願いしても聞き入れてもらえない」「喧嘩になる」「子どもから色々聞いた別居親が子育てに介入してくる」「頻繁に連絡してきて困る」などです。実親には、面会をめぐってパートナーとの調整困難がありました。「子どもが面会することをパートナーが嫌がる」「育てているのはこちらなのに、と不満を持っている」などです。継親には、否定的感情がありました。「子どもにとって別居親との面会は必要なことと頭では理解していても、不愉快になる」「教育も養育費もこちら任せで無責任」「気持ちの整理がつかなくて、どうせ自分の子ではないと投げやりになってしまう」「パートナーや子どもにあたってしまう」「実親の効力が強すぎて子どもとの関係が築けない」などです。

Ⅲ 外部施設との関わり

1 外部施設との関わりの内訳 <ul style="list-style-type: none"> 相談者のうち、過去に家族に関することで外部施設のサポートを受けた親は6名(継母2名・実継母3名・実母1名)。 施設名称は、行政の子育て相談、子どもの発達相談、家庭相談、児童相談所、警察。 施設のサポートを受けた経緯は、自主相談、行政保護。 	2 サポート内容 <ul style="list-style-type: none"> 自主相談の内容 <ul style="list-style-type: none"> 「継子への接し方」 「子育ての上手いかなさ」 「子どもの発達障害」 行政保護の内容 <ul style="list-style-type: none"> 学校・地域からの通報 子どもの家出
---	---

これまで、ステップファミリーの課題を見てきましたが、次に、外部施設との関わりについてご報告します。相談者のうち、過去に家族に関することで外部のサポートを受けた方が6名いました。内訳は継母2名、実継母3名、実母1名です。施設は、行政の子育て相談、子どもの発達相談、家庭相談、児童相談所、警察でした。サポートを受けた経緯は、自主相談、行政保護の二通りがありました。自主相談の内容は、「継子への接し方」「子育ての上手いかなさ」「継子の発達障害」に関するものでした。行政保護の経緯は、学校・地域からの通報を受けた場合と、子どもが家出した場合があります。保護の必要がなく帰されたケースと、そのまま施設入所になったケースの両方ありましたが、いずれの場合も、相談者の実感としては「突然連れ去られた感覚」「ショック」「差別的視線を感じた」というものがありました。また、家族への説明・指導がないまま子どもと離れ離れになり、「子どもは大丈夫だろうか」「不安になっていないだろうか」といった心配や、「家族で解決できなかった」「今後どうしたらいいのか分からない」といった無力感が生じていました。

Ⅲ-1 相談者のサポート経験

相談内容 「子どもへの接し方」 「子育ての上手いかなさ」 「子どもの発達障害」	保護内容 子どもの家出 地域からの通報
相談者の対応 傾聴 不適切な助言	相談者の対応 突然の保護 説明・指導なし
相談者の感じること 一時的な安堵 無力感 あきらめ 違和感 苦し 理解の得られにくさ	相談者の感じること 連れ去られた感覚 ショック 差別的な視線 無力感 子どもへの心配

というものがありました。また、家族への説明・指導がないまま子どもと離れ離れになり、「子どもは大丈夫だろうか」「不安になっていないだろうか」といった心配や、「家族で解決できなかった」「今後どうしたらいいのか分からない」といった無力感が生じていました。

Ⅲ-2 サポートの結果

自主相談ケース <ul style="list-style-type: none"> 傾聴対応のみでは、「一時的な安堵」を得ることはできるが、同時に「無力感」や、相談に対する「あきらめ」が生じやすい。 不適切な助言には「違和感」「理解の得られにくさ」を感じ、助言通りにできない「苦しさ」を引き起こした。 <p>例：「甘えさせてあげて」「お母さんと呼ばせてあげて」</p>	行政保護ケース <ul style="list-style-type: none"> 突然の保護に、子どもを「連れ去られた感覚」「ショック」を感じた。 ステップファミリー=虐待という「差別的視線」を患った。 説明・指導がなく引き離されたことに、「子どもへの心配」と、家族としての「無力感」が生じた。
--	---

相談者のサポート経験を、自主相談ケースで追ってみたいと思います。左側の表の一番上の枠には、相談内容が記してあります。継母が、継子への接し方、子育ての上手いかなさ、発達障害について相談したところ、援助者の対応としては、傾聴や不適切な助言がありました。右下に具体例を示しましたが、「母親はあなたなのだから」「甘

えさせてあげて」「お母さんと呼ばせてあげて」といった内容です。こうした言葉がけは、実親の育児相談に置き換えてみても不適切であり、援助者として考えにくいものですが、相談者が継親の場合には、継親子が早く実親子のような関係になることが、問題解消の糸口になると思われがちなのではないでしょうか。このような助言を受けて相談者が感じたのは、表の一番下の枠内にあります、一時的な安堵、無力感、あきらめ、違和感、苦しさ、理解の得られにくさでした。こうしたことから、傾聴対応のみでは一時的な安堵を得られるにすぎず、同時に「ただ聴いてもらっただけ」「どうせ解決にならない」といった無力感や相談に対するあきらめが生じやすいと思われます。また、不適切な助言には、違和感、理解の得られにくさを感じ、さらには助言通りにできないことへの苦しさを引き起こしていたようです。

IV 総合考察	必要とされる支援とは
<p>電話相談事例の分析から分かったこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 再婚前の相談あり 再婚4年までの相談が多い 5年以上、10年以上の相談もあった 嫁より前年・前年より更かの相談が多い 一時的な安堵の相談が多い 継親の実態として、子どもの理解・受容の難しさがあがる 自主相談におけるサポート経験では、継親子のような関係を目標とする高がなされている 子どもの発達障害を疑う継母の相談が複数あった 子育ての課題には、夫婦関係・家庭生活の課題も影響している 行政機関におけるサポートは、継親への説明・指導がなされていない一家庭の難方式 	<p>再婚前の情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 再婚前4年までのステップファミリーへのケア 子育て期を過ぎたステップファミリーの課題へのケア ステップファミリーの専門知識に基づいた傾聴対応 家族の見立てに基づいた説明 さまざまな見通しや今後の可能性、他のステップファミリーのやり方を伝えるなど、必要な情報の提供 居性役割・性別役割にとらわれない子育てのあり方・家族関係の構築 子どもの発達障害を疑い、関連の専門知識に基づいた見立てと助言 個人ではなく家族関係に働きかけるアプローチ メンバーの意思や所属を高め、家族のレジリエンスを促すアプローチ 家族のコミュニケーションに関する心理教育 居性交流支援など、必要なサポートが得られる施設・機関の紹介

以上のことから、ステップファミリーに必要な支援とは、初婚家族の親子関係を前提としない、ステップファミリーの専門知識に基づいたものでなければならないと思われました。そのためには、再婚前の情報提供から始まり、4年までの課題への対応、さらには子

育て期を過ぎたステップファミリーへのケアの視点が必要です。特に子育て期の継親・実親にとっては、タイムリーな情報が必要であるため、傾聴対応だけでなく、家族の見立てに基づいた今後の大まかな見通しや可能性の説明、すぐに実践可能な生活上の工夫などの助言が必要です。その際には、家族の問題点ばかりに注目するのではなく、家族の強みに焦点を当て、エンパワメントするアプローチが望ましいと思われます。継親・実親が訪れる相談機関は、一般的な子育て支援など身近な相談窓口であるため、相談員がステップファミリーの専門知識や情報を持ち、必要に応じた対応ができることが望ましいと思われます。ステップファミリーの子どもの面会交流に関しては、継親・実親の理解とサポートが不可欠です。しかし、再婚を機に面会が途絶えるケースも多く、継親・実親に必要な情報はほとんどないよう思われます。様々な葛藤を超えて子どもを支える継親・実親自身へのサポートも必要と思われます。


今回のご報告は少数事例にすぎませんし、再婚時の子どもの年齢や性別によっても課題が異なるため、今後もデータの積み重ねとともに、さらに詳細な検討が必要と思われます。また、一心理の立場からの限られた検討には、偏りもあるかと思われます。今後、家族に関わる様々な専門家の知見を合わせて、ステップファミリー支援に役立てていくことができますよう、ぜひ皆様のお力添えをお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

今後の課題

今回の報告は少数事例であり、今後もデータの収集を重ねる必要がある。
また、一心理士の立場からの限られた検討であるため、偏りがある。家族に関わる様々な専門家の知見を合わせて、ステップファミリー支援に役立てていきたい。

ご清聴ありがとうございました。



継子たちが語るステップファミリー経験と日本の家族制度の課題

Life-histories of Adult Stepchildren in Social Contexts in Japan

菊地真理

Mari Kikuchi

大阪産業大学 経済学部 准教授

大阪産業大学経済学部の菊地真理です。私は日本のステップファミリーの継親の立場にある方、特に継母の立場にある方、最近ではステップファミリーで育ち成人した継子の立場にある方に、直接お会いして家族経験についてインタビュー調査を行ってきました。ステップファミリーならではの家族形成の難しさとは何か、そしてその難しさの背景には日本の家族制度が絡んでいるのではないか、といったことを明らかにする研究を続けています。



今回は、19名の成人継子に対するインタビュー調査の結果に基づき、子どもの立場からみた、再婚後の同居継親子関係と別居実親子関係の再配置（アレンジ）のパターンを分析しました。すると、日本の簡便な協議離婚制や単独親権制が、離婚後の別居実親子の関係を切り離し、再婚後は同居継親が子どもの「親」として代替するのを後押ししていること。そのような代替家族的なステップファミリーでは、別居実親の喪失感から同居継親子関係の発達が阻まれ、継子の葛藤を逆に高めてしまうのではないか、ということが見えてきました。

しかし、欧米諸国の共同監護や共同養育とまではいかないまでも、少数ながら親の離婚・再婚後も別居実親と子どもが途切れずにつながりを継続させる事例もありました。別居実親の存在を否定することなく、そのつながりに安心感を得ることができる。かえって同居継親との緊張関係や同居実親への葛藤を緩和しているように見えます。このような継続家族的なステップファミリーの実践を支えるサポートが、いま日本で求められているのではないかと思います。

セミナーでお話した「継子たちが語るステップファミリー経験と日本の家族制度の課題」については、当日使用した報告スライドにて詳しくご紹介させていただきます。

国際シンポジウム
『ステップファミリーの子どもと大人の未来のために—離婚・再婚後の家族に必要な社会のしくみとは？』
社会・文化的視座からステップファミリーの理解と支援を目指す日米プロジェクト 新しい家族支援政策の提言に向けて

継子たちが語るステップファミリー経験と日本の家族制度の課題

2015.9.13
菊地真理(大阪産業大学経済学部・准教授)

離婚後の家族関係と制度との関わり

届出による協議離婚（民法763条）・・・裁判所などの第三者機関が介入せず、当事者の合意のみで離婚が成立。

- 親権者・監護者の指定や離婚後の子の監護に関する取り決めが確実になされるという保証はない。

単独親権制（民法819条1項）・・・非親権親は離婚後の子の監護において曖昧かつ弱い立場に置かれてしまう。

- 養育費支払いや面会交流を通じて扶養義務を果たすことになるが、法的拘束力はなく確実な履行には程遠い現状。

⇒離婚後の親権は8割が母親へ

- 親権のない別居親（父親）と子どもの関係を維持するためのサポートは乏しく、別居親子は疎遠になるものと考えられてきた。

2

近年の親子関係の変化

子育てにおけるジェンダー役割の変化

- 90年代以降、父親役割・規範の変化
 - 「権威としての父親」→「父親不在」→「稼ご手、子どもの社会化とケアを担おうとする父親」の登場

子どもと深い愛着を形成した父親が、離婚後も交流を求める傾向

- 離婚後の別居親子の交流継続件数の増加
- 交流継続に対する肯定意識の増加 1986年: 4割⇒2006年: 7割超 (Kikuchi, 2008b)
 - 男性の家事参加(家庭内のケア領域への参加)に肯定的な人ほど別居親子の交流継続に賛成する傾向
- 家裁への申立件数増加
 - 子ども数の減少にともない元配偶者間・親族間で子ども・孫の奪い合いを引き起こしている。

家族法学者間で離婚後の子の監護に関する議論が展開されているが、現行法が再婚後のステップファミリーをどのように規定しているかという視点は乏しい。

3

再婚後の家族関係と制度との関わり

ステップファミリーの継親子関係の法的な曖昧性？

- 継親にとって継子は「配偶者の直系卑属」であり、養子縁組をしなければ同居していても扶養義務は生じない。
- 継親子間養子縁組・・・家裁や非親権親の許可を不要とするなど成立が容易に（民法797,798条）。

⇒同居継親を「親」として法的に位置づけることで継親子関係を強化し、親権のない別居親と子どもの関係はさらに弱められる。

⇒日本の現行法は、再婚後は継親が「親」を代替することによって、初婚のような核家族を再現しやすい状況に寄与する (Kikuchi, 近刊)。

4

共同監護制をとる米国のステップファミリーと別居親

別居実親子の交流・離婚後の両親による共同養育が前提

- 両親の協力的共同養育や別居親との交流継続は子どもの適応にとって重要 (van Eeden-Moorefield & Pasley, 2013)

離婚後の両親と子どもを支える社会的支援制度

- たとえば、カリフォルニア州家庭裁判所 (Harada, 2013)
 - 離婚後の子どもの養育計画作成の義務づけ、両親間での合意形成を支援
 - 面会交流の実施や第三者による仲介支援
- 再婚は、元配偶者間や別居親と同居継親のあいだで緊張や葛藤をとまなう調整ごとが増えるため、共同養育や別居実親子の交流の障害となる。
➡互いの役割を明確にし、それぞれの関わり方についての明確なガイドラインをつくらなくてはならない (Ganong & Coleman, 2004)。

5

実/継親子関係のアレンジと子どもの適応

(White & Gilbreth, 2001; King, 2006など)

King(2006)：同居継父と別居実父のいる思春期の子ども1,149名のデータを対象
⇒継父と実父に対する親密性の評価と実/継親子関係からもたらされる影響に関する仮説検証

- 実父・継父ともに親密な関係であるため、二重の経済的・心理的資源を得ることができる「累積仮説」(25%)
- 実父と継父両方と関係を継続すると葛藤が生まれるため、どちらかと親密な関係をもてれば十分
 - 血縁のある実父とのみ親密な関係をもつ「血縁優位仮説」(16%)
 - 同居している継父とのみ親密な関係をもつ「同居優位仮説」(35%)
- 実父・継父ともに子どもの成長に関わらないため世帯内外で資源に乏しい「無関与仮説」(24%)
- 問題行動や学業成績のリスクが最も低いのは、実父と継父双方と親密な関係を築いていた子どもたち。2人の父親から成長発達や教育達成に利益となるような資源がもたらされるため。

⇒共同養育を前提としない社会制度的文脈にある日本では、継子たちはどのような親子関係のアレンジを経験しているか？子どもの適応やライフコースにどのような影響をもたらしている？

6

若年成人継子19人に対するインタビュー調査

実/継親子関係のアレンジ・パターン

- 代替型・・・4ケース
 - 別居親とは乳幼児期に離別/死別して交流が途絶えている。
 - 継親を「お父さん/お母さん」と呼び、最初から親であることを受け入れている。
- 喪失型・・・11ケース
 - 別居親との交流がない（離婚時に断絶4ケース、思春期・成人期に再会5ケース、再婚を機に断絶1ケース、思春期に断絶1ケース）、継親との関係も深まらず、双方の関係を喪失。
- 並行型・・・4ケース
 - 別居親との交流が継続している（離婚時から交流継続1ケース、別居親は死別・親族や墓参りを通じた間接的・象徴的交流が継続3ケース）、継親をあだ名やニックネームで呼び、親ではないが愛着があり家族とみなしている。

7

代替型のアレンジ

就学前の時期に両親の離婚と再婚を経験しており、別居親の記憶がない。

いなくなった別居親の代わりに、同居親の再婚後は継親を「親」として自然に受容する。継親が親としてしつけの役割の主体となってしまうと、継子は「厳しい」と感じ萎縮してしまう。必ずしも継親と深い親密な関係が形成されているわけではない。

別居親についての話題や存在したいが家庭のなかでタブーになっている。「継親」「ステップファミリー」であることを思春期や成人になるまで聞かされなかったケースもある。現在のステップファミリーを維持しようとする同居親に配慮して、疑問を抱えながらも受け入れようとする。

8

喪失型のアレンジ

別居親とは幼少期より交流が途絶えているケースが多い。同居親から聞かされた負のイメージをそのまま受容することにより、別居親に対する思慕や親密な感情が育たない。別居親である父親/母親のイメージを具体的にもてないまま成長する。

継親を「親」として受容していたが途中で関係が悪化してしまうケースや、別居親を「親」と認識しているため継親との関係を回避したケースがある。

継親との関係に葛藤が高まったり、深刻な虐待的行為が行われたときに、逃げ場がなく支援者もいない。継父から進学への理解と支援が得られない場合には断念せざるを得ないなど、自立に向けて資源に最も乏しいグループ。

9

並行型のアレンジ

別居親や亡くなった親の存在を当然視しているのでタブー化の程度は低い。継親は「親」ではない存在として表親の養育を部分的に支えるもので、相対的に継親子間で生じる葛藤も小さく、関係も良好。

死別の場合には別居親の親族との交流を続けていたり、家のなかに仏壇を置いたり皆で参りするなどの間接的・象徴的に別居親の存在を実感できている。親族から生前の別居親や自分との思い出話を聞くなどして、良いイメージが保たれたまま成長している。

別居親やその親族との関係は、世帯内家族関係で生じる葛藤・困難からの避難所、身近な役割モデル、親身になって相談に乗ってくれた相手、キャリア形成のための支援など、経済的/情緒的サポート資源の提供源となつて世帯を超えたり、成人に至るまでの継子の成長と自立を支えている。

10

考察①:親子関係のアレンジと子どもの適応

別居親との関係が途切れているケースが多い。しかし、「親」代わりとなった継親と深く親密な関係を築けているわけではない。
→「親」代わりとして継子の子育てに関わることが継親子間に葛藤を生じさせているため？

別居親と同居継親とも親密な関係を築けていない代替型・喪失型では、その家族経験が反面教師となり、結婚に消極的で家族形成や親となることへの不安や恐れにつながっている。→別居親とその親族の喪失は、継子の成長発達や教育達成に必要なサポート資源を失うことであり、大きな損失。

相対的に別居親や継親とも良好な関係を築いている並行型では、複数の親的存在のなかから役割モデルを選択することができたり、別居親やその親族が支えとなっていたが、直接の面会交流をしていたケースでも半年から年に1度だけ。→別居実親子関係の維持を支える制度や規範がないため？

11

考察②:政策へのインプリケーション

ステップファミリーの家族形成を規定する現行制度の課題

- 1組の両親と子どもからなる核家族の再現に寄与する固定的・硬直的な法制度が、離婚・再婚後につくられる複数の親子関係の維持を困難にしている。
- 別居親との交流継続と両親の協力的な共同養育が子どもの「最善の利益」にかなうとして、共同親権・監護制へと制度を転換させた欧米とは対照的。
- 初婚継続家族と比較してステップファミリーの子どもが不利であるように見えるのは(稲葉, 2011)、このような社会制度的要因が背景にあることを見逃がしてはならない。

ステップファミリーから見た日本の家族制度の今後

- 別居親との交流継続と共同養育を前提とした継続家族モデルの実践を支える
- 何が必要か？
 - 協議離婚時に養育計画作成や合意形成のための家庭教育プログラムなどの制度的介入
 - 離婚後の面会交流仲介支援の充実と、調整機能を担う第三者機関
 - 非親権親を排除しない継親子間養子縁組の検討

12

文献

- Ganong, L. & Coleman, M., 2004, *Stepfamily Relationships: Development, Dynamics, and Interventions*, Kluwer Academic/Plenum Press.
- 原田綾子, 2013, 「アメリカにおける面会交流支援—カリフォルニア州ロサンゼルス郡での取組」 榎村政行編著, 『面会交流と養育費の実務と展望—子どもの幸せのために』 日本加除出版, 214-223.
- 菊地真理, 2005, 「継母になるという経験—結婚への期待と現実のギャップ—」, 『家族研究年報』 30号, 49-63.
- 菊地真理, 2008a, 「ステップファミリーにおける継母子関係の形成とストレス」, 『家庭教育研究所紀要』 30, 日立家庭教育研究所.
- 菊地真理, 2008b, 「離婚後の別居親子の接触の賛否を規定する要因—JGSS-2006を用いた分析」, 『日本版 General Social Surveys研究論文集[7]JGSSで見た日本人の意識と行動』, 93-105.
- 菊地真理, 近刊, 「ステップファミリーにおける継親子間の養子縁組と別居親子間関係—インタビュー事例に見る離婚・再婚後の家族形成と法制度—」, 松岡悦子編, 『家族と国家のリプロダクション(仮)』, 勉誠出版.
- King, V., 2006, The Antecedents and Consequences of Adolescents' Relationships With Stepfathers and Nonresident Fathers, *Journal of Marriage and Family*, 68, 910-928
- 野沢慎司・菊地真理, 2014, 「若年成人継子が語る継親子関係の多様性—ステップファミリーにおける継親の役割と継子の適応」, 『研究所年報』 44号, 明治学院大学社会学付属研究所, 69-87.
- 野沢慎司, 2015, 「ステップファミリーの若年成人子が語る同居親との関係—親の再婚への適応における重要性—」, 『社会イノベーション研究』 第10巻第2号, 59-83.
- van Eeden-Moorefield, B & Pasley, K., 2013, "Remarriage and Stepfamily Life", G. W. Paterson and K. R. Bush (eds.), *Handbook of Marriage and the Family*, Springer.

13

日本のステップファミリーをめぐる家族法の動向と課題

Stepfamilies in the On-going Discussion on Family Law Revision in Japan

棚村政行

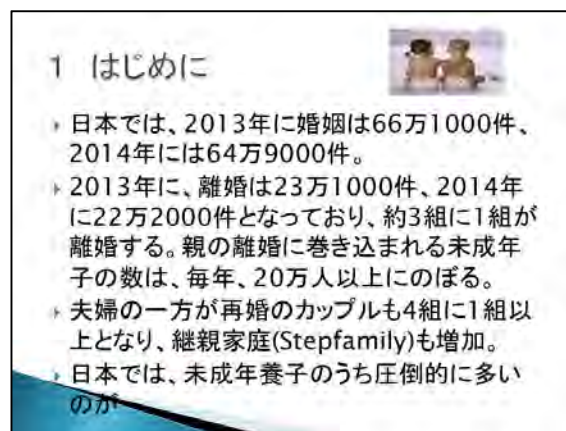
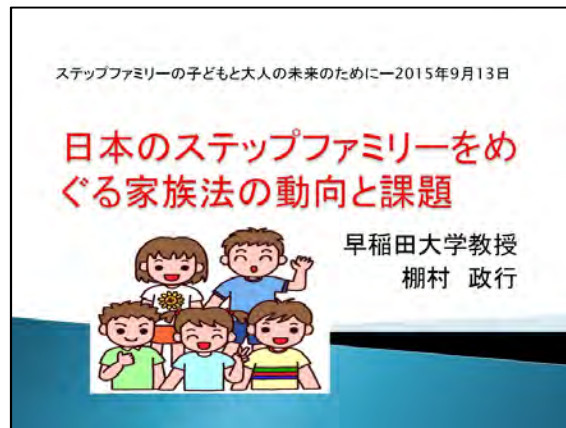
Masayuki Tanamura

早稲田大学 法学学術院 教授



家族法学者として、現代の家族をめぐる多様な問題に積極的な発言を続けていらっしゃる棚村先生には、家族法学界での法改正に関する議論の中でも、ステップファミリーに関わる部分を中心に整理して教えていただきました。そして、ステップファミリーをめぐる日本の家族法にどのような課題が残されており、それがどのような方向に、いかにして変えていくべきか、お話しいただきました。硬直的な現在の日本の法制度を、多様な家族に対応できる柔軟な制度に変えていくことが必要である点を強調されていました。

ここでは、当日のスライド資料を掲載しています。(野沢)





- 連れ子養子で、継親養子縁組と呼ばれる。
- 離婚後の単独親権の原則が採られているため(民法819条1項)、離婚後の親権者は8割以上が母親である。
 - このように、未成年の子を伴って離婚や再婚が行われると、再婚家庭、再構成家族に、家族法的には、具体的にどのような問題が生じてくるのか、夫婦の一方や双方、継親子関係について家族法はどう規律すべきかを検討する。

2 再婚夫婦をめぐる問題

- 民法733条の再婚禁止期間の合憲性—再婚禁止期間は違憲の規定か(最判平成7・12・5判時1563号81頁、判タ906号頁)
- 岡山地判平成24・10・18LEX/DB【文献番号】25483495
- 広島高岡山支判平成25・4・26判例集未搭載も、立法目的に合理性があり、憲法14条1項、24条2項に違反しないと控訴棄却。
- 2015年12月16日、最高裁は大法廷で、嫡出推定が重複する100日を超える範囲で違憲とした。

2 再婚夫婦をめぐる問題

- 民法733条の再婚禁止期間の合憲性—再婚禁止期間は違憲の規定か(最判平成7・12・5判時1563号81頁、判タ906号頁、岡山地判平成24・10・18LEX/DB【文献番号】25483495)
- 広島高岡山支判平成25・4・26判例集未搭載も、立法目的に合理性が認められ、憲法14条1項、24条2項に違反しないと控訴を棄却。
- 2015年2月、最高裁は大法廷に付し、11月4日弁論が開かれる。

- 夫婦同氏の原則—夫婦は婚姻すると同じ氏(Surname)を名乗らなければならない(民法750条)。夫の氏を称する婚姻が96%。
- 賛成側—夫婦の一体性の確保、国民感情等
- 反対側—一家意識の温存、氏名人格権、社会的不便不都合等
- 夫婦別姓訴訟(東京地判平成25・5・29判時2196号67頁、東京高判平成26・3・28LEX/DB【文献番号】25503288は合憲)—最高裁は2015年11月に大法廷で弁論を開くので、違憲判断の可能性はある。



3 継親子関係をめぐる法的問題

- ▶ 家制度と継親子関係—日本では、明治民法の家制度のもとで、継親関係も法的親子関係が擬制された(旧728条)。継親子も扶養義務(旧954条1項)、親権(旧877条)が認められたが、親の離婚により法的親子関係は消滅(旧729条1項)。
- ▶ 現行民法—継親と継子は、直系姻族—親等の関係でしかない(725条、726条)。継親子関係は、明治民法下での法的親子関係否定。



- ▶ 継親子関係と連れ子養子—普通養子縁組では、家庭裁判所の許可が不要(798条ただし書)。子が15歳未満の場合の代諾養子縁組では、非監護親の同意なく養子縁組ができる(797条2項)。
- ▶ 継親と特別養子—特別養子縁組は、要保護性や特別の事情があるときに審判で認められるが、継親にも認めた事例がある(名古屋高決平成15・11・14家月56巻5号143頁)。
- ▶ 学説では、積極説と消極説で対立がある。

- ▶ 継親の扶養義務—継親子には親族間の扶養義務が生ずる場合があるが、これは特別の事情がある例外的なケースである(887条2項)。しかし、夫婦の扶養(民法752条)や婚姻費用(760条)の中に含まれるため、実際上は、継親は継子の扶養義務を負担することになる(東京家審昭和35・1・18家月12巻5号)。
- ▶ 継親の親権・監護権—継親は、養子縁組をしないかぎり、子に対する親権・監護権はもた



- ▶ ない。解釈論として、事実上の養親子関係や準縁組として事実上の扶養や身上監護を認める立場もあるが、通説は否定する。
- ▶ 離婚後の再婚家庭と面会交流—実親による面会交流と再婚家庭の安定の確保(大阪高決平成18・2・3家月58巻11号47頁等)。
- ▶ 継親による面会交流—6年弱の事実上の監護をしてきた継子との面会交流を否定(東京家審昭和49・11・15家月27巻10号55頁)。

- ▶ 継親子関係と相続—継親子間では、養子縁組か遺言でもないかぎり、お互いに相続権があるわけではない。もともと、相続人不存在の場合に、事実上の親子など特別縁故者として財産分与を受けられる可能性はある(958条の3)。
- ▶ 継親子と社会立法—育児介護休業法の改正で、特別養子縁組を結ぼうとしている里親、継親、事実上の養親などにも認めるかどうか議論されている。もともと、継親は、他方配偶者との婚姻による姻族一親等でしかなく、実質的な親子関係も多様である。

4 おわりに—今後の展望



- ▶ ステップファミリーの定義と再定位の必要性—継親子関係を含む再婚家庭、子連れ再婚家族に限らない。
- ▶ ステップファミリーの多様化・多元化—同性カップル、事実婚カップルなども含まれる。
- ▶ 家族再編のプロセスと連鎖・拡張ネットワーク
- ▶ 整理縮小モデルと拡大・発展モデル
- ▶ 家族の実質に即した法的構成と法的保護の必要性

- ▶ 家族の多様化・実態の変化に適合した法の改正—多様なカップル、法律婚の相対化
- ▶ 実務や法の運用で積み上げてきたルールの明確化、子どもの権利と親の平等化
- ▶ 制度としての家族(公序)と家族における個人の尊重(自己決定)—規制強化と規制緩和
- ▶ 家族法の改正と紛争解決制度(家事事件手続法等)・社会的支援制度の充実



- ▶ 2012年4月の自民党の改憲草案一憲法24条に家族の尊重や家族の助け合いの規定。
- ▶ 家族の扶養の可否の確認をする生活保護法の改正提案など、家族の責任強化の方向。
- ▶ むしろ、**家族の無縁化、貧困化、孤立化**への対応が急務。家族の責任や負担を強化するのではなく、家族の法政策としては、**多様化し、弱く脆くなっている家族を国や社会がいかに支援していくか**が喫緊の課題ではないか。

〈参考文献〉

- ▶ 早野俊明「ステップファミリーをめぐる法的課題と展望」家族〈社会と法〉27号64頁以下(2012年)
- ▶ 野沢慎司「ステップファミリーをめぐる葛藤」家族〈社会と法〉27号89頁以下(2012年)
- ▶ 早野俊明「わが国における継親子の法的関係」Artes Liberales 63号159頁以下(1997年)
- ▶ 栗林佳代「継親子関係をめぐる諸問題」法時86巻6号40頁以下(2014年)
- ▶ 許末恵「継親子関係について」一橋論叢95巻1号83頁以下(1986年)等



国際シンポジウム 2015

ステップファミリーの子どもと大人の未来のために 離婚・再婚後の家族に必要な社会のしくみとは？

*Toward a Better Future for Children and Adults in Stepfamilies:
What Social Policies Are Needed for Separated and Repartnered Families?*

第Ⅱ部

Part II

【開催日】

2015年9月13日（日曜）
13時00分～15時30分

【場所】

明治学院大学白金キャンパス
2号館 2301教室

アメリカのステップファミリーをめぐる社会的・法的環境の変化とその影響

Changes in the Social and Legal Institutions Surrounding Stepfamilies and Their Effect upon Stepfamily Life

ローレンス・ギャノン

Larry Ganong

ミズーリ大学 人間発達・家族研究学科 教授

マリリン・コールマン

Marilyn Coleman

ミズーリ大学 人間発達・家族研究学科 名誉教授

(日本語訳：伊藤幸代)

野沢：アメリカとニュージーランドからゲストスピーカーをお招きしています。最初にアメリカから、ローレンス・ギャノン先生とマリリン・コールマン先生です。お二人は4年前にも明学に来ていただきました。そのときのステップファミリー会議の様子は、『日米ステップファミリー会議 2011 報告書』(SAJ・野沢編、2012年3月)として刊行されています。関心のある方はそちらを見ていただきたいと思います。お二人は、アメリカのステップファミリーの研究の第一人者と言って間違ありません。ステップファミリー研究の書籍や論文には、必ずこのお二人のお名前が出てきます。長年にわたって、ステップファミリーの様々な面を研究されています。また、ステップファミリーをめぐる社会的な背景や制度の問題にも精通しています。そこで今回は、特に社会制度の面でアメリカのステップファミリーはどうなっているのか、アメリカの研究ではどのようなことが言われているかをお話ししていただく予定です。私はローレンス・ギャノン先生をラ



リーと呼んでいます。ラリーとマリリン、お二人の報告をお願いいたします。

ラリー(ローレンス)：本日はお招きいただき誠にありがとうございます。この場に参加させていただき、大変光栄に思います。国際交流基金・日米センター(CGP)、SAJ、そして私たちの友人であり、今回お招きいただいた野沢先生に感謝しています。

午前中の報告者の方々から大変多くを学ぶことができました。その一つは日米では文化はかなり違うものの、ステップファミリーの経験は両国とも非常に似ているという点です。また、両国の文化には多くの類似点があります。文化における相違点は類似点より気が

アメリカのステップファミリーをめぐる社会的・法的環境の変化とその影響

ローレンス・ギャノン&マリリン・コールマン
ミズーリ大学 人間発達・家族研究学科
アメリカ合衆国 ミズーリ州 コロンビア
(日本語訳：野沢慎司)

再婚とステップファミリーは国際的な現象である

- どの大陸にも、どの社会にも存在する
- その家族関係ダイナミクスには文化の違いを超えた共通性があることが研究からわかってきた
- 一方、社会によって、ステップファミリーのあり方や機能に影響を与えるような文化的な差異もみられるため、アメリカと日本のステップファミリーにも違いがあるだろう
- 私たちの理解は、アメリカのステップファミリーの慣習、公共政策、調査研究になじんでいる西洋人的視点からのものである。私たちがお話する内容の多くは日本のステップファミリー生活にもあてはまると思うが、もちろんあてはまらない部分もあるだろう。

つきやすいものです。しかし、二つの文化には根本的な類似点が数多くあります。

マリリン：午前中の発表は、非常に素晴らしく感銘を受けました。話されている言葉（日本語）は一言もわかりませんでした。が、（英語に翻訳された）配布資料がよくできていましたし、素晴らしい通訳さんもいらっしゃいましたので、お話の内容はすべて理解することができたと思います。そして、日本とアメリカのステップファミリーの経験がいかに似ているかを知って驚きました。

ラリー：25年前は、アメリカでも離婚後は両親の一方しか監護権（custody）を得られませんでした。そして監護権を得たのは母親でした。父親は、裁判所が許可すれば、子どもへの面会が可能でした。たいていの父親は養育費を支払いました。また、どちらの親が再婚しても、離婚後に監護権や養育費についての決定は変更できませんでした。継親には、親としての権限はありませんでした。25年前には、離婚後1年の時点で半数の父親が子どもとの面会交流をやめてしまい、まったく接触しなくなっていました。

マリリン：25年経った今では、（離婚後における）母親の単独監護からほぼ100%共同監護へと移行しました。両親ともが子どもに関することを決定する権利をもつようになったのです。これは、「子どもの最善の利益」という法律上の原則に基づいています。これは子どもにとってよりよい方向への変化と考えられています。共同身上監護（両親のそれぞれが子どもとどれくらい一緒に暮らし子どもの世話をするか）に

関してはどちらの親の方がどれくらい望ましいかの判断によるところがあり、実際には、子どもが母親と過ごす時間は7割ほどで父親と過ごすのは3割またはそれ以下となるかもしれません。共同身上監護と言っても、母親と父親の家で半分ずつ暮らすということでは

ないのです。一方、25年経っても継親は継子に対してなんの法的権利も義務も有しておらず、これは一向に変わっていません。そして実父は養育費を払わなければなりません。

ラリー：ではこの25年間で、単独監護制から共同監護制に変わった以外に何

定義

- ステップファミリーとは、大人のうちの少なくとも1人が、以前関係があった人との子どもをもっている家族である。
- 継親とは、パートナーが以前の関係での子どもをもっている大人である。
- 継子とは、両親の少なくとも一方が、自分の生物学的親でも養親でもない人と結婚あるいは同棲している人である。継子は、共通の両親を持つようだし、親のひとりだけが共通の異父母きょうだい(half-siblings)、遺伝的にまったくつながりがない継きょうだい(step-siblings)を持つことがある。
- ステップファミリー世帯で2人の親が以前の関係の子どもを含んでいる場合に、複雑(complex)ステップファミリーと呼ばれる。
- ステップファミリー世帯の子どもが母親・父親のどちらか一方とのみ遺伝的あるいは養子縁組によってつながっている場合、単純(simple)ステップファミリーと呼ばれる。

定義(つづき)

- 法的監護権 (Legal Custody)
- 身上監護権 (Physical Custody)
- 単独監護 (Sole Custody)
- 共同監護 (Joint or Shared Custody)
- 養育費 (Child support)
- 共同養育する両親 (Co-parents)
- 同居親 (Residential parents)、別居親 (Nonresidential parents)、継親 (stepparents)

ステップファミリー政策とステップファミリー観

ステップファミリーを捉える4つの視点

1. 不完全な制度として
2. 逸脱的家族・欠損家族として
3. 再構成された核家族として
4. 状況に柔軟に適応した、核家族とは異なる家族形態として

が変わったでしょうか。アメリカでは政策は25年間で大きくは変わっていません。今でも、マリリンが先ほど述べた「子どもの最善の利益」という原則に従っています。また、「親の権利説 (Parental Rights Doctrine)」という原則があります。これは、血縁の親や養子縁組した親が子どもの養育に関する決定において特別な権利、特権、責任を有するという、アメリカ社会における考え方です。また、子どもは2人よりも多くの親を持つことができないという大前提があります。これらは25年経っても変わっていません。

しかし変化したものとしては、私たちの社会の考え方や親の離婚後の子どもにとって何が最善だと思われるか、などがあります。こうした人々の意識の変化は、様々なグループによる精力的な活動によってもたらされました。一つは父親の権利団体です。別居親・非監護親である父親が団体を組織し、子どもの共同監護の必要性を社会に訴えたのです。

2つ目は、フェミニスト団体です。子育てには母親と父親の両方が関わるべきだとして、父親団体に賛同しました。子育ては女性だけの仕事ではないというスタンスでした。

3つ目は、実際に家族に関わる臨床心理士、セラピスト、ソーシャルワーカーたちで、離婚後の子どもが親と交流を断たれたときの悲しみを目にしている人達でした。

4つ目は、驚かれるかもしれませんが、離婚する夫婦に携わり子どもの監護権をめぐる両親の対立がもたらすダメージを目の当たりにした弁護士などの法律家でした。共同監護に反対する弁護士もいましたが、それを推進するグループの1つは法律家たちでした。

そして最後に、マリリンや私のような社会学者たちが共同監護を促進しました。午前中の報告でも何人かの研究者の名前が挙げられていましたが、子どもは両親の離婚後も二人の親が継続して関係が続けることがよい効果をもたらすことを研究の結果として示し、さらに継親も含めた多くの大人が子育てに加われば子どもにプラスになるということを示す研究成果をもたらした研究者たちです。

また、父親も子育てにもっと積極的に携わるべきだという一般社会の考え方の変化も共同監護を後押ししました。

一方、25年間で変わらなかったのは、継親の役割に関する政策や法律です。それらほどではないですが、社会意識もあまり変わっていません。

ステップファミリーと法とアメリカの公共政策

子どもの監護権に関する政策に影響を与えているのは...

親の権利説—生物学的親や養親は、特別な権利と責任を有しており、簡単にそれを剥奪されたり、変更されたりしない。

排他的な親という前提—アメリカの子どもは2人よりも多くの親を持つことはできない。

継親: 継子にとって法的には他人

継親は継子に対して権利も責任も有しない。
• 養子縁組しない限り、継子と法的関係がない。

しかしながら、この点に関して曖昧さがつきまとう...

- 再婚継続の間、継親が「事実上の親」としてふるまうことがある。
- 再婚継続の間、継親が「代理親」の地位を占めることがある。
- 継親の収入は、社会保障や社会福祉に関わる連邦の政策の一部において考慮される。

マリリン: 継親は「継子にとって法的には他人」であるというスライドをスクリーンに映していただいています。それについては説明を省略します。ご質問があれば後ほどお答えしますし、配付資料にも書かれています。

アメリカの家族政策の利点

離婚後も両親が子どもと関係を保ち、子どもに責任を持つ。これが次のような恩恵をもたらす。

- ・ 別居親(大抵は父親)→子どもとの接触や関わりが増える
- ・ 同居親(大抵は母親)→子育ての手助けが増える
- ・ 子どもは一般的に両方の親と交流できることを望む
- ・ 共同養育親が子育てに協力的である場合、あるいは葛藤がないか低い状態で並行養育をうまくやれている場合に、子どもは恩恵を受ける

い父親が子どもの養育に引き続き携われれば、母親は子どもの父親から子育ての手助けを得られます。

また、母親だけでなく、子どもも父親との関係を続けることができます。社会学者が良い父親だと認めないような場合でも、子どもは父親が大好きだという場合もあります。そのような子どもが父親との関係から切り離されると大変悲しみます。ですから、共同養育がうまくいけば子どもにメリットがあります。そしてうまくいけばそれぞれの親にもメリットがあります。後ほど、父親にうまく子育てに関与してもらえるようになる取り組みを紹介します。

午前中に、日本でジェンダー役割が変化しており、父親の役割への期待が大きくなっているというお話がありました。これはアメリカでも同じです。私たちの推計では、約8割の親は分別のある効果的な共同養育ができているとされています。二人の親は共同で養育計画を作成し、裁判所から認定されなくてはならないからです。この作業は離婚後初めての共同作業となることもあります。それぞれの親が計画作成に携わっているため、それに従って養育をする可能性が高くなります。

アメリカの家族政策にとっての挑戦

- ・ 離婚後の共同養育は多くの親たちにとって難しい
- ・ 共同監護が敵対的な両親の継続的な闘いの場になってしまうと、子どもにとってつらいことになる
- ・ 門番(Gatekeeping)
- ・ 共同監護と虐待的な関係
- ・ 共同監護と子どもの保護の困難(実質的な虐待、精神的健康上の問題、共同養育における葛藤がある場合)
- ・ 親が再婚してできる継親の役割はどのようなものか?
- ・ 継親が養子縁組をすると生物学的な親は子どもの親としての権利を放棄しなければならない

いる」と言われている状態は、日本でイメージされるよりも、大声を出したり、ムカムカしたりすることが多く含まれていると思います。アメリカの共同養育は声高な言い合いをしながら行われているのです。離婚後の共同養育は両親にとってチャレンジです。なぜなら、カップルが離婚したのには理由があるからです。例えば、子育てに関する価値観や信条がまるで違っていたために、二人はうまくやっていけなかったのかもしれませんが。そんな二人であるにもかかわらず、子どもを育てるために一緒になって作業しないとイケないのが離婚後の共同養育なのです。

しかし、離婚後も二人が激しく対立し続けると、これは子どものウェルビーイングに悪い影響を与えます。アメリカだけでなくそれ以外の国でも、多くの研究がこれを裏付けています。当然ながら、両方の親あるいはどちらかの親が精神的健康上の問題や薬物乱用の

アメリカの法的政策が変化したことによるメリットは何でしょうか。一つは両親がともに子どもに対する権利と責任を有するようになった点です。以前は、離婚後の父親に権利はありませんでした。もう一つの利点は、母親が子どもへの支援をより多く受けられるようになったことです。同居していな

ラリー：アメリカでのこうした新しい政策ややり方には長所ばかりではなく、挑戦すべき課題も残されています。挑戦の一つは、離婚した両親が共同養育を行うことは難しいという点です。マリリンから統計では8割が共同でうまくやっているというお話がありました。アメリカで「共同でうまくやって

アメリカにおける挑戦の継続

子どもは2人よりも多くの親を持ってない。継親はどうすればよいのか？

現代のステップファミリーにおいては、世帯と家族は同一の集団ではなく、メンバーが重なり合わないことがほとんどである。社会政策は、そのほとんどがステップファミリーとその家族関係の複雑さを無視している。核家族モデルを前提に作られており、複数世帯が連携したり、子どもの人生に3人以上の親が関わるようなケースを想定する柔軟性を備えていない。

問題を抱えていたり、過去にDVの経歴があったりすると、共同養育は困難になります。そのような場合の共同養育については、親を支援する新しいサポート体制の構築が必要になります。DVの問題であればおもに母親への支援ということになります。

継親の役割はそれ以前から曖昧で不

明瞭でしたが、共同養育によってそれがいっそう強まりました。継親とはどんな役割なのか、第三の親なのか、新しい親なのか、それとも友達なのか。継親って一体何者なのか。これはアメリカのステップファミリーが直面している深刻な問題です。日本とアメリカで大きく違うことの一つは、アメリカでは継親による養子縁組が非常に難しい点だと思います。「親は二人だけ」という原則を思い出してもらえればわかると思いますが、継親が継子と養子縁組するには、実親が子どもに関するすべての権利を放棄しなくてはなりません。これはアメリカでは容易なことではありません。

マリリン：では、私たちはこうした挑戦にどう取り組もうとしているのでしょうか。アメリカの法制度というのは勝敗を決するのが原則です。離婚しようとしているカップルそれぞれの弁護士は、自分のクライアントにとってできるだけ有利な判決を導き出そうとします。

アメリカは挑戦に取り組んでいる

- ・離婚の過程において調停が義務化されていたり、希望者に利用されたりしている
- ・離婚しようとする両親には、親教育が義務づけられたり、希望者に提供されたりしている
- ・社会制度(小学校など)は、両親が別居している子ども、継親が子育てに関わっている子どもが多いことを認識し、文書の配布を修正したり、行事の組み方や方針を変更して子どもに関わる大人すべてを含めるようになってきた。

例えば、より多くの養育費を得ることが勝利と言えるのです。

しかし、このような対立を先鋭化する裁判は家族には不向きです。アメリカには日本やニュージーランドのような家庭裁判所というものはありません。そのため私たちの大学のように、弁護士養成のために「家族紛争の解決」と

いう授業を必修科目にしている法科大学院がありますし、私たちのキャンパスには調停クリニックというものもあります。養育計画の作成や離婚の決着のために調停委員 (mediator) に頼るカップルが増えています。離婚計画の作成で折り合いがつかないカップルに対しては、裁判所が調停に進むことを義務付けています。もう一つ義務化が広まっているのが、離婚する親に対する親教育です。地方裁判所のほとんどは離婚するカップルに対し、何らかの親教育を受けるよう義務付けています。これは共同養育の進め方を学ぶためのものです。また、社会制度も子どもの親が必ずしも二人だけではないと認め始めています。たとえば学校では子どもの親の氏名欄を3つ、4つ設けています。子どもに話を聞くと、親の名前を二人分だけ書かなければならないと、二人だけを選ばなければならないことで実親や継親に対して罪悪感を抱くと言います。また、学校側は同居の実親と継親、そして別居の父親と別々に面談を行います。全員一緒に来ることは求められていませんが、すべての親が先生と話す機会を与えられるようにするのです。

ラリー：継親の役割は、公共政策や家族法においてアメリカの課題となりつつあります。

アメリカの政策は核家族モデルに固執しています。この点は日本と似ているかもしれませんが、核家族という枠組みに合わせようとすると、子どもに関わる大人が多すぎることになってしまうために、別居の実父、継母、あるいは同居の継親のうちの誰かが排除されてしまうのです。世帯が家族なのではありません。離婚後あるいは死別後に作られるステップファミリーでは、家族は同じ世帯で一緒に暮らしているとは限りません。この30年間私とマリリンは、「世帯」イコール「家族」ではないし、ステップファミリーであればなおさらそうだという単純な考えを繰り返し論文に書いてきました。午前中の報告者（緒倉さん）のスライドで、家族の境界線が異なる事例を紹介してくれましたが、アメリカでステップファミリーの子ども、継親、実親に家族は誰かと尋ねたら、それぞれ違う人たちの名前を挙げます。これはステップファミリーでは正常（ノーマル）なことです。これは逸脱でも異例でもありません。子どもが別居親を自分の家族に含めるのは変なことではないのです。繰り返しますが、アメリカの政策はステップファミリーにはそぐわない核家族モデルに固執したままです。これは今後もアメリカの家族にとっての挑戦となるでしょう。

マリリン：ここで解決方法です。これは私たちがアメリカで進めている解決策で、今後導入していく必要があります。一つ目は親の定義を広げ、そこに継親も含めることです。先ほどお話し

しましたが、継親には親としての権利も責任もありません。そのため子どもが病院の集中治療室にいても、病院側は継親を中に入れて面会させてくれません。子どもが公園で腕を骨折しても、実母から承諾を得ているという法的書類がない限り、継親は子どもを救急に連れて行って手当を受けさせることができません。解決策の二つ目は、親であるかどうかの基準を遺伝や血縁によるつながりではなく、心理的な愛着にすることです。三つ目は、実親の権利を損なうことなく、継親にも権利を持たせることです。日本の制度では、別居親を蚊帳の外において継親に責任を持たせません。全員を親として認めることが必要です。最後に、継親にも一定程度の法的役割を認めることです。先ほど継親には権利も責任もないとお話ししましたが、継親もまた権利と責任を持つ必要があります。

解決に向けての提案

- ・ 「親」の法的な定義を拡張して継親を含める
 - ・ 継親が第3の親であるには一定の基準を満たす必要があるだろう
 - ・ 親であるための主要な基準としては血縁よりも心理的愛着や家族関係を使う
- ・ 子どもに関してもっと柔軟な政策を作る
 - ・ (実親の権限を弱めることなく継親の権限を強める)
 - ・ 継親が子育てに関わる決定に関われるように事実上の親を含めた多様な親の定義を認める
- ・ 継親が法的な役割を持てるようにする
 - ・ 限定的な役割であってもステップファミリーと別居親にとって助けになる
 - ・ 自発的なものであるべきだが、契約関係ができれば法的で拘束的なものとなる

解決に向けての提案

- ・ 継子が継親からの相続が可能になるように法律を変える
- ・ 法的・社会的政策についての情報を盛り込んだ継親のためのステップファミリー教育プログラム
- ・ 家族支援や司法の専門家にステップファミリー独自の家族ダイナミクスについて学んでもらう

さえすればうまくいくようです。実父と継父、継母と実母が話し合い、誰が何をするかを話し合います。必要に迫られてそうしているのです。制度としてのガイドラインがなければ、家族がそのガイドラインを独自に作り出す、そんな状況がアメリカでは起きています。

ラリー：最後のスライドです。社会政策や法制度は旧態依然としたままですが、家族は変化し続けています。ステップファミリーでは、継親の役割を模索しています。アメリカではいろいろな役割定義が試行されていますが、どうしたいかという点で家族が合意でき

その理由の一つは、アメリカには非常に多くのステップファミリーがいることです。子ども6人に1人は継親と暮らしています。4割の結婚が夫婦どちらかにとって再婚です。

SAJのミッションは、情報提供、支援、そしてアドボカシー活動です。アメリカでもSAAや同様の団体が何十年に渡って活動しています。そしてSAJのような団体による情報提供、支援、アドボカシー活動によって、状況は変わってきています。私たちが研究を始めた当初は、心理学者やソーシャルワーカーや家族療法の専門家で、専門の研修を受ける際にステップファミリーについて学んだ人はほとんどいませんでした。しかし、今ではそんなことはありません。また、法律の専門家でさえアメリカではステップファミリーについて学ぶようになりました。ステップファミリーについて学ぶことは、家族の問題に関わる弁護士の新たな世代の育成に役立っています。アメリカではここ数年、今日ここで行われているような専門家向けのワークショップやウェビナー（ウェブサイト上でのセミナー）などが行われ、家族がうまく機能する方法を考え出すことに役立っています。また、従来のように新聞や雑誌の記事を書いたり、日本でもテレビでステップファミリーの特集がありましたが、ラジオやテレビのインタビューなどで話をしたりするなどしてより多くの情報を発信し、それによって一般の人にステップファミリーの家族ダイナミクスを理解してもらいやすくなり、将来のステップファミリーにとっても子育てのあり方などを考えやすくなります。

マリリン：では、みなさんからの質問があれば、喜んでお答えします。



野沢：どうもありがとうございました。大変勉強になりました。日本と同様に、アメリカではお二人が「初婚核家族モデル」と30年間格闘してこられたのですね。両国の違いは、アメリカでは血縁の両親と子どもとの

関係ががっちりとしているために継親が家族からはじき出されがちになるのに対して、日本の場合は両親のどちらかが「家族」からはじき出され、継親がそこへ「親」として入り込んでいくのが当然のようになっていることです。そのような状況において、いかにして3人目、4人目の「親」を「家族」の中に入れていくかが課題、挑戦である点は、両国に共通していると思いました。

質問を受ける前に、一つ言い忘れたことがあります。お二人の報告の通訳は大西真美さんが担当してくださっています。大西さん、ありがとうございました。次のニュージーランドからのゲスト、ジャン・プライアーさんの報告は山田聡子さんにご担当いただきます。よろしくお願いいたします。

もう一つ言い忘れました。ラリーのネクタイです。これは明治学院大学のネクタイ（黄色と黒のストライプ）ですね。4年前に明学に来たときに手に入れていらしたことを知りませんでした。今朝お会いしたときに、「あれ？どこかで観たようなネクタイの柄だな」と思いました（笑）。

ラリー：気に入ってもらえました？（笑）

野沢：もちろん（笑）。彼が所属するミズーリ大学のスクールカラーも明学とまったく同じで黄色（と黒）です。「ミズー・タイガース（Missou Tigers）」と呼ばれるミズーリ大学のスポーツチームのマスコットは虎だからです。奇遇ですね。

昼休みにも質問を書いていたいただき、回収した中に今のお話と直結した質問があったかもしれませんが、さらに質問がありましたら遠慮なくいただけるとありがたいです。もう一つ言い忘れたことがあります。みなさんのお手元にお配りしたこの資料の中に、「日本のステップファミリーが直面している政策課題リストとそれへの助言」と題したものがあります。ラリー先生から日本がどんな問題に直面しているのかリストアップしてほしいというリクエストがあって、私たちが作った11個の課題リストです。それについて事前にアメリカはこうなっているというかなり詳しいコメントをいただいたのでそれを訳しました（本報告書45～55頁に日本語訳と英語版を収録）。今日のお話に含まれなかった情報がそこに入っていますので、後で見てください。



フロア：先ほどのお話の中で、アメリカでステップファミリーに対する制度や人々の意識が変わってきたとお聞きしましたが、そこにはいろいろなグループが関わっていたということでした。例えば父親たちの団体、心理学者や社会学者の活動があって変わってきた、と。その中で、フェミニストたちも変化を促進していたとおっしゃっていました。しかし、日本では逆にフェミニストはお父さんと子どもの面会交流にはどちらかという反対です。アメリカではそういう問題はなかったのでしょうか。

マリリン：フェミニストは女性の権利だけでなく、人間の権利にも関心を持っています。そのため子どもにとっての最善の利益は重要な関心事です。だから、共同養育に賛成する理由があるのです。もう一つの理由は、元の配偶者と養育を分担することでより多くの自由時間を得られることがわかり、それが好都合だと思ったためです。自己本位な理由とそうでない理由の2つがあったわけです。それでフェミニストは共同養育を支持しているのです。

ラリー：フェミニストの団体も一様ではありません。日本ではどうかわかりませんが、アメリカにはフェミニスト団体がいくつもあり、離婚後の共同監護に反対しているところもあります。父親の権利団体と母親の権利団体が対立し、子どもの最善の利益と言いながら、両親の間で子どもが置き去りにされ見失われてしまうこともありました。

野沢：そろそろ時間もまいりました。ありがとうございました。

【参考資料】

日本のステップファミリーが直面している政策課題リストとそれへのコメント

■野沢慎司・緒倉珠巳・菊地真理の3人で作成した日本のステップファミリーが直面している政策課題リスト（問い）に対して、アメリカ社会の経験に基づいてローレンス・ギャノン教授とマリリン・コールマン教授が下記の回答を寄せてくださいました。シンポジウム当日配布した日本語訳（伊藤幸代・野沢慎司訳）と英語原文をあわせてここに掲載いたします。

1. 日本に離婚（再婚）後に子どもの両親による共同親権・共同養育を可能にする法改正をするべきかどうか。なぜ実現することが難しいのか。

アメリカでは、50州すべてではないにしても多くの州において、法的監護と身体的監護の両方において共同監護が選好されます。つまり、親の一方が、自分一人だけで子育ての決定を行い、子どもの身体的監護を行うための単独の法的権利を持たなければならないことを適切に正当化できない限りは、裁判官は共同監護権を両親に与えるということです。

法的な共同監護権とは、親の両方に、教育、健康など子どもの生活の諸領域において、決定をする権利と責任を与えられるということです。身体的な共同監護権とは、子どもが両方の親の家の居住者として一定の時間を過ごすということを意味します。ただし、必ずしも過ごす時間が半分ずつになるとは限りません。両方の親がそれぞれどのような権利と責任を持つかについては、[離婚時に裁判所に提出する]「子育て計画書 (Parenting Plan)」の中に書かれます。裁判官は、離婚を認める際に、子育て計画書の内容を承認したり、修正したりします。その後にも、子どもの両親が裁判所で手続きをすれば計画書の内容を変更することができます。

こうした監護権に関わる法律が意味するところは、アメリカでは離婚した親たちは自分たちの子どもを共同養育する法的選好があるということです。この法律的な選好傾向は、過去30年以上にわたって生じてきたものです。このような変化が生じるきっかけを作ったのは、(1)離婚した父親たちの権利を求める主張を展開した父親の権利団体、(2)ジェンダーによる偏りのない子育てができるような法制になることを求めたフェミニストたち、(3)離婚した父親たちとの接触や関わりを喪失することで子どもたちがつらい思いをしていると主張したセラピストやソーシャルワーカーたち、(4)離婚後の監護権をめぐる両親間の争いは家族全員にとって有害であり、そうした争いを減らしたいと考えた弁護士たち、(5)親も子どもも離婚後の共同養育によって恩恵を受けることを示唆する調査研究を行った家族研究者などの社会学者たちなどです。

このような法律に反対する立場を取るのには、(1)特に虐待的な相手と共同養育をすることを強られるDVの被害者たちのことを危惧する女性の権利擁護者たち、(2)共同監護の導入によって自分たちの営業に影響があると心配する一部の弁護士たちです。

これと同じような推進派と反対派が日本でも見られるのかどうかはわかりませんが、その可能性はありそうです。私たちは、虐待的な元配偶者との共同養育を続けるように母親・父親に要求することが生み出す心配は深刻な問題であると考えています。アメリカでは、

共同養育における安全性を高めるためにいくつかの試みを行ってきました。しかし、そのような取り組みがつねに効果をあげているわけではありません。

2. それを実現した場合に、有益な共同養育を実現するために必要な社会的支援サービスはどのようなものか。それはどのような主体（国、地方自治体、家庭裁判所、NPO など）が担うのがよいか。例えば、離婚・再婚時の家族生活教育プログラムの実施は誰がどのようにすべきか。

アメリカでは、監護権に関わる法律は離婚・家事調停人の増加や離別・離婚した親向けの教育プログラムの増加に伴って変更されました。離婚した親の援助に特化した専門機関が設立されたり、研究結果や実践のアイデアを共有するための専門家による学術誌が作られたりしました。権利擁護団体はこうした変化に対し、継続した支持を行いました。（州ごとの法律の変更は、日本より長くかかります。）

アメリカの家庭裁判所は、郡（地方）、州、まれに国レベルで運営されています。25 年ほど前、地方と州の裁判所は、離婚親に対し離婚後の共同養育について教育する、親教育プログラムへの出席を義務付ける法律を制定し始めました。例えば私たちの州では、地方家庭裁判所は離婚を認める前に親教育コースを義務付け、小規模の郡の裁判所もこうしたプログラムを奨励しています。アメリカで離婚するカップルは、ほぼ全員こうしたプログラムに出席しなくてはなりません。様々な人がこうした家族生活／親教育プログラムで教えていますが、私たちはインストラクターに離婚・離婚後の家族生活ダイナミクスに関するトレーニングを受けてもらう必要があると提唱しています。

私たちの学部でも 1995 年にそうしたプログラムを創設し、現在ではオンライン版もあります (focusonkids.missouri.edu を参照)。現在ではこうしたものが数多く存在していますが、その質は一律ではありません。

家事調停人には職業上の基準とともに、認定や免許交付には基準が設けられています。しかし今のところ、離婚親の教育に対しては同様のトレーニング基準がありません。NCFR [全米家族関係学会] では家族生活教育者の認定を行っていますが、これは一般向けの教育者であり離婚・再婚の専門家ではありません。

3. 離婚後の共同親権の実現と連動して、どのような家族法の改正が必要か。例えば、継親子間の養子縁組、継親の養育義務・権利について、どのような法的な規定が必要か。（現状では、継親が当然のように「新しい親／代替親」として位置づけられやすい状況になっている。）

親権と養子縁組においては、日米で大きな違いがあるように思われます。アメリカは日本に比べて養子縁組が難しいのです。別居親は継親が養子縁組を行うと権限も経済的義務もなくなり、再び責任を負うことはありません。アメリカでの継親の養子縁組の仕組みを紹介します。

継親は継子に対し「法的な他人」です。継親には再婚後も再離婚後も、養育上の決定権もなければ、子どもの親権を共有する資格もありません。継親には親としての権利は皆無で、責任もほとんどありません。仮に継親が再婚後に親の義務を負ったとしても、死別や離婚によってその結婚が終われば、継親は継子との関係を継続する法的権利はありません。この法的状況は法的、身体的監護権の分担の前から存在しており、共同親権が制定されて久しくなっても、現在も有効な法律なのです。

継親の養子縁組は容易ではないものの、アメリカでは共同親権に関する各種法律が一般的になってからも、かなり普及しています。アメリカで継親が養子縁組をするには、どちらかの実親が親権を放棄するか、裁判所がその権利を終了させなくてはなりません。よってこれはそれほど容易には実施できず、別居親が子どもの生活に共同養育者として関わる意向がある場合には実現できません。アメリカでは約 20 万件の継親による養子縁組のほとんどが、別居親が子どもの生活からいなくなった家族です。別居親との音信がある場合は、継親との養子縁組は行われません。

アメリカの継親が抱えるジレンマの一つが、継親は通常、別居親の代替親とみなされないことです。その代わりに継親は「3 人目の親」や実親の補助役、友人などの役割になります。役割を与えることが問題となるステップファミリーもあります。一方、継親と実親が全員にとって心休まる役割を模索し、家族全員にとってメリットとなる場合もあります。

ですからアメリカでは離婚親の共同親権と継親の養子縁組は、ご想像されるほどは関連していないといえます。

日本で離婚親が共同親権を持つと継親の養子縁組率が下がるのではないかと考えています。それは日本の継親が明確な「代替」親ではなく、「もう一人の親のような存在」となるからです。これが日本のステップファミリーにどんな影響を与えるのでしょうか？孫が継親の養子になったら祖父母はどう思うのかにも興味があります。

4. 裁判官、弁護士、家裁調査官、調停委員など法曹界の専門家の中に、どのような変化が求められているのか。ステップファミリーに関して、核家族世帯の再構成を重視し、非親権親と子どもとの関係を軽視する傾向があるのではないか。また親の離婚・再婚を経験する子どもへの配慮が不十分ではないか。それを変えるには何が必要か。

継親が代替親からもう一人の親のような存在へと変わるのには、大きな変化です。当然ながら確実なことは分かりませんが、親権と継親の養子縁組に関する法改正は、そうした専門家や世間の大部分による親権のとらえ方が変わらないと日本では起こり得ないのではないかと思います。そうした変化が生じるには何が必要なのかと皆さんに問いかけてみたいのです。

人の考え方は緩やかに変化するものです。固定概念に関する調査によれば、アメリカの大学生は、以前に比べてステップファミリーに対し肯定的な見方をしていることが分かっ

ています。これはおそらく彼らがうまく機能している自分のステップファミリーや友人のステップファミリーに触れる機会が増えているからでしょう。マスコミ（映画、テレビ）は、まだステップファミリーや継親、継子を肯定的にとらえ切れていないようです。例外的なのは、アメリカの『モダンファミリー』というテレビシリーズです。この番組はステップ関係を含む大家族をうまく描いています。

家族の複雑さを理解するのは難しいことですが、ステップファミリーの複雑さはとりわけ理解しにくいものです。公共政策の影響もあって、(実親と継親のどちらかを選択することなく)実両親と継親のどちらもありというモデルに比べて、「二人親家族」モデルの方が、思い浮かべやすいし、頭の中に強く残ります。アメリカの文化では、まず世間の考え方に変化が起き、その後により世論に近づくように法律が変わります。日本でも同様なら、目標が法改正と政策変更であればステップファミリーがどう見なされているかに重点を置くことが重要でしょう。

アメリカでは、法制度や社会政策の関心はもっぱら「子ども利益の最優先」にあります。そこでは継親は置き去りにされ続けています。アメリカでは別居親は比較的に見過ごされてきましたが、「利益の最優先」という原則によって、別居親との接触が子どもの利益になるとみなされたことから関連性を深めました。日本はどちらかといえば世帯・家族という単位により重点を置いているようですが、私の解釈は正しいのでしょうか？

日本の継子たちは現在の政策をどう思っているのでしょうか？別居親とのつながりを断ちたくはないのでしょうか？養子縁組はどう思っているのでしょうか？別居親やその親（継子の祖父母）はどうでしょうか？現在の政策や施策についてどう思っているのでしょうか？

5. 現状の単独親権制の下においても、非親権親の扶養への関わり（養育費支払いや面会交流）が確実に、かつ子ども・親権親・非親権親・継親にとってよいかたちで履行されるための制度や社会的支援サービスは何か。特に、子どもの意思やニーズをくみ取るために、どのような仕組みが必要か。

別居親と子どもとの定期的な面会交流は、お互いの結びつきを維持するのに役立つでしょう。アメリカでは別居親と子どもが定期的に接触することが、定期的な養育費の支払いや子どもの養育義務をどれほど果たすかに関連しています。日本でも同じことが言えるのではないのでしょうか。

6. そもそも日本では、家族に対してその外側から、家族療法家・ソーシャルワーカーなどの専門家や当事者支援組織が介入・支援したりするための社会環境・制度が整っていない。その社会状況を、どの程度、どのように変えていくべきか。その場合に、初婚核家族だけでなく、離婚・再婚前後の家族やセクシャルマイノリティを含む家族など多様な状況にある家族に対する支援をいかにしてうまく織り込むことができるのか。

7. 臨床心理士／家族療法家の臨床的な支援において、ステップファミリーについての知識や情報は現在どのように位置づけられているか（ほとんど考慮されていないのではない

か)。今後ステップファミリーについての知識が専門性の中にどのように取り入れられる必要があるか。

8. 家族や子どもを対象としたソーシャルワークの実践現場において、ステップファミリーに対する認識や知識が必要とされているように思われる。児童相談所、児童養護施設、母子支援施設、市区町村の子ども家庭支援センター、子育て支援・児童虐待防止・DV対策などのNPOなどにおいてステップファミリーの子どもや大人たちに対する支援の面で改善すべき点は何か。

9. 保育園、幼稚園、小中学校、高校などの教育現場において、教員やスクールカウンセラーがステップファミリーに対する理解を深め、広めるためにどのような対応がなされるべきか。ステップファミリーを含む多様な家族状況にある子どもたちに学校などはどのような環境を提供すべきか。

その通りです。日本のステップファミリーのために状況を変えて行くべきです。

教育：

日本の心理学者や社会学者、ソーシャルワーカーや教師などの専門家がどのような専門的学術トレーニングを受けているかは知りませんが、ステップファミリーやその特徴についての正式なトレーニングはほとんどないのではないのでしょうか。私たちがアメリカでこの研究を始めたときは、まさにその状況でした。ステップファミリーは相当数存在していたにも関わらず、学問の世界では「見えざる存在」で、様々な分野の学生たちが家族全般については学んだものの、ステップファミリーについて学ぶ者はいませんでした。アメリカでは数人のステップファミリーの研究者が、継続して家族療法士や学校の教員や一般の教育者に対しステップファミリーがうまく機能するためには理解が必要であることを訴え続けたことも奏功し、次第に状況が変わりました。

ワークショップとウェビナー（オンライン・セミナー）：

野沢先生やSAJなどの団体は、家族を扱い、家族について教える専門家たちにワークショップを提供してもよいでしょう。アメリカではSAAがカウンセラーや療法士（およびステップファミリー）向けにこうしたトレーニングを主催していますし、ステップファミリーに関するその他の専門家も同様の活動をしています。

専門誌や大衆メディアへの寄稿：

野沢先生はじめその他の日本の学者の方々が、同じ専門家が読む学術誌に記事を書いてもよいでしょう。SAJのリーダーたちやステップファミリーの専門家が新聞や雑誌の論説記事を書いてもよいですし、ブログを始めたり、ソーシャルメディア（フェイスブック、ツイッター、インスタグラム、Redditなど）でステップファミリーに関する情報を共有するキャンペーンを展開したりするのもよいでしょう。例えばアメリカでは母の日（5月）と父の日（6月）があるのですが、ある年、父の日に向けてニューヨーク市の新聞に継父にも感謝を、という記事を書きました。その記事には継父が増えているという情報も書い

てありましたが、第一の目的は啓発でした。その目的を達成するため、ジャーナリストのみなさんにステップファミリー問題について話すことを厭いません。

ラジオやテレビも、ステップファミリーの情報を普及させるメディアです。

私たちの書いた記事を共有しますので、和訳したり、日本の文化に合わせて使ってもらっても結構です。(例：『ステップファミリーについて教師が知っておくべきこと』)

書籍：

文献もまた、教員のみなさんにステップファミリーが正常な家族形態であることを理解してもらうのに役立つと思っています。そのためステップファミリーを前向きにとらえ、情報を提供するような子ども向けの本や思春期の子どもや大人向けの小説を探しています。こうした本は学校の図書館に置き、読書リストに載せて、ステップファミリーであろうとなかろうと生徒が読めるようにしておくのです。

アドボカシー：

些細な事も重要です。たとえば、両親と継親の全員が署名できる欄があり、全員がきちんと宛名に含まれている書類が学校から届くようになることは小さなことかもしれませんが、親が3人以上いる子どもがいることを学校が認めているという点で大変重要です。アメリカではこうした小さな変化のいくつかは、ステップファミリーやその支援者のアドボカシー活動から生まれてきたのです。

10. 家族や子どもたちに関わるこうした多様な専門家およびステップファミリー当事者の子どもと大人がステップファミリーの理解を深めるために、テレビ、新聞、書籍・雑誌などのマスメディアができることはどのようなことか。現在、ステップファミリーなどの多様な家族はマスメディアでどのように描かれているか。柔軟な家族イメージ／家族モデルを提供し、社会的関心や意識を高める上で有効なメディア戦略は何か。逆にそのような戦略の障害となっているものは何か。

11. SAJ および日本のステップファミリー研究者にとって、今後の課題は何か。

とてもよい質問です。素晴らしい研究課題になるものもいくつかあるのではないのでしょうか。ぜひ研究し、その結果を普及させてください。

日本のメディアには、ステップファミリーについての認識不足と無関心があるように思われます。そうであれば、まずは注意を引かなければなりません。寄稿したり、インタビューに応じるようにしたり、出版物に載せる記事を書いたり、番組でインタビューに出られるようにしてください。マスコミに送る『白書』を作成し、発表してもらえよう依頼します。記者から情報を求められたらすぐに回答すれば、今後の情報源としてもらえるでしょう。

【参考資料 英語原文】

The Major Policy Issues Facing Stepfamilies in Japan

Questions are raised by Shinji Nozawa and the Stepfamily Association of Japan (SAJ) and answered by Lawrence Ganong and Marilyn Coleman.

1. Should and could we introduce a new legal system which allows divorced and re-partnered parents to enjoy joint-custody and co-parenting of their children? What are the obstacles to prevent it?

In the United States, joint legal and physical custody is a preference in many, if not most, of the 50 individual states. This means that unless one parent provides adequate justification for only one parent to have the sole legal rights to make childrearing decisions and/or to have sole physical custody of the child, judges will award joint or shared custody to both parents.

Shared legal custody means that both are given the rights and responsibilities to make decisions about education, health, and other areas of children's lives. Shared physical custody means that a child will spend some time as a resident of both parents' households, although this time does not have to be split evenly. The parents' rights and responsibilities are written in a Parenting Plan (PP), and the judge approves or modifies the plan when divorce is granted. The PP may be modified legally if the couple returns to court.

These custody laws mean that there is a preference legally in the US for divorced parents to coparent their children. This preference came about over the last three decades. The stimulus for change came from: (1) Father's Rights organizations, who advocated for more rights for fathers after divorce, (2) feminists, who advocated for a gender-neutral stance toward parenting by the legal system, (3) therapists and social workers, who contended that children grieved at the loss of contact and involvement with fathers post-divorce, (4) attorneys who wanted to reduce conflicts between parents over custody issues, believing that such conflicts were harmful to all family members, and (5) family scientists and other social scientists, whose research suggested that parents and children benefited from coparenting after divorce.

Opponents to these laws were: (1) women's rights advocates, particularly those who were concerned about victims of domestic violence being forced to coparent with their abuser, and (2) some attorneys, who were concerned about the effects of joint/shared custody on their practices.

We are not sure if these same advocates and opponents would line up in Japan, but they might. In our view, the concern about requiring mothers and fathers to continue to coparent with an abusive former spouse is a serious issue. The US has tried to do a few things to increase the safety of coparenting, but these measures have not always been effective.

2. Under the new legal system which allows joint-custody and co-parenting, what new social services are needed to help stepfamily members practice meaningful co-parenting? Which agencies, among the national government, local governments, family courts, NPOs such as SAJ, should do what? For example, who should provide family life education for separating and/or remarrying parents?

In the US, changes in custody laws were accompanied by the growth of divorce and family mediators and an increase in parent education programs for separated and divorced parents. Professional organizations devoted to helping divorced parents were created, as were professional academic journals designed to share research and practice ideas. Advocacy groups continued to advocate for these changes (state by state legal changes take longer in the US than changes in Japan would).

In the US, family courts operate at the county [local], state, and less often, national levels. Starting about 25 years ago, local and state courts began to institute laws requiring divorcing parents to attend parent education programs designed to teach them about coparenting after divorce. For instance, in our

state, local family courts mandate a parent education course before a divorce is granted, and small county courts encourage these programs. Most couples who divorce in the US must attend such programs. These family life/parent education programs are taught by a variety of people. We advocate for instructors to be trained in the dynamics of divorce and post-divorce family life.

Our faculty created such a program in 1995, and we now have an online version, which may be found at focusonkids.missouri.edu. There are many of these in existence now. They are of varying quality.

There are professional standards for family mediators, and criteria for certification and licensure. Thus far, there is not a similar set of training standards for divorce parent educators. NCFR certifies family life educators, but these are general educators and not necessarily experts on divorce and remarriage.

3. If we introduce a new family law to allow joint custody in Japan, what related legal modifications are needed to implement the new system? For example, the new family law should provide the way and conditions of adoption in a stepchild-stepparent relationship, and the things stepparents can and cannot do in parenting their stepchildren. (Under the status quo in Japan, a stepparent tends to be regarded as a new and replaced father or mother to stepchildren and it is legally easy for them to adopt their partners' children as long as the partner has the custody.)

We think there are substantive differences in our countries in custody and adoption:

Adoption is harder in the US than in Japan. Nonresidential parents have no authority or financial obligations after stepparent adoption, nor can they ever gain those responsibilities. Here is how stepparent adoption works in the USA.

Stepparents are “legal strangers” to stepchildren. Stepparents are not part of parental custody decisions, and stepparents typically are not eligible for shared custody of children, either after remarriage or after re-divorce. Married stepparents have no parental rights and few parental responsibilities. Even if a stepparent assumes the duties of a parent after remarriage, if that remarriage ends via death of the parent or divorce, stepparents have no legal rights to maintain relationships with stepchildren. This legal situation existed before shared legal and physical custody existed, and it is the law now, years after shared custody was created.

Stepparent adoption is not easy, but it is fairly common in the US, even after shared custody laws became popular. For a stepparent to adopt in the US, one of the biological parents must give up their parental rights or a court must terminate these rights. Consequently, this is not done easily, and it is not done when nonresidential parents want to be involved in children’s lives as coparents. Most of the approximately 200,000 stepparent adoptions annually in the US are in families in which the nonresidential parent has disappeared from the lives of their children. When nonresidential parents remain in contact, stepparent adoption does not take place.

One of the dilemmas for US stepparents is that stepparents are not generally considered as replacement parents for nonresidential parents. Instead, stepparents are “third parents,” secondary parents, friends, or something else. Defining their role is a problem for some stepfamilies. For others, the stepparents and parents work out comfortable roles for everyone, and this benefits everyone in the family.

So, in the US, divorced parent shared custody and stepparent adoption are not as related as you might think.

We wonder if shared custody between divorced parents might lower the stepparent adoption rate in Japan, since stepparents in Japan would not so clearly be “replacement” parents, but “additional parent-figures.” What effect would that have on Japanese stepfamilies? We are curious, what do grandparents think about their grandchildren being adopted by a stepparent?

4. Should judges, lawyers, investigators, and mediators of family courts in Japan change their attitudes on post-divorced families and stepfamilies? There seem to be tendencies among them to emphasize the

family unit of custodial and residential parent's household, and to underestimate the value of non-custodial parent-child relationships. This possibly reflects their insufficient attention to the best interest of children who go through their parents' separation and remarriage. What can be done with this?

The shift from stepparents as replacements to stepparents as additional parent-figures is a large change. We don't know, of course, but we imagine that legal changes to custody and stepparent adoption will not occur in Japan unless or until a significant portion of these professionals, and the public, change how they see custody. We would ask you, what would have to happen for this to occur?

Attitudes change slowly. Stereotyping studies indicate that college students in the US now have more positive attitudes about stepfamilies than in past decades. This is perhaps due to their increased exposure to functional stepfamilies, either their own or a friend's. Public media (e.g., films, TV shows) have been somewhat slow to portray stepfamilies, stepparents, and stepchildren in positive ways, although there are some exceptions to this (the US TV series, *Modern Family*, depicts an extended family with step-relationships).

We think it is difficult for people to think complexly about families, particularly stepfamilies. The "two-parent family" model is easier to consider and reinforce with public policies than to the model of two biological parents AND stepparents (not choosing either biological parent OR a stepparent). In our culture, public attitudes change first, and then laws change to more closely resemble public opinion. If Japan is similar, then a focus on how stepfamilies are seen is important if the goal is to change laws and public policies.

In the US, legal attention and social policy has been focused on the "best interests of the child" above everything else. Stepparents have been largely forgotten and continue to be. Nonresidential parents were relatively ignored in the US, but the "best interests" doctrine made them relevant because contact with them was seen to benefit children. Japan seems to have focused more on the household/family unit – is that a correct interpretation?

We wonder what Japanese stepchildren think about the current policies – do they mind giving up connections to their nonresidential parents? How do they feel about being adopted? What about nonresidential parents and their parents (grandparents of the stepchildren) – what do they think about current policies and practices?

5. Even under the present (post-divorced) sole-custody system in Japan, what new changes could be made in social institutions and social services for the implementation of non-custodial parents' commitment in parenting their children, such as paying child support and having regular visitation, in a more or less meaningful and satisfying way for children, custodial parents, non-custodial parents, and stepparents? In particular, what new social devices are needed to put the children first?

Regular visitation would help nonresidential parents and children maintain ties. In the US, regular contact between nonresidential parents and children is associated with regularity of child support payments and how compliant parents are at meeting child support obligations. This may be true in Japan as well.

6. Generally speaking, Japanese people have not been familiar with a social setting in which family professionals such as family therapists and social workers or members of self-help organizations such as the SAJ intervene and support their family life from outside. Should we change the situation remarkably? If so, how could we weave effective social support measures for unconventional families such as families with post-divorced and re-partnered parenting and families with sexual minorities into the changes to be proposed?

7. In psychologists' and therapists' clinical practices in Japan, how is the knowledge on stepfamily dynamics institutionalized and utilized? We observe that little attention has been paid to stepfamilies

by Japanese clinicians. How could the information on the uniqueness in stepfamily dynamics be implanted into their expertise?

8. Similarly, it seems that more social workers need to learn more about stepfamily dynamics. What can social workers as well as other family and child specialists in child welfare institutions do to support better children and adult members of stepfamilies? For example, professionals in Residential Care Institutions for Children and local governments' Child and Family Support Centers (supporting parenting and preventing child abuse) as well as staff members of NPOs in similar areas in Japan seem to be in need of more knowledge on stepfamily dynamics and opportunities for education.

9. What kind of measures should be taken to promote the awareness and understanding of stepfamily dynamics among teachers in nursery schools (daycare centers), kindergartens, and primary and secondary schools as well as school counselors in these schools in Japan? How should these institutions in child-care and education improve their systems and routines to provide better circumstances for children and parents (and stepparents) of a wide variety of families including stepfamilies?

Yes, we think this situation should be changed for the good of Japanese stepfamilies!

Education. We obviously know little about the professional academic training of psychologists, sociologists, social workers, teachers, and other professionals in Japan, but we speculate that there is little formal training about stepfamilies and their unique properties. When we started our work in the US, this was the case. Stepfamilies, although they existed in fairly large numbers, were “invisible” in the academy – students from various disciplines learned about families in general, but not about stepfamilies. Gradually, this has changed in the US, partly because a few stepfamily scholars consistently wrote about and talked about the need for family therapists, school teachers, and educators in general to understand stepfamily functioning.

Workshops and webinars. SAJ, Prof. Nozawa, and others could prepare and deliver workshops for professionals who work with and teach about families. In the US, SAA has sponsored trainings like this for counselors and therapists (and stepfamily members), and other experts on stepfamilies have done the same.

Articles in professional journals and popular media. Prof. Nozawa and other Japanese scholars could write journal articles that their colleagues read. Leaders in SAJ and stepfamily experts could write Op-Ed pieces for newspapers and magazine, start blogging, or create a social media campaign (Facebook, twitter, Instagram, Reddit, etc.) to share information about stepfamilies. For example, in the US we have annual holidays that we call Mother’s Day (in May) and Father’s Day (in June). We wrote a newspaper article for Father’s Day one year for a New York City paper that advocated for including stepfathers in this celebration. In it we shared information about the prevalence of stepfathers, but our primary goal was simply to raise awareness. To achieve this goal, we always agree to speak to journalists about stepfamily issues.

Radio and TV are other media in which stepfamily information can be disseminated.

We have articles we have written that we would be happy to share with you so that you can translate them into Japanese or adapt them to fit your culture (e.g., “What teachers need to know about stepfamilies”).

Books. We think literature can help teachers normalize stepfamilies, so we search for children’s books and novels for adolescents and adults that portray stepparents and stepchildren and stepfamilies in ways that are positive and informative. These should be in school libraries, on course reading lists, and made available to students whether they live in stepfamilies or not.

Advocacy. Small things are important. For instance, school forms that allow space for all parents and stepparents to sign or be acknowledged may be a small, but significant, way that schools recognize that

some children have multiple parents. In the US, some of these small changes have resulted from advocacy work on the part of stepfamily members and their supporters.

10. How can the Japanese mass media, such as TV stations, newspapers, books and magazines, contribute to bring about better understanding of stepfamily dynamics among children and adult members of stepfamilies and the above mentioned various professionals working with them? What are typical descriptions of stepfamily life found in mass media? What are good media strategies to change the stepfamily images in the Japanese society toward more realistic understanding of stepfamily dynamics? What are potential barriers to prevent the media from taking these strategies?

11. What should the SAJ and the Japanese stepfamily researchers do next?

These are great questions. Some of them would be wonderful research projects. Do those studies, and disseminate the findings widely.

We suspect there is a lack of awareness about stepfamilies, and therefore a lack of interest in them, among members of the media in Japan. If this is the case, first you have to get their attention. Send them stories, be available for interviews, offer to write pieces for their publications, and offer to be interviewed for their shows. Develop “white papers” to send to media and ask them to publish them. When journalists need quick information, be responsive to them so that they see you or SAJ as a resource.



親の離婚・再婚を経験した子どもに関する研究と社会政策 ニュージーランドからの提言

Research and Social Policies on Children of Divorced and Repartnerd Parents in New Zealand:
Suggestions for Japan

ジャン・プライアー
Jan Pryor

ヴィクトリア大学ウェリントン 特任教授
(日本語訳：伊藤幸代)

野沢：では、続いてニュージーランドからのゲスト、ジャン・プライアー先生のご報告です。先生はウェリントンにあるヴィクトリア大学にロイ・マッケンジー家族研究センターを創設され、初代所長を務められました。今は半分引退されているとおっしゃっていますが、数年前に『ステップファミリー国際ハンドブック』（Jan Pryor ed., *The International Handbook of Stepfamilies: Policy and Practice in Legal, Research, and Clinical Environments*, John Wiley & Sons, 2008）というステップファミリー研究論文集の分厚い専門書を編纂されていて、ラリーやマリリンのほか、私も一章を書かせていただきました。ステップファミリー研究が一番盛んなのはアメリカであることは間違いないのですが、他の国での研究情報も集めて数年前にその本を編纂されました。世界のステップファミリー研究のコーディネーター的な位置づけになっているかと思えます。学生向けに易しく書かれた『ステップファミリー』（Jan Pryor, *Stepfamilies: A Global Perspective on Research, Policy, and Practice*, Routledge 2013）という教科書も最近出されています。数年前には、ニュージーランド政府に家族政策を提言する家族委員会の委員長を務められたこともあり、ステップファミリーに関わるニュージーランドの家族政策に大変詳しい研究者です。今日は、アメリカや日本とは違った側面を教えてくださいませんかと思えます。ではプライアー先生お願いします。



親の離婚・再婚を経験した 子どもに関する研究と社会政策 ニュージーランドからの提言

ジャン・プライアー
ウェリントン・ビクトリア大学(NZ)
ロイ・マッケンジー家族研究センター
ニュージーランド、ウェリントン
(日本語訳：野沢慎司)

取り上げるトピック

- ステップファミリーの文化的文脈
- 継親子関係
- 子どもと別居親との関係
- 多数の親的存在が子どもの人生に関わること
- 子どもの共同監護(親権)
- ニュージーランドでは法律がステップファミリーにどのような効果をもたらしているか？
- 継親子関係を法制化することを巡る議論
- 議論と提言

ジャン：まず皆さまにニュージーランドの先住民マオリの言葉で「キアオラ！（こんにちは！）」とご挨拶したいと思います。今朝、野沢先生がニュージーランドのヨーロッパ系文化が法制度的にもそれ以外の点でもマオリ文化に影響されていると

というお話をされていたからです。

まず初めに、お招きいただいたことを SAJ に感謝するとともに、親しい友人である野沢先生には日本への旅を手配していただき感謝いたします。野沢先生が 5 カ月間ニュージーランドに滞在されたことをニュージーランド人は感謝していると思います。ニュージーランドでは、バージョンは違うのですが一応同じ英語が使われるため、日本よりはアメリカと共通点が多いように思われています (笑)。しかし、ニュージーランドとアメリカの共通点は必ずしも日本との共通点より多いというわけではないようです。

皆さんのお手元の資料 (本報告書 68~73 頁所収) に入っていると思いますが、資料をあまりにたくさん用意してしまいましたので、今日は概要をお話し、スライドはいくつか飛ばして行きたいと思います。

まず 3 枚目のスライドです。ご存じのように、家族という概念は文化によって異なります。家族に関する文化の違いが、ステップファミリーがその文化で受け入れられるかどうかにとって重要だと考えています。次のスライドの表は文化の違いを示したものでここではお話しませんが、配布資料に入っています。これについては 2 点だけコメントをお話します。ちなみに、これはたくさんの情報源から引いて来たもので、中には私の推測も含まれています。ご覧いただいている通り、日本の家族に関する文化は伝統的で保守的な傾向が強いと言われています。一方ニュージーランドは、ヨーロッパの植民地であったことと、マオリの文化が根付いていたことがあり、家族観は比較的流動性・柔軟性があると言えます。拡大家族は一般的によく見られ、大事にもされています。マオリ文化では正式・非正式な形の養子縁組もあり、こうした点でニュージーランドのヨーロッパ系文化に影響を与えています。

午前中に棚村先生が伝統的な家族についてお話されましたが、それは私がこれまでずっと研究してきたトピックです。家族を定義しようとする上での一つの解決策となりうるのは、家族を構造やメンバーといった視点ではなく、実際に何をするか、どんな機能があるかについて検討することです。家族とは何か、家族は何をするのかです。これは家族を定義するクリエイティブな方法だと考えています。

4 枚目のスライドでは、継親子関係について手短かにコメントを述べさせていただきたいと思います。これについては多くの議論がなされていますし、今日も多くのお話がありま

文化への配慮

- 家族についての価値観や信念は文化によって異なる
- このことがステップファミリーが社会的に受容される程度や支援を受ける程度に影響を及ぼす
- 次の表は、ステップファミリーが社会に組み込まれる程度に影響をもたらすと思われる文化的差異をある程度示している

文化	伝統的な性別役割	上下関係の権力構造	拡大家族の重視	家族構成の流動性	ステイグマ (偏見)	共同養育の実践	世代間の文化伝達
中国人	✓	✓			✓		
日本人	✓	✓			✓		
ナミビア人			✓	✓			
ヒスパニック	✓		✓		✓	✓	
米国の黒人			✓	✓		✓	✓
マオリ			✓	✓		✓	✓

したのでこのスライドについてはちょっとだけ取り上げたいと思います。一つはステップファミリーになったときの子どもの年齢が大変重要であり、その後に影響してくるという点です。概して、ステップファミリーにとっては子どもが幼い時期の方が、子どもが思春期の頃よりずっと対応が容易です。特に、14歳の女の子というのは非常に扱いにくいです（笑）。

6枚目のスライドにまいります。子どもと別居親の関係について簡単にお話しさせていただきます。先ほどラリーとマリリンがアメリカの状況についてお話されていますので、ここで繰り返すつもりはありませんが、別居親と子どもが関係を持ち続けるのは情緒的に子どもにより影響をもたらします。私たちの研究で分かったのは、ほとんどの子どもにとって親の離婚で最も辛いのは、別居親がいなくなって淋しい思い、もっと会いたいという気持ちです。アメリカと同様、ニュージーランドではほとんどの別居親は離婚後も子どもと交流を持ち続けます。

次のスライドです。マリリン先生とラリー先生、それから他の方々からも指摘が合った通り、ステップファミリーができると3人以上の大人が子どもの生活に関わるようになります。また、子どもの親が代替するのではなく、子どもに親が増えるのだという研究結果

継親子関係

- 子どもが継親との関係を選んだわけではないので、気持ちが揺れ動いたり、抵抗を示したりする
- 継親は、子どもと血縁の親との間に連合関係ができあがっている家族の中に入っていきことになる

継親と継子の関係の質に関連する要因

- 子どもの年齢
- 子ども(および継親)の性別
- 継親の別居子
- 子どもの別居親
- 血縁の親による門番役割 (Gatekeeping)
- 両親の離別か、親との死別か

子どもと別居親との関係

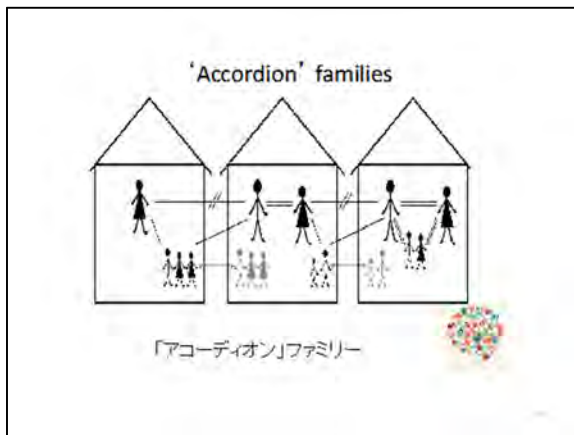
- 別居親の80～90%は男性である
- 子どもとの交流(contact)を継続する傾向が高まっている(以前に同居の経験があるかどうかによって異なる)
- 「曖昧な喪失」
- 交流は面会だけではない
- 交流、親密さ、関係の質にはズレがある

3人以上の親？

- 西洋の国々では、子どもたちは多数の親的存在を持つ傾向がある。生物学的な両親に加えて1～2人の継親。
- そのことが子どもにどのような影響を及ぼすかについては3つの仮説がある。
 - 累積仮説: 両親だけでなく他の親的存在をも親密に感じる
 - 喪失仮説: 別居親に対しても、継親に対しても親密な関係が築けない
 - 代替仮説: 子どもは別居親の代替として継親との関係を作る

うということです。

次のスライドです。これは「アコーデオン家族」と呼ばれる家族を表す図です。この絵の真ん中の家はステップファミリー世帯で、継父には以前の結婚のときの子どもが3人い



ますが、いずれも実母のもとで暮らしています。この世帯の母親にも前の結婚のときの子どもが2人いてこのステップファミリー世帯に同居しています。そしてその子どもたちは、取り決め内容によりますが、もう一人の親の世帯で週末あるいは数週間過ごすことはよくあることです。これが、ステップファミリー世帯が「アコーディオン」のようだという所以です。あるときには子どもが全く不在でカップルだけになり、また別のときには別居の子どもがやってきて子どもが5人に増え拡大するのです。これは世帯間境界の透過性に関連しており、世帯間に壁があってもその3軒の間を子どもが行き来します。アメリカほどではないかもしれませんが、ニュージーランドではこの社会的ニーズが認められています。誰も容易なことだとは思っていませんが、大人がうまくやれば子どもにとって大きなメリットになります。

共同監護

- 最新の研究結果は、共同で子育てするアレンジが子どもにより効果をもたらすことがあると示唆している。
- しかし、柔軟さを欠いたり、両親が対立状態にあったりすると、悪影響のリスクがある。
- 考慮すべき5つの領域
 - 子どもの安全と情緒的な安心感(対立していない状態、両親からの適切な養育)
 - 養育の質と親子の関係
 - 子どもに関する要因—両親ともに子どもの発達についてよく理解していること
 - 養育の仕方をうまく設定することが子どもにより結果がもたす
 - 現実的な問題(住居の距離、適切な資源など)

共同監護については既に今日たくさんのお話がありましたので、あまり触れるつもりはありませんが、オーストラリアの家庭裁判所では親の子どもに対する共同責任があるという前提があります。ニュージーランドではそうした明確な前提こそありませんが、大多数の家裁の裁判長は共同責任の重要性を認識しています。大事なのは離婚後も子どもが両親のどちらともと有意義な関係性を持つという点です。ニュージーランドでは、日本同様、ほとんどの親は家庭裁判所に行くことはありません。9割を超える親は離婚後の取り決めをする際に家裁を利用してはいません。裁判所で争うようなケースは、葛藤の高い親で、自分たちで解決が難しい場合です。

共同監護については既に今日たくさんのお話がありましたので、あまり触れるつもりはありませんが、オーストラリアの家庭裁判所では親の子どもに対する共同責任があるという前提があります。ニュージーランドではそうした明確な前提こそありませんが、大多数の家裁の裁判長は共同責任の重要性を認識しています。大事なのは離婚後も子どもが両親のどちらともと有意義な関係性を持つという点です。ニュージーランドでは、日本同様、ほとんどの親は家庭裁判所に行くことはありません。9割を超える親は離婚後の取り決めをする際に家裁を利用してはいません。裁判所で争うようなケースは、葛藤の高い親で、自分たちで解決が難しい場合です。

別居と離婚に関するニュージーランドの法制度

- 専門的な裁判官を置いて家族問題に専心する家庭裁判所
 - 離別する両親が経験するのは:
 - 離別と子育て (Parenting Through Separation) プログラム
 - 家族紛争の解決 (Family Dispute Resolution) 調停
 - 裁判 (3種類のトラック)
- ほとんどの親たちは裁判所の関与なしに、自分たちで離別を決定し、子育て計画を立てるように促される
- 婚姻関係にない両親も裁判所を利用することができる
- 「監護権」と「アクセス」という用語は「日々のケア」と「交流 (コンタクト)」という用語に置き換えられた

次のスライドです。ニュージーランドでは日本同様、専門の裁判所 (家庭裁判所) があります。親が離婚を決めると様々な法的手続きをしますが、裁判長の前で裁判する場合もあれば、しなくてもよい場合もあります。ニュージーランドにおいて無料で広く利用されている、『離別と子育て (Parenting through Separation)』というプログラムがあります。野沢先生はよくご存じでしょう。誰でも無料で利用でき、コミュニ

ティの研修を受けた進行役のもとで行われます。2時間のセッション2回で構成されていて、例えば1回目を今週、2回目を次週という風に受講できます。

ニュージーランドは、ヨーロッパ系、マオリ系、次第に増えてきたアジア系の人々がいて、文化的に多様であるため、プログラムは様々なコミュニティでその文化にふさわしい方法で行われます。『離別と子育て』の詳細情報はみなさんのお手元の資料に詳しく説明されています。このプログラムの資料は文字が多いので、小冊子や配布資料も利用できるようになっています。両親は子育て計画を一緒になって作成することが奨励されていて、マリリンとラリーも話していましたが、それは子どもにとって何が最良かを話し合う手段なのです。短期間ですが家族調停委員を務めた経験から、子どものことで対立している親に対して非常に効果的な質問があることが分かりました。それぞれの親に対して別々に、子どものこと、例えば子どもが得意なこと、やり遂げたこと、好きなことなどを訊いてみました。そして、どちらか一人が子どものことを話し始めると、もう一人が「そうだよね。ねえ、あの子が泳げるようになったときのこと覚えてる？」と聞き、「もちろん！」と返事をするのです。そしてあっという間に争っている親同士が話を始めるのです。まるで魔法にかけられたようです。子育て計画を作成することで、親は自分の権利をめぐる言い争うのではなく、子どものニーズについて真剣に話し合うことができるわけです。『離別と子育て』プログラムで親同士が同意することができなかった場合の次のステップは、家族紛争の解決、つまり研修を受けた家族調停委員による調停です。それもうまくいかない場合に、家裁での裁判になります。ごく最近まで、家庭裁判所には子どもの弁護士がいました。子どもの代理人として裁判所が任命した子どもの利益を代弁する弁護士でしたが、最近の制度改正で役割が縮小されてしまいました。しかしそれは子どものために重要だと思っています。また、ニュージーランドの裁判所では、「(子どもの) 監護権 (custody)」と「(子どもへの) アクセス (access)」という言葉はなくなりました。これらの言葉には子どもを所有しているという意味合いがあるため、監護権があるということが子どもを所有しているととらえられてしまうからです。そのため「(子どもの) 日々のケア (daily care)」や「(子どもとの) コンタクト (contact)」という用語に置き換えられました。

ニュージーランドでは法律がステップファミリーにどのような効果をもたらしているか？

- 両親が同意しさえすれば、継親は容易に子どもの追加的保護者に任命される。これは、3人以上の大人が子どもの重要な決定に関わることができることを意味している。
- 裁判所は、両親の同意なく継親を特別保護者に任命して、永続的なケア提供者としてのより大きな地位を付与することができる。
- 継親は子どもを養育する目的のために設置されている「養育命令」を取得することができる(これは日常的なケアなどを含む)。
- ニュージーランドの法律は、(先住民である)マオリの文化における「whanau」(大きな親族集団を意味するマオリ語)を重視する価値観の影響を受けている。

では次に、どこでもそうでしょうが、ニュージーランドにおけるステップファミリーの法律上の曖昧さについてお話ししましょう。ニュージーランドでは、継親が継子の「追加的保護者」になることは可能です。つまり子どもの生活に3人の法的な親が関わることになるわけです。ニュージーランドの制度では、子どもが生まれた日から、両親は婚姻の有無に関わらず子どもの法的な保護者となり、離

別や離婚しても変わることはありません。どちらかの親が死ぬまで子どもは2人の親がいることになり、継親は3人目の保護者として任命されるわけです。また状況によっては、家庭裁判所が継親に「養育命令 (parenting order)」を出すことがあり、それによって継親が親の役割を担うことができます。そして、この親の役割は子どもが16歳になると消失します。というわけで、ニュージーランドには、継親が継子に対して社会的に認められた親

的な役割を担う方法が2つあることになり
ます。

日本と違って、ニュージーランドでは継
親が子どもを養子にすることはとても難し
いことです。養子にするためには、別居親
の同意が必要ですが、ほとんど同意してく
れないのです。養子縁組は古い親子のつな
がりを断ち切ります。私自身が祖母として
重要だと思うのは、祖父母といった親族と
の縁も切ってしまうのです。ニュージーランドでは継親子間の養子縁組は、それだけの価
値がないと思われ、あまり普及していません。(ニュージーランドで) 継親が養子縁組を行
った場合、実親は二人とも親としての法的立場を失ってしまいます。これは非常に残念な
ことです。実母も親の立場を失うので、自分で自分の子と養子縁組しなくてはなりません。
フランスやイギリスの養子縁組制度では、子どもが別居親との関係を失うことなく養子縁
組することができ、ニュージーランドや
日本、アメリカでもそうした制度を目指
す必要があるのではないかと思います。

継親子関係は「法的には他人」と呼ば
れ、これについて様々な議論が行われて
います。マリリンとラリーが指摘したよ
うに、継親の継子に対する日常的な意思
決定は限定されていて、病気で学校を休
ませることさえ継親にはできません。相
続も同様で、継子が継親から相続するの
は容易ではありません。またステップファミリーに関する大きな課題は、継親は結婚して
いる間は派生的な関係として継子とのつながりがありますが、継子の親と離別した場合は
継子との関係を全部失ってしまいます。これは継親に対して親密な関係を作った子どもに
とっても、継親にとっても非常に大きなストレスとなります。今のところ、離婚後に継親
は継子に対する監護権を申請することはで
きません。最後の論点は子どもとの法的関
係がもたらす象徴的な意味についてです。
多くの子どもが継親との法的関係を継親の
継子に対するコミットメントの表れだと言
っています。ですので、継親との法的関係
は子どもにとって大きな意味があるのです。

継親に法的地位を付与することに対して
は反対論があります。昼食のときのおしゃ
べりの中で聞いた限りでは日本ではあまりそんなことはないようですが、ニュージーラン

養子縁組

- 通常の養子縁組では、もうひとりの血縁の親お
よびその拡大家族(祖父母など)との法的な関係
を断つことになる。(これは日本の「特別養子縁
組にあたる?」)
- 死亡したり、子どもの人生から姿を消したりして
いない限りは、別居親の同意が必要。
- フランスにおける「簡易」養子縁組では、別居親
とその家族との関係を保持することになる。(こ
れは日本の「普通養子縁組」の場合と同じ?)

32

継親子関係の法制化を支持する議論

- 日常的な意思決定
-
- 相続
-
- 継子に対する経済的支援
-
- 親夫婦が離別した場合の関係の継続
-
- 象徴的な意味(情緒に法的正当性を与える)

33

完全な法的地位を付与することに反対する議論

- ステップファミリーは相対的に不安定であることから、
継親子関係に法的地位を付与することに対して慎
重な検討を要する。
- 血縁の親子関係に着目するアメリカや他の国々の
傾向は、司法が血縁のない継親に法的地位を授与
することに躊躇していることを意味している。

34

ドやアメリカでは、子どもが親の離婚や再婚を何度も経験することがよくあります。ステップファミリーが解散し、母親のパートナーがわずかな期間しか一緒に過ごしていないことがあるのです。それを法的な関係と認めるのは早計ではないかというものです。

「議論と提言」のスライドの前に、ソマリアとアメリカ以外の世界のほとんどの国、ニュージーランドも日本も調印した協定についてお話したいと思います。それは国連の「子どもの権利条約」です。これは、ニュージーランドでは非常に重要視されていて、確実に順守しようとしています。ここにはステップファミリーに関して2つの重要な条文があります。中でも第9条は重要です。みなさんのお手元の資料にあります（本報告書の72～73頁に収録）。

議論と提言

- ・ 別居の父親の養育費支払いを促す方向への変化は、子どもとの交流を増やす方向への圧力を増すことになるのではないか。
- ・ 一方、大抵の子どもたちは別居親との関係を持ち続けたいと考える。
- ・ 子どもは、自分の生活の中に親的存在の大人を付加することができるし、実際そうしている。
- ・ そのためにはそれを支援するための法的枠組が必要である。
- ・ 日本を含むどの社会においても家族は柔軟になってきているため、フランスの簡易養子縁組、ニュージーランドやオーストラリアの法的保護者制や養育命令のような制度が子どもたちにとって最善の効果をもたらすのではないかと。
- ・ ソーシャルワーカー、臨床心理士などステップファミリーの支援者は研究成果に親しんで知識を最新にしておく必要がある。
- ・ 社会的受容(拡大家族の関わり)を高めるために祖父母に働きかける。

15

第9条は子どもの権利に焦点をあてています。子どもが別居親との交流を保証されるべきであると謳っていますが、これも重要視されておりステップファミリーの子どもが別居親との交流が図れるように配慮されています。第12条は子どもが自分の置かれた状況について自らの意見を表明する権利を持つ点が中心となっています。私や他の人たちが行った親の離別や離婚に関する研究の多くで、子どもたちに親の離別や親との関係について子どもの意見を聞いています。そうした子どもの意見はニュージーランドの裁判所では重要視されています。

何ができるだろうか？

- ・ **法律:**
共同監護、養育費、継親子関係のための法的枠組
- ・ **政策:**
国連「子どもの権利条約」(特に第9条と12条)の尊重
- ・ **支援と教育:**
ターゲットを絞った講演やセミナーの開催、マスメディアに広く取り上げてもらうこと、印刷物の配布

16

では、16枚目のスライドに進みます。私たちが検討し、変更しなくてはならない3つの分野についてまとめています。これは日本に限らず、他の国にもあてはまります。今日も多くのお話がありました

したが、まずステップファミリーに対しても開かれた法的制度への改正が求められます。例えば共同監護権が簡単に取れることなども含まれます。日本では養育費の制度がどうなっているのか分からず申し訳ないのですが、義務化されているのでしょうか。

(フロア：義務だけれど払わなくても罰則はないです。)

ニュージーランドでは義務化されていて非常に複雑です。別居した場合、家庭に必要な経費や親の収入、子どもの人数などが考慮され、必要な養育費が別居親の給料から天引きされます。父親が再婚するとさらに複雑になります。実子以外に自分のステップファミリーにいる子どもに対しても新たな経済的責任が生じることがあるからです。また、子どもが各家庭で過ごす時間によっても金額が異なるので、交渉になることがあります。父親は

かなりの金額を支払うわけですから、子どもと過ごす時間について要求することがあるのです。そのため、非常に難しい状況になります。

子どもが、保護者などの立場を持つ3人以上の法的な親を持つことができるという枠組みについても検討が必要です。法律の改正は大きな課題です。法的政策については、先ほど「国連の子どもの権利条約」の重要性について触れました。政策は法律に由来するものですので、法律が改正されるまで政策はなかなか変わらないでしょうから、私の方からあまり言うべきことはありません。支援と教育についてですが、今日のセミナーはステップファミリーを認知してもらうよいスタート地点だと思います。現在ではステップファミリーがうまくいくにはどうしたらよいかといった多くの知識が蓄積されています。こうした知識は、支援グループ、弁護士や裁判官、心理学者、カウンセラー、教師、セラピスト、ソーシャルワーカーといった人達の研修やセミナーの基礎として使う必要があります。私たちの持っている知識を元にそういった人たちに合ったセミナーを作る必要があるのです。人々の思い込みに頼るのではなく、研究によって明らかにされた知識に基づいて準備する必要があります。

英語に「Outside the square」という英語言い回しがありまして、これは今までとは違う発想という意味なのですが、そうした発想が求められています。お知り合いでフィランソロピスト(社会貢献活動家)の方はいらっしゃらないでしょうか。例えば、ステップファミリーに関わりのある俳優や政治家などに個人的な経験を語ってもらうことで、ステップファミリーの理解や支援につながるのです。すごいお金持ちや有名人の中で思いあたる人はいませんか(笑)。

私の言いたいメッセージはもう明らかだと思いますが、子どもを中心に考えなくてはならないということです。アフリカ系アメリカ人の間で「ペティフォーカル」つまり「子どもを中心にする」という言い方があります。この「ペティフォーカル」という考え方をすれば、家族という単位は世帯に関係なく子どもに関する人がすべて含まれることになるはずです。考えてみてください。一人の子どもがいて、その子に関する意思決定をしなくてはならない状況を。そこでは生物学的な親の権利という考えを除外しておきましょう。この子にとって大事な人は誰なのか。祖父母かもしれないし、おばかもしれないし、ご近所さんかもしれません。それは子どもを大事に思う人という意味であれば、継親であるかもしれないし、誰にでもその可能性があるのです。そうした考え方をすれば、家族やステップファミリー、特に子どもに関して別の見方ができるはずです。



野沢: ありがとうございます。ニュージーランドについての話、大変興味深いのはお聞きいただいた通りです。継親も「保護者」の資格が与えられるという選択肢、そして裁判所が親として継子を養育する命令を継親に出す選択肢があるということでした。フランスやイギリスの養子縁組の制度についても触れていただいて、子どもに関わる大人が多数いてよいし、誰が子どもにとって大事かと言ったら親二人だけに限らないというお話でした。またフロアの方から質問がありましたら是非ご発言いただきたいと思います。

フロア：ジャン先生ありがとうございます。日本と同じようにニュージーランドでも協議離婚がほとんどということでした。「離別と子育て」のプログラムを受講するとのお話もいただいていたと思うのですが、司法が関わらない中でその（共同養育の）ルールをどう設定して守っていくかということをお伺いできたらと思うのですが。

ジャン：「離別と子育て」のプログラムは義務ではありませんし、やったかどうか誰にもわかりませんが、広く宣伝されていて、多くの人が行っているということはわかっています。

野沢：では親が子育て計画を作ったかどうかどうやって確認するのですか。

ジャン：それはわからないのですよ。

野沢：確認の方法はないのですね。

ジャン：離婚を考えている親や離婚した親が病院へ行ったり、弁護士に会ったり、学校に行ったり、あるいはコミュニティの様々な場所で、この教育プログラムのことが宣伝されているのを目にします。それでよく知られているのです。

野沢：ほかにいかがでしょうか。

フロア：興味深いお話をありがとうございました。私の質問は単純なことなのですが、裁判所で争う前の調停についてです。お話の中で研修を受けた家族調停者がいるということでしたが、それは国家資格のための試験のようなものがあるのでしょうか。

ジャン：調停者向けにはいくつかのコースが用意されています。もっとも多いのが、法律的なものでリーダー（LEADR）と呼ばれます。これは法律家でなくても受けることができます。この LEADR やその他のトレーニングを受けた人が務めることができます。

裁判を行った人に対して、インタビューやアンケートを用いて大規模な聞き取り調査を行いました。そこでわかったことは、多くの人たちが調停をよく思っておらず、自分たちには合わないと思っているということでした。データを分析すると裁判制度に関することでよい結果につながったものが2つあることが分かりました。一つは子どもの代理人（弁護士）の関与、そしてもう一つが家族の状況についての報告書を書く、主に心理士の関与でした。この2つがよい結果につながったのであって、調停のおかげではありませんでした。調停では、親はプレッシャーをかけられていると感じていました。

野沢：いつのまにか午後も時間が進んで、残り時間がなくなってきました。もし最後に時間が残りましたらまたディスカッションしたいと思います。



【参考資料】

ジャン・プライアー教授のスライドへの質問とそれへの回答

■シンポジウムに先だってジャン・プライアー教授が野沢宛に送ってくださったスライド資料に対して、準備会議の参加者からいくつかの質問が出された。それをプライアー教授にお送りしたところ、下記の回答を寄せてくださいました。報告の理解を助ける材料として、その日本語版（中村芽李衣・野沢慎司訳）と原文を以下に掲載いたします。

質問 1：スライド 4 ページの表の出典や判断の基準が何なのか気になります。4 ページの表にはニュージーランドのヨーロッパ系が含まれていません。なぜでしょう。

ジャン：この表はきちんとしたデータに基づいているわけではありません。むしろ私が読んだ文献から収集したものにに基づいています。日本の情報は野沢さんが書いたものに基づいています。これについて指摘してくださって、ありがとうございます。西洋／ヨーロッパの文化は、暗黙の比較基準点なのです。アメリカと他の英語圏の国々で研究がもっとも多いのでそのようになっています。ナミビアとニュージーランドのマオリについての情報は、それぞれ一つの研究だけにに基づいています。要するに、表は議論と比較のために作ったものです。

質問 2：スライド 11 ページ、「よい効果」とは具体的に何でしょうか。

ジャン：よい効果とは、(子どもへの) 社会的・情緒的な影響、行動上の問題、教育上の達成についてまとめて表した言葉です。オリジナルの論文にあたって具体的な尺度を見つけたほうがよいでしょうか。

質問 3：保護者 (guardian) と養育者 (養親?) の違いは何でしょうか。保護者は養子縁組の前段階のようにも思えますが、この制度は一般的に利用されているのでしょうか。

ジャン：どのくらい頻繁に「特別保護者」の制度が使われているのかについてデータはありません。私が意見を聞いた法学の教授は、さほど頻繁ではないと考えているようでした。特別保護者の権利は子どもが 18 歳になったときに停止しますが、養子縁組は生物学的な親の養育権を奪ってしまうものであり、一生親でありつづけることを可能にします。特別保護者はそのようなことはまずできません。ステップファミリー当事者がこのことについてどう感じているのか私たちにはわかりません。

ジャン (後日追加回答)：エイトケン教授に特別保護者の問題について尋ねてみたところ、彼は次のように言っていました。特別保護者の法律は 1989 年の「子ども・若者と家族の法」の一部として制定されています (これは、もともとは「脆弱な子ども法案」の中に含まれていたものです)。しかし、いまだ施行されていません。この制度がステップファミリーに使われることはまずないでしょう。この点をうまく説明するようにスライドを修正しようと思います。

質問 4 : 「通常」 養子縁組以外の養子縁組形態はあるのでしょうか。

ジャン : ニュージーランドには一つの養子縁組制度しかありません。また、その親が死んでいたり、連絡を取るのをやめていたり、見つからなかったりということがない限り、もう一人の親からの同意が必要です。

質問 5 : 情緒の法的合理性を測ることは難しいと思います。スライド 13 の “Symbolic meaning (emotional legitimacy)” とは何を意味しているのでしょうか。

ジャン : 「象徴的意味」という表現で私が意図しているのは、(継親子) 関係を法制化することで(継親子) 関係が正当なものであり、正しいものなのだという感覚を子どもに与えるのではないかということです。とりわけニュージーランドでは、多くの家族で両親が結婚していない状態にありますが、養子縁組(またはその他の法的側面)によって継親は子どもたちに深く関わっており、この関わりは公的に認められているという感覚を子どもたちに与える効果があります。

【参考資料 英語原文】

Questions to Dr. Jan Pryor and Her Answers

Shinji: In the meeting last Sunday, some of the symposium presenters and discussants as well as a translator shared your slides (the Japanese version translated by me) and we all got impressed by its contents and organisation. They are really educating and there are some points which we got particularly interested in and raised some related questions below. I hope that these questions and comments below will help you prepare your talk. I would appreciate it, if you reply to me regarding some of the questions in advance.

Q1. The table in the page 4 is interesting. What kind of data is this table based on? Is there any source for this comparison? Does ‘Japanese’ in this table, for example, stand for Japanese in Japan, or in the US or New Zealand? Can the European people either in New Zealand or any other places such as the US be located in this table as well? If so, how? Or are they just a reference point for comparison and hidden?

Jan: The table is not based on straight data. Rather it is based on what I could glean from reading. The information on Japan comes from your writing, Shinji. I am very happy to be corrected on it! Western/European culture is an implicit comparison point, given that most research is in the US and other English speaking countries. Information about Namibia and New Zealand Maori is based on only one study each. Overall the table is really just for discussion and comparison.

Q2. When you talk about ‘benefits’ in page 11, giving concrete criteria or measures for the ‘benefits’ would be helpful for us to understand better.

Jan: ‘Benefits’ is a summary term for social and emotional outcomes, behavioural problems, educational achievement. Do you want me to go back to studies and find the specific measures?

Q3. The Special Guardian in New Zealand sounds very interesting. Is this system utilized well among stepfamilies in New Zealand? How positively is it evaluated among them? What is the difference between a Special Guardian and an adopted stepparent in their rights and duties for children?

Jan: We have no data on how often ‘special guardian’ is used – the law professor I talked to thinks it is not often. The status of special guardian stops when the child is eighteen years old, whereas adoption is full parenthood that cancels the parenting status of biological parents. Special guardianship is unlikely to do that. We have no idea how stepfamilies feel about it!

Jan (additional answer): I have asked professor Aitken about the issue of special guardianship and he said the following: The special guardianship rules have been enacted as part of *the Children, Young Persons, and Their Families Act 1989* (they were originally included in the vulnerable children bill) but are not yet in force. So, we have no history of their usage yet.

It is likely that it will be used very rarely for stepfamilies, so I will amend the slide to convey that.

Q4. You talk about ‘usual adoption’ in page 12. Is there only one adoption system in New Zealand? Is there any other adoption style in addition to this usual adoption? In usual adoption of a child by his/her stepparent in New Zealand, you need an agreement from the other biological parent. Right? In ‘ordinary adoption’ between custodial parent's child and spouse in Japan, no consent from the other non-custodial biological parent is necessary. In Japanese family law, there is no choice for divorced parents to have joint custody, and one of the parents has to lose the custody and custodial parent's new partner can easily gain the custody. This legal situation in Japan may be one of the main issues to be discussed at the symposium.

Jan: Yes, there is only one adoption system in New Zealand. And yes, you need agreement from the other parent unless that parent is dead or has ceased contact with the child and can't be found.

Q5. When you write “Symbolic meaning (emotional legitimacy)” in page 13, you mean to argue that it is difficult to measure the emotional quality of step-relationships, so it is also difficult to legitimise the relationships. Am I right? This part is rather difficult for me to translate into Japanese.

Jan: By ‘symbolic meaning’ I mean that the legalising of the relationship gives the child a sense of the legitimacy or rightness of it. Even though in New Zealand especially many families do not have married parents, the legal aspect of adoption (or other forms of legitimising by the law) can give children a sense that the stepparent is committed to them and that this commitment is recognised formally.

I hope this helps!

【配布資料】

親の離婚・再婚を経験した子どもに関する研究と社会政策 ニュージーランドからの提言

ジャン・プライアー

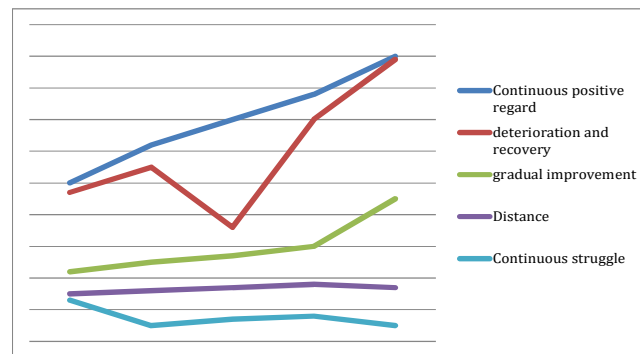
(日本語訳：野沢慎司)

継親子関係

野沢・菊地（2014）は日本で継親との関係に5つのパターンがあることを見いだした。

- ◆ 一貫して親として受容
- ◆ 親として受容したが思春期の衝突で悪化
- ◆ 一貫した関係の回避
- ◆ 支配忍従から決別
- ◆ 親ではない独自の関係がゆっくり発達

図 7.1 継父との関係の変化 (Kinniburgh-White, Cartwright, & Seymour 2010 より)



野沢らの研究とキニバーグ=ホワイトらの研究の比較

Kinniburgh-White et al. (2010)

一貫して好意的
悪化と回復
ゆっくり改善
距離
一貫して格闘

野沢・菊地（2014）

一貫して親として受容
親として受容したが思春期の衝突で悪化
親ではない独自の関係がゆっくり発達
一貫した関係の回避
支配忍従から決別

●全体的には、この2つの研究の結果は驚くほど類似している。

子どものウェルビーイングと別居親

Amato and Gilbreth（1999）によるメタ分析では別居親との関係が子どものウェルビーイングに及ぼす影響を検討した。彼らは3つの要因に目を向けた。

1. 交流の程度
2. 関係における親密さ

3. 別居親による子育ての質

- 交流の程度はほとんど影響を与えない
- 親密さは一定の影響がある
- もっとも重要な要因は別居親による子育ての質—権威的な養育がもっとも効果的

子どもたちは多数の親にどのように対処するのか？

3つの仮説

- 累積仮説：子どもは人生の途上で新たな親的存在を迎え入れることができるし、父または母が2人いても両方の関係から恩恵を得ることができる。
- 喪失仮説：子どもは別居親との関係からも継親との関係からも恩恵を受けることはできない。
- 代替仮説：子どもはひとりの親的存在を別の親的存在で代替させる。例えば、子どもの生活において、継父が別居の父親に取って代わる。

母親、継父、別居親との関係の質スコアの相関

比較された関係	White & Gilbreth 2001	Pryor 2004
同居の母と継父	.49	.236 (良好な関係) .2 (親密さ)
同居の母と別居の父	.25	.23 (あたたかさ) .29 (安心感)
継父と別居の父	NS	.22 (親密さ)

ヴァレリー・キングの研究知見 (King 2007)

	継父のいる家族	継母のいる家族
同性の親/継親両方と親密 (累積仮説)	25%	38%
どちらとも親密ではない (喪失仮説)	24%	12%
継親とだけ親密 (代替仮説)	35%	29%
別居親とだけ親密	16%	21%

そのほかの研究知見

- 継父のいる家族では、継父と別居の父に親密感を抱いていることがよい効果をもたらす。継父への親密さが特によい効果をもたらす。同居が重要。
- 継母のいる家族では、別居の母と同居の父に対する親密感を抱いていることがよい効果を生む。継母に対する親密感 は行動レベルでよい効果をもたらしていない。血縁が重要。
- しかしながら、知見には一貫性がない。効果をどのような指標で測定するかによって結果が異なるのかもしれない。

こうした知見を総合すると一貫しない結果になっている。しかし、White and Gilbreth の

研究でも、Pryor の研究でも、負の効果は見られなかったことに着目したい。子どもたちは、ある親との親密な関係を作るために、別の親を遠ざけなければならないわけではないように見える。Valerie King の研究は、ステップファミリーの子どもたちは別居親の代替として継親との関係を作るように見える。しかし、継父世帯の4分の1において、さらに継母世帯の3分の1以上において、子どもたちは親を**累積**しているのである。継母家族の子どもたちの5人に1人、継父家族の6人に1人あまりが別居親**だけ**と親密である。

こうした関係において大人たちがどのように振る舞うかが決定的な要因となることを指摘しておくべきだろう。例えば、別居親との交流を応援するのかもしれないのか、元のパートナー同士に対立があるかどうかに関係するだろう。

ニュージーランドの離別と離婚：「離別と子育て（Parenting Through Separation）」プログラム

- すべての親向けの無料のプログラムであり、地域の会場で開催される。
- 訓練を受けた講師によって運営される（2時間のセッション2回で構成される）
- 裁判所に行こうとしている親たちには義務づけられることがある。裁判所に行かずに解決に至るための糸口（または裁判所による養育命令の際の情報源）となることも多い。
- 元パートナーと一緒に参加するわけではない。
- 親たちが自分たちおよび子どもたちにとってうまくいく子育てのアレンジ（養育計画）を見つけるのに役立つ
- 養育計画は法務省から無料で入手可能

ニュージーランドの「家族紛争の解決（Family Dispute Resolution）」

- 裁判所によって提供される調停サービス
- 「家族紛争の解決」に相応しい紛争でなければならない
- セッションの前に予備的なカウンセリングを行うことも可能
- 参加者はまず「離別と子育て」プログラムを受講するように勧められる
- 参加は有料（条件を満たせば無料の調停もある）

ニュージーランドの家庭裁判所

- 裁判を行う前に「離別と子育て」プログラムを必ず受講し、「家族紛争の解決」調停を経なければならない
- 両親が政府の基金に申請する条件を満たせば法律相談は無料である
- 家庭裁判所の裁判には3種の流れ（トラック）がある
- 「通告なし」の緊急トラック：家庭内暴力の問題がある場合
- 単純トラック：両親がすでに合意したアレンジを裁判所に公認してもらうために申請した場合
- 標準トラック：両親のうちのひとりが準備段階（「離別と子育て」プログラムと「家族紛争の解決」調停）への参加を拒否している場合

立法者のジレンマ

「血縁の親が子どもに対して持っている憲法上、法律上の権利を否定することなく、継親

と継子の間に生じうる心理的な愛着を尊重する法律を作るにはどうすればよいかという挑戦に直面している。」(Sarah Malia 2008)

要約と提言

- 別居の父親の養育費支払いを促す方向への変化は、子どもとの交流を増やす方向への圧力を増すことになるのではないか。
- 一方、大抵の子どもたちは別居親との関係を持ち続けたいと考える。
- 子どもは、自分の生活の中に親的存在の大人を付加することができるし、実際そうしている。
- そのためにはそれを支援するための法的枠組が必要である。
- 日本を含むどの社会においても家族は柔軟になってきているため、フランスの簡易養子縁組、ニュージーランドやオーストラリアの法的保護者制や養育命令のような制度が子どもたちにとって最善の効果をもたらすのではないか。
- 弁護士、裁判官、ソーシャルワーカー、臨床心理士などステップファミリーの支援者は研究成果に親しんで知識を最新にしておく必要がある。
- 社会的受容(拡大家族の関わり)を高めるために祖父母に働きかける

日本で何ができるか？

法律：議員に働きかけ、家族法を変えて…

- 共同監護(親権)が適切であり、望ましい場合にそれを可能にする
- 別居親がきちんと養育費を払うようにし、(適切な場合に)面会交流ができるようにする
- 継親が継子と法的に認められた関係を持つための法的枠組を立ち上げる(保護者、親責任、単純養子縁組など)
- 子どもが(少なくとも)3人の法的な親を持てるようにする(保護者制度など)
- 国連「子どもの権利条約」の関連する条項を尊重する(子どもが血縁の親/別居親と交流する権利を持っていることを認める)

こうしたことへの障害となっているのは、伝統、現在の法制度、家族と世帯に対する考え方、継親子関係が「つね」により関係でなければならないとする社会の仕組みなどである。

政策：

- 政策立案者たちが子どもの最善の利益が最重要事項(国連「子どもの権利条約」?)であることを理解してもらう必要がある。そこには血縁の親との交流をする権利も含まれる。もっと広く国連「子どもの権利条約」が知られる必要がある。

支援と教育：

良質で「つね」に改良されている教育プログラムがあらゆるレベルで必要とされている。まずは法曹界の裁判官、政策立案者から始まって、ソーシャルサービス、調停者、カウンセラー、臨床心理士、そして当事者家族に至る各層で必要とされている。

ひとつの提言：祖父母や他の拡大家族（親族）メンバーに働きかけて、制度をもっと柔軟なものへと変えていくことが子どもに恩恵をもたらすことを学んでもらうことはできないだろうか。ここで示唆されている変化は現在の状況よりも子どもたちにとってよい状況をもたらすことをわかってもらう必要がある。

教育がうまくいくためのメカニズムには次のものが含まれる。

- ステップファミリーの家族ダイナミクスにきちんと焦点をあてた、しっかりした研究結果に基づく講義。弁護士、裁判官、医者、臨床心理士、カウンセラー、家族療法家など向けに特別仕立てになっているのがよく、それらの専門機関によって運営されるのがよい。
- マスメディアによる報道：テレビやラジオの番組など
- 印刷物：医者の診察室・診療所・オフィス、裁判所、行政の相談窓口など多様な公共の場に置いてもらう。

【参考資料】

国連「子どもの権利条約」の関連する条文

第9条

1. 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。
2. すべての関係当事者は、1の規定に基づくいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。
3. 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。
4. 3の分離が、締約国がとった父母の一方若しくは双方又は児童の抑留、拘禁、追放、退去強制、死亡（その者が当該締約国により身体を拘束されている間に何らかの理由により生じた死亡を含む。）等のいずれかの措置に基づく場合には、当該締約国は、要請に応じ、父母、児童又は適当な場合には家族の他の構成員に対し、家族のうち不在となっている者の所在に関する重要な情報を提供する。ただし、その情報の提供が児童の福祉を害する場合は、この限りでない。締約国は、更に、その要請の提出自体が関係者に悪影響を及ぼさないことを確保する。

第 12 条

1. 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
2. このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

出典：ユニセフのウェブサイトより [http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_all.html]



〈コメント 1〉 離婚家族を支援する臨床心理学の立場から Comment 1: A Clinical Psychologist's View

小田切紀子

Noriko Odagiri

東京国際大学 人間社会学部 教授



今日はお招きいただきありがとうございます。私自身は臨床心理学が専門なのですが、離婚後の共同養育と面会交流を日本の社会に広げるために調査をしていることがひとつ、今話題になっている離婚する親と子に対する心理教育プログラムを提供するという事に挑戦しています。これは同僚とやっているのですが、それに加えて離婚家庭の子どものセルフヘルプグループを15年くらいでしょうか、これも同僚とやっており、そういった実践と研究をしている立場からのコメントになります。

これまで散々出てきているように単独親権の影響で共同養育と安定した面会交流をしていくのはとても難しいことです。アメリカとニュージーランドでは、多少法制度が違うということがよくわかりましたが、離婚後の共同養育・共同親権というのがスタンダードであって、共同養育ということが浸透している、2つの国での課題は実の親の権限を弱めることなく、継親に対して権限与えるということが課題になっているのですね。子どもの養育に3人以上の親が関わるという考え方が、まだまだチャレンジングとはいえ浸透しつつあるのかなと思います。

- 私は、離婚後の共同養育と面会交流を日本の社会に広めるために、これらの調査研究と、離婚する親と子どもへの心理教育プログラムの実践を行っている。
- 日本の離婚後の単独親権のもとで、共同養育と面会交流を行うのは、容易ではない。

一方日本では、離婚後でさえ元夫婦2人で子育てするという考え方を受け入れることが

非常に難しく、面会交流ができていません。そこに、再婚後に子どもが継親に懐きはじめているという理由が加わります。よくあるのは母親が子どもを引き取って再婚したケースですが、子どもは新しいお父さん（継父）に懐いているという理由で同居している実の親／お母さんの申し出によって面会交流が中断あるいは中止されることが多いのです。家裁でも同じような判断を下すことが多いです。私自身は面会交流に対して意見書を弁護士

- アメリカとニュージーランドは、両国に法制度の違いはあるが、離婚・再婚後の共同養育がスタンダードであり、実親の権限を弱めることなく、継親に権限を与えることが課題になっている。
- 子どもの養育に、親3人がかかわるという考えである。

から求められて家裁に提出することが時々ありますし、ハーグ条約のADR（裁判外紛争解決手続き、裁判を起すのではなく当事者以外の第三者に関わってもらいながら解決を図る手続き）をしておりますので面会交流のことでいろいろ関わることがあるのですが、国際的な基準での面会交流と、日本国内の基準での面会交流とは随分違いがある、温度差があると感じています。日本においては、子どもの親は（カップルである）2人だけという考え方のため、再婚すると離れて住む実の親は消えてなくなってしまうというか、子どもの成長を遠くで見守る存在に移行していくことが多いと思います。

親の離婚・再婚後の子どもが実の親と安定した面会交流ができるように、私たちは行政の子ども支援課などと連携して、離婚した親と子ども対象の心理教育プログラムを実施することに取り組んでいます。しかし、協議離婚が9割を占める日本の状況の下で、このようなプログラムを提供していくことの難しさを強く感じています。

一方で、今私がやっているのは離婚後の共同養育に対する調査研究です。これは国からお金をもらってやっているもので、20代から60代の1000人を対象にいろんなことを尋ねているのですが、今日は離婚後の共同養育のことだけをお話しますが、離婚した後も元夫婦が子育てしていくことについてどう思っているか、8つの訊き方をしています。その中で日本固有の「イエ意識」、家族というのは夫婦と子どもから成るとか、家族の問題は家族の中で解決するのがよいとか、そういった考え方のことなのですが、この「イエ意識」が共同養育に対して否定的です。そして、

- 他方、日本では離婚後でさえ、共同養育、面会交流が難しく、再婚後は子どもが継親に懐き始めているという理由で、同居する実親によって、面会交流が中断されることが多い。
- 子どもの養育には、親2人がかかわるべきという考えである。

- 離婚・再婚後も、子どもが実親と安定した交流ができるようにするには、アメリカとニュージーランドのように親教育プログラムで、面会交流の重要性を親に伝える必要がある。
- しかし、それだけでは不十分であろう。

- 私の共同養育の調査研究(対象20-60代の男女901名)から、共同養育にマイナスの影響を与えるのは、日本特有のイエ意識(「家族は夫婦と子どもからなる」など)、離婚への偏見意識、性別役割意識だった。
- 他方、「子どもが生きがい」、「親は犠牲になっても子どもを第一に考えるべきである」という「子どもはかすがい」という意識の高さは、共同養育にプラスの影響を与えていた。

- 離婚への偏見意識、性別役割意識、イエ意識を変容させるのは、時間を要する。
- 他方、子どもを第一に考える人ほど、共同養育に肯定的であった。
- このことから、離婚・再婚後も実親2人が子どもにかかわり続けることが、子どもの健全な発達にとって重要であることを調査によって社会に提示し、共同養育に対する社会の意識を変容させることは可能であろう。取り組んでいきたい。

離婚に対する偏見です。当たり前ですが、離婚が恥ずかしいとか離婚を失敗だと考える人ほど、共同養育に反対と考えているわけです。さらに、伝統的な性別分業意識の強い人も共同養育に反対でした。

一方、子どもが生き甲斐だとか、親は子どものことを第一に考えて当然だという意識の高さは、共同養育に対してプラスの影響を与えていたのです。

多くの先行研究が、離婚後の面会交流が子どもの健全な発達に好ましいことを示しています。私の調査からも、子どものことを第一に考える人ほど、共同養育に賛成でした。伝統的な家族意識や離婚に対する世間からの差別にとらわれず、子どもの健全な発達を願う人であれば、元夫婦が共同で子育てをして行くことが大切であることを社会に示し、単独親権制の下でも共同養育を広めたいと考えています。

以上です。ありがとうございました。



野沢：ありがとうございます。調査の結果から共同養育・共同親権を進めていく上でそれを促進するプラスの意識とそれを妨げる意識、どういう意識が共同養育を促すのかというお話だったと思います。離婚・再婚後に子どもへの大人の関わり方をどうするべきかが今日の議論の大きな焦点でしたが、その論点にとって重要な情報です。

さて、次は池田ひかりさんです。ソーシャルワーカーで「NPO 法人 女性の安全と健康のための支援教育センター」などで、女性と子どもの支援のお仕事をしてこられました。ソーシャルワーカーの立場からステップファミリーについて何が必要か教えていただければありがたいです。よろしくお願いします。

〈コメント2〉ソーシャルワークの実践現場における 支援面での改善すべき点とその方法

Comment 2: A Social Worker's View

池田ひかり

Hikari Ikeda

NPO 法人女性の安全と健康のための支援教育センター運営委員
ソーシャルワーカー



私はソーシャルワークの現場ではどうなっているかということをお話したいと思います。今ご紹介にありましたように私自身は、子ども・ひとり親、女性、特にドメスティック・バイオレンスや性暴力の被害にあった女性たちを支援してきて、結果として家族とかかわってきました。あるいはそういった人たちを支援する支援者養成を仕事活動として行政やあるいは民間の支援団体で行ってきた経験をもとに今日はお話したいと思います。

お話をする視点としては2つ。1つはソーシャルワークという現場においてステップファミリーの支援っていったいどうなっているのかということ。2つ目は、そういうことを進めていくにはどうしたらいいのかということ、をお話したいと思います。

最初に、ソーシャルワークと言われる現場でステップファミリーの支援をしているのかどうか。午前中には、適切な支援がされていないという話がいろいろな方から出ましたが、実際には、ファミリーソーシャルワーク、家族をトータルで支援するソーシャルワークが日本では確立していないというのが正しいところなのかなと思っています。さらに、確立しているとは言い難いので家族を対象としたファミリーソーシャルワークを専門とする機関もない、というのが現実なのですね。じゃあ、家族支援はどうしているのかといいますと、「子ども」とか「ひとり親」とか「女性」「障害」「高齢者」というように、対象別に機関ができていて、それぞれの問題の背景に家族があって、対象としている方が抱えている問題を解決するために家族にかかわる必要があるときにのみ家族に関わる、そういう関わり方をしています。その家族の中にたまたまステップファミリーがいる場合がある、そんな状況になっているかなと思います。つまり、ステップファミリーに関わっているわけではないけど、結果的には関わっている状況なので「ステップファミリー」を意識して、あるいはステップファミリーが抱える特有の葛藤とか課題をわかって関わっているという現状にはない、ということなんです。さらにそれぞれの機関では、ドメスティック・バイオレンスであるとか、虐待など差し迫った問題があるので、なかなかステップファミリーの問題にまで関心が及ばないというのが現実なのかなと思っています。

私は今回、この事業に関わらせてもらったので、いろんな研修で、ステップファミリーがテーマではない研修で、「ステップファミリーっていうのがあってね。初婚家族とは違う支援の仕方が必要になるのですよ」と、ちょっと話すようにしていたんですね。そうしたら意外と「私たちもステップファミリーに関わっているわよね」とか、「ステップファミリーについて話してくれないかな」とか、「サポートグループの情報とかが欲しいのだ

けど、どこでやっているのかな」とか、割とリアクションがあったという感じで、支援者の人たちがまだ「ステップファミリー」という言葉を獲得していないけれど、関心自体はないわけではないのだなという感じをととても受けました。

この状況は、ドメスティック・バイオレンスが社会に浸透する前の状況にすごく似ているなと思います。問題の質自体はぜんぜん違うのですが、ドメスティック・バイオレンスという言葉がなかったときには、被害者が相談しても困っていることの背景にあるDV問題を理解できていなかったのも、的確にDVに焦点をあてた支援を得ることができずにいたのです。さらにDVという相談種別項目というのがなかったのも、統計上もDVの件数が浮上していなかったのですね。それで「夫婦関係」とか「子どもの問題」に振り分けられていて、統計上はないものとされていました。ステップファミリーも、統計項目がないので「夫婦の問題」や「子育ての問題」に振り分けられていて、やはり統計上は見えてきていない、という現実があります。だから支援が必要だということが見えていないのかなとすごく思いました。関心がないわけじゃないので、関心をさらに掘り起こしていくことが必要です。それと、ソーシャルワークを担う人たちの基礎知識として、誰もがどの分野で働くにしてもステップファミリーの知識を持っているということが必要なのかなと思いました。これは他の皆さんからもご指摘があったことです。

では、そうなっていくためには、どうしたらいいのかということです。行政が動くことを待っていたら多分ずっと変わらないだろうという印象を持っています。虐待やドメスティック・バイオレンスというすごく人権にかかわるような問題ですら、どうしてこういう制度が整ったかといえば、民間の支援団体、当事者や関心を持っている支援者たちが動いていって、そして行政が必要だと思ってこれだけの支援体制が整ったということがあります。なので、ステップファミリーについても上から変えていくのではなく、下から変えていくという視点が大事になるのかなと思っています。SAJが実際にやっている講演会とか相談電話とかサポートグループとかが、もっと大きな活動になっていく必要があるのかなと思います。関心を持っている支援者たちもきつと思うので、そういう人たちを掘り起こして、そして巻きこんで、日本のいろいろなところでそういう団体が動いているようになる必要があると思います。

それからもう1つ、適切な支援ができる支援者が必要だという話がたくさん出ていましたが、行政がそういう人を養成するのを待つというのではなく、当事者の人たちが、あるいは関心を持っている支援者の方たちが、



自分たちで必要な支援者を養成する、支援者養成講座をやってしまうということが大事なのではないかと思っています。そういう研修に参加される方の中には、行政で相談員をされている方もいるだろうと思うので、そういう人たちが行政の中で結果的に増えていくと、少しずつ行政のステップファミリー支援も変わっていくということにもなりえるし、あるい

はそういう研修に参加した人が研修講座や講演会を企画する仕事をしている人もいたりすると、今度は行政主催のステップファミリーをテーマにした研修や講演会がなされることにもつながっていくのかなという風に思います。そんなことができたらいいなかなと思います。

そして最後に、1つの団体だけでこういうことをやっていくのはなかなか難しいので、できれば同じような関連領域、子ども、ひとり親、女性などの支援をしている支援団体の方たちとつながって行って、多様な家族支援と連携をとっていくと、横に広く広がっていくのかなと思いました。また、「家族支援法」（棚村先生の提案）に大賛成ですが、法律ができるためには、「やっぱり（家族支援法が）必要だ」という声がたくさん上がってくる必要があると思いますので、下から変えていくことを私からも提案させていただきたいと思います。

以上です。どうもありがとうございました。

野沢:「ドメスティック・バイオレンス」が項目としてあがっていくまでに大変な経緯があったわけですね。それと同じように、まだまだ「ステップファミリー」という項目が立つまでには至っていないとのお話でした。その対比が非常に示唆的でした。今回、世界中から、日本中から多くの立場の人に集まっていたいただき、こんなに短い時間に多様な立場からのお話をいただきました。法律の立場の棚村先生、心理学の小田切先生、そしてソーシャルワークの池田さんからお話を伺えました。時間的には無理をしてしまった感じはあるのですが、その甲斐があったなと感じます。それぞれの立場から見えてくる問題、そしてそれに対する政策アイデアをいただけたことは実にありがたいと思いました。

そして社会を変えていくときに、大きな力を持つものとしてマスメディア、ジャーナリズムがあります。昨年開催した国際セミナーも取材してくださって、ステップファミリーを理解し、社会に発信していただいたご経験もあるNHK社会部の記者、上田真理子さんから最後にコメントをいただきます。しかし、その前に、2014年11月20日に放送された『おはよう日本』というテレビニュース番組のステップファミリーに関する特集の一部をご覧くださいと思います（83頁の資料参照）。

〈コメント3〉ステップファミリーの課題について ― メディアの立場から Comment 3: A Journalist's View

上田真理子

Mariko Ueda

ジャーナリスト/NHK 社会部記者

私自身は家族と社会の関わりに興味をもって取材を続けています。ステップファミリーについても、昨年のセミナーを取材させていただいて、また、当事者の方にも取材に協力いただいて、NHKの朝の『おはよう日本』というニュース番組で放送させていただきました。



なぜ私がステップファミリーに興味を持ったかという、私自身は裁判などの取材を長くしておりまして、その中で、離婚や再婚が増えていて、子どもの奪いあいになるような争いが急増していると感じました。その結果、再婚を経てステップファミリーが形成されることに関心を持つようになりました。

実際に野沢先生や緒倉さんにお話を伺うまでは、私自身は、ステップファミリーの特有の課題というか、悩みがあるという風にはあまり思い至りませんでした。むしろ我々メディアが取り上げるときも、従来のいわゆる普通の家族とステップファミリーを別物に分けると、それはかえって差別になる、偏見を生むのではないかと、避けてきたところがあります。そうした目線にとらえたことがなく、話を実際にきいて「そうなのか」と、私だけではなくて社会がそういう認識でいるから、なかなか行政などでも支援が広がらないのかなと思って、この特集をしました。

ちなみに、調べてみたところ、うちのNHKのニュース番組の中で「ステップファミリー」という言葉が使われたのは、私のこの放送をいれて4回しかありませんでした。もちろんニュース以外の番組で取り上げてはいるのですが、そういった番組は元々関心がある方がご覧になるものです。そうではなくて、誰の目にも入ってくるニュースの中で取り上げることが、まず「ステップファミリー」という言葉自体を知ってもらうことにつながるのかなと思いました。数を調べていくうちに自分でびっくりしたのですが。

この特集のときには、わずか10分だけの短い時間のものだったので、伝えられる内容が限られました。目線としては、ステップファミリーはいわゆる普通の家族とはちょっと違う、独特の形成過程を持つものだというのと、ステップファミリーならではの支援とか社会の理解が必要だということだけ伝えられればと思って特集を制作しました。

そのときに、先ほど（のニュース映像に登場した）伊藤さんなど2組の当事者の方に登場いただきまして、何に悩んだか、それをどう乗り越えたかをお話いただいたわけです。当事者の方のお話というのは何よりも説得力を持つと思いますので、もちろんこういった

講演会や勉強会は大切だと思います。けれども、やはり当事者の方たちの言葉にまさるものはないのかなと感じ、まさにご家族の様子を取材させていただいた形です。

日本においてはまだまだ離婚や再婚に対しての偏見の意識の強い中で、取材に応じていただくことはなかなか抵抗があることですし、先ほど登場された当事者のご夫婦も、当時は社会にたいして「うちはステップファミリーです」とは明らかにされていらっしやらなかったようです。もう一組の家庭では継父さんに中心になって出ていただいたのですが、継子が小さいときに再婚しているので、継子と自分には血のつながりがないということも、継子に話していないご家族でした。取材することで家族全員にそれがわかってしまうことから、取材をうけていただくことがすごく難しかったと思うのですが、なんとかご理解をいただいております。

結果的には継子の方に何も言っていなかった方も、番組をきっかけに「実はね」とカミングアウトをして、お話をされてその後もうまくやっていることでした。私たちもほっとしました。社会の偏見が根強い中で、当事者の方に取材に応じていただくのは難しいのかなと思いつつも、一方では当事者の声は何にも勝る、社会の認知を深めるということがあるなど感じます。そういう意味では、今日は「メディアに是非！（協力してほしい）」というお話もたくさん登場しましたが、無理強いをするわけではないのですが、当事者の方たちにも、それこそ社会の偏見を取り除くというまさにモデルケースを見せるのが一番効果的だと思いますので、メディアとタグを組んで社会に訴えていただいて、行政なり社会を動かしていただければと感じます。

今日話を聞いていて感じたことは、ニュージーランドでもアメリカでも、再三子どもの利益という言葉が出てきたことです。子どもの目線が社会を動かしていく大きな力になると思っています。というのは、今回の特集だけではないのですが、離婚とか再婚をテーマに絡めるものを放送しますと、どうしても「結局、自己責任だろう」、「自分たちが勝手に離婚して、勝手に再婚しておきながら『困っています』と言う人のためになぜ国が動かなきゃいけないのだ」という、かなり厳しいご指摘が視聴者の方から寄せられるのが現実としてあります。すごく理解してくださる方もいると思いますが、そういう方たちの声は上がってこないのです。一部には否定的な意見を主張する方たちもいるという中で、誰も文句を言えないのがやはり「子どものために」であり、法律を変えていくという面でも子どもの目線をいかに訴えていくことができるかがポイントになると思います。

そしてもう1つ、私たちメディアが取り上げるうえで気をつけなければいけないと感じているのは、さらに偏見を広げることがあってはいけないということです。一步間違えるとステップファミリーというのはすごく課題をたくさん抱えているとか、トラブルを起こしやすいと捉えられてしまうと、逆効果になってしまうので気をつけて特集を作っています。実はこの特集でも、西東京市で虐待死事件（14歳の男児が自殺し、継父が自殺教唆した疑いの事件）があり、それが取材のきっかけとは言いにくいですが、調べてみるとステップファミリーで継父による妻の連れ子への日常的な虐待があり、自殺に関しても「そんななら首吊ってしまえ」と言われて自殺に至るといったものでした。裁判中なので継父

の方は否認されていますので、実際はわからないのですが。こうした事件が起きてNHK社内でもこれはステップファミリーに起こる問題なんじゃないかという話が出てきて、これを「ステップファミリーの課題として特集を作れないか」と最初話しが出てきました。私は「それは違う」と、そういったデータがあるわけではないし、ステップファミリーだと虐待が増えるという話ではないので、そこは誤解を招かないよう伝えないといけないですねと話し、先ほどの特集の中ではそうした話は一切していません。

しかし、家庭としてどういう悩みを抱えていたのかといったところに、もうちょっと目を向けるというのも1つ目線としてあってもよかったかなと思います。(この特集でやるかどうかは別として) その事件が起きたあと、その西東京市の自治体のほうで、なぜ少年が自殺してしまったのかを検討する報告書をまとめているのですが、「結局、学校とか市が虐待に対する認識が甘かった、あざなどいっぱい作ってきたのに気づかなかった、だから学校にスクールソーシャルワーカーを増やしましょう」と、ざっくりと言えばそんな内容にまとまっていました。家庭の部分に関しては、「家庭環境や家族関係を検討すること」と一言報告書に盛り込まれていただけです。子ども家庭支援センターは今回の事件に全く関与していませんでした。実際にはどういう原因があったかわからないのですが、ひょっとすると継父さんなりの悩みや葛藤なりがあったのかもしれないし、実母さんのほうも「どうしたらいいのか」と悩んでいたのかもしれないのです。けれども、具体的には触れられなかったし、事件が起きて目も向けられなかったという現状があるのかなと思っています。なので、伝え方を間違えると本当に偏見を広めてしまうリスクがあると思いますが、どうしても日本では人の命が失われないと物事が動かないというところがあります。DVとか児童虐待はまさにそれで、そういったことが起きた時に、当事者の方たちから、偏見には繋がらない形で、一方で行政などが一歩踏み出しやすくなるように声をあげることで、そのアクションをすることで私たちメディアも取り上げるきっかけになるのです。私たちメディアをうまく利用していただければと思っています。

最後にもう1つだけ。当事者団体の方たちは、悩みや葛藤を抱えつつ社会を変えるために動かれるという点で、SAJだけでなく他のどの団体も、すごいなと思いつつ私たちは取材をしています。池田さんの話にもありましたが、最近ようやく家族の問題に目を向けられるようになってきたので横の連携(団体ごとに考え方などあり一致団結して同じ方向に向くというのは難しいかもしれませんが)が重要だと思います。団体にアクセスしたいけどできないでいる当事者の方たちのために、せめて窓口を一本化して、「ステップファミリー」という言葉を知らない人にも、たとえば再婚とか離婚とか子どもとか、検索したらSAJがでてくるといったような連携がとれればよりよいのかなと思っています。またそうしたムーブメントがあると、ますますメディアとしても取り上げやすくなっていくと思います。



【映像資料】

*上記の上田さんのコメント中に触れられている NHK のニュース番組『おはよう日本』(2014年11月20日放送)内のステップファミリーに関する特集の映像がシンポジウムの会場で上映されました。その一部を以下に画像と文字でご紹介します。



●ナレーション

今週末公開予定のドキュメンタリー映画です。主人公のひとり、安田(やすだ)さんとその家族。実は…血はつながっていない。

子どもを連れて再婚し、血のつながらない親子関係が生じた家族、「ステップファミリー」と呼ばれています。



しかし、新たな親子関係に悩む人も少なくありません。

「自分の息子なんだからっていわれてもピンとこないんですね」

NHK が行ったアンケートでも深刻な悩みを抱えるステップファミリーの姿が明らかになりました。



「子どもが心を開いてくれるまで大変だった」

「関係の悪化をおそれひたすら我慢していた」

「毎日が苦痛」

再婚家庭が増加する中、家族の関係をどう築いていくのか。ステップファミリーが抱える課題に迫ります。

(後略)

野沢：上田さん、ありがとうございます。大変示唆に富んだ内容だったと思います。このシンポジウムのタイトルは「ステップファミリーの子どもと大人の未来のために」です。午前中の報告者、菊地真理さんと一緒に、最近継子の立場の若者たちにインタビュー調査をしてからはっきりと気づくようになったのですが、ステップファミリーの家族の中のそれぞれ立場が微妙に違って、溝ができやすく、子どもの利益と親の利益と継親の利益が対立し、それぞれが目指すところがずれていきやすいのです。それをどう調整するかが難しい家族なのだと考えるようになりました。家族の中に、子どもと大人、親と継親、祖父母と継祖父母など多様な立場を含んでいるのですが、それぞれの立場の人が少しでも幸せになれるにはどうしたらいいのだろうか、というのがこのシンポジウムのテーマでした。

上田さんからいただいた示唆は、「子どもの利益」を前面に押し出すのがよいのではないかということでした。ジャン・プライアーさんは、スライドだけではなく詳しい配布資料も作ってくださっていて、国連の子どもの権利条約の条文もそこに入れていました（72-73頁参照）。そのニュージーランドに比べると、子どもを前に出すことが日本社会は十分にできていないですね。法律の制度もできていないし、行政の対応もできていない。我々ひとりひとりができていないのかもしれないのですが、そこがひとつの突破口になるのかなど、お聞きしていて改めて思いました。

本当にいろんな立場の方々から有益なお話を聞いたことは私個人としては大変嬉しく感じています。今日集まってくださった皆さんにとっても、何かしらの発見があったらよかったなと思っています。これをきっかけにして、先ほどご意見が出てまいりましたが、いろいろな機関や個人と連携し、教えてもらう機会が増えたら嬉しく思います。

緒倉：第Ⅱ部はここで終わりということですが、ここにいらっしゃるたくさんの方について少しコメントさせていただきます。今日登壇いただいた方も多様な立場の方でしたが、会場にいらしている方々も非常に様々で行政の方や相談機関の方、教育関係、家裁とか法律の専門の方、父親の権利活動をしている方、家族の研究者や当事者の方と、たくさんいらっしゃっています。今日は様々な視点、考え方からお話をいただいて、協力しあって進んでいくということがとても必要だと思いました。皆様にはこれからも関心もって私どもとつながっていただければと思います。今日の配布資料の中に、港区でのステップファミリー講座や八王子市でのステップファミリー講座のチラシを入れさせていただきました。ぼちぼち、そういった講座をさせていただく機会も増えてきました。また、会場の後方に参考資料として置いてありますが、京都府、小野市、大阪市では、ステップファミリー向けのパンフレットを行政が作っています。去年は、保育士養成のための教科書にもステップファミリーの解説を菊地先生がお書きになっています。家族看護学という教科書でも一部ステップファミリーを取り上げていただいています。看護現場での家族との関わり方もそうですが、家族に関わる社会の様々な場面で、人々の意識の中にステップファミリーというテーマがじわじわと浸透している実感があります。皆様のお力を借りて、ますますこの浸透力を拡大していきたいなと思います。

国際シンポジウム 2015

ステップファミリーの子どもと大人の未来のために 離婚・再婚後の家族に必要な社会のしくみとは？

*Toward a Better Future for Children and Adults in Stepfamilies:
What Social Policies Are Needed for Separated and Repartnered Families?*

第Ⅲ部

Part III

【開催日】

2015年9月13日（日曜）
16時00分～18時00分

【場所】

明治学院大学白金キャンパス
2号館 2202教室

「スマートステップ」ワークショップ Workshop on Smart Steps

桑田道子

Michiko Kuwata

女性ライフサイクル研究所フェリアン

吉本真紀

Maki Yoshimoto

SAJ 副代表

第Ⅲ部では別会場へ移動し、ワークショップを開催し、約30人が参加されました。開催にあたり、事前に関西と東海 LEAVES スタッフにパイロット版を体験してもらい、内容をさらにリライトし、各スタッフには当日グループのファシリテーターとして活躍してもらいました。

まずは、LEAVES が生まれた経緯を含め SAJ でグループワークを開催する意義に触れ、アイスブレイクの M&M ワーク（アメリカで実施された Smart Steps リーダー研修会でも実際に使われたワークですが、今回は森永製菓のラムネを使用）でグループを形成し、Smart Steps（大人編）3章からいくつかのワークを体験してもらいました。

ファシリテーターを中心に各グループで「継親になること」「しつけのスタイル」のワークをしながら、同時に全体で「交換ワーク」を行います。「交換ワーク」はグループで話しているところに、突然、グループのひとりに全体リーダーが近寄りこっそり「あちらのグループに移ってもらえますか」と声をかけ、他の説明は一切なく、その人は別の進行しているグループへ入らされます。各グループは人の出入りを経験しながら、ワークを進めていきますが、このワークには他の人（子ども、パートナー）のものの見方を理解する、共感するというねらいがあります。ワーク後、「交換ワーク」の意味づけを行い、最後に Smart Steps の要でもある「家族アクティビティ」（親と子が別々にワークを行ったあとに家族ごとに集まりシェアし、課題を共有して日常生活へ持ち帰る）について紹介したあと、質疑応答の時間をとりました。

参加者は当事者に加え、援助職に携わりそれぞれ現場をもっておられる方も多かったので、質疑応答ではこのプログラムをそれぞれの現場（障がい分野、子育て支援分野、家庭裁判所分野など）にどのように持ち込む可能性があるか、というような話題となりました。

なかなか顔をあわせる機会のない各地方スタッフが、今回のワークショップの目的を理解し、ファシリテーターとして各グループに派遣され、進行・調整してくれている姿は、日頃、LEAVES でこんなふうにあたたかく参加者を受け入れ、共感し、サポートしているのだろうと各地で頑張ってくれている様子がよくわかり、とても感動的でした。

家族全員の参加と6回連続講座という構成の Smart Steps を日本版「スマートステップ」としてどのように導入してゆけるか、これからの課題ですが、SAJ では LEAVES で経験してきたように、Smart Steps の効果を生かしつつ、日本のステップファミリーにあわせたスタイルを検討してゆきたいと思います。

◆ファシリテーター用の当日配布資料

【ファシリテーターの皆さんへ】

2) ワークのファシリテーターをお願いします。

●M&M ワーク

・ワークショップ前に皆さんにチョコ（M&M）の入ったボックスを預けますので、ワークが始まったら、グループメンバーにチョコを取ってもらって下さい。

※「まだ食べないで」と注意しながら。

・全員にいきわたったら、自己紹介スタート。取ったチョコの数だけ、自分に関する話を話します。

※時間が短いので全員が話せるよう気をつけて下さい。

●グループのリーダーとして、「では、〇〇さんから順に一項目ずつ読んでいただけますか」とグループを進行してください。

●LEAVESと同じように、読み終わったら、感想を共有してください。

●ファシリテーターは、話がそれた場合に本筋に戻すガードレールのような役割です。

もし関係ない話に外れていくようなことがあれば「～の話も興味深いんですが、今のテーマは□□で、時間も限られているのでちょっと戻しますね。□□について、〇〇さんはいかがですか？」と戻します。

●ファシリテーターは「質問にこたえる先生」ではなく、「進行役」です。

「～はどうなんでしょうか？」と聞かれた場合、「そうですね、～について、〇〇さんはどう思われますか？」「〇〇さんのおうちでは～～をどうされていますか？」と要約して、他の何人かにふるなど、「正しい答え、一般論」ではなく、いろいろな考え方や意見が自由に出ることを意識してみてください。



ワークショップ会場の様子1

◆ワークショップでのスライド資料

Smart Stepsワークショップ

Smart Steps
Embrace the Journey

SAJプログラム作成チーム
桑田道子 吉本真紀



2015/09/13

1) SmartStepsとスマステ

2) ワーク

- ①アイスブレイク
- ②「継親になること」
- ③しつけのスタイル

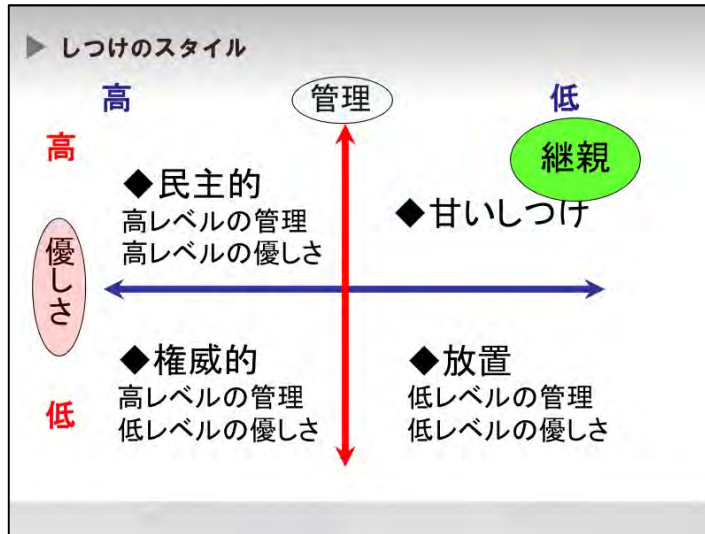
3) 家族アクティビティ

4) 質疑応答

▶ 親に求められること

- ・ 愛情を注ぐこと
- ・ 上手にコミュニケーションをとる
- ・ 計画性を持つこと
- ・ 一貫性を持つこと
- ・ 敬意を見せる
- ・ 時間を取ること
- ・ 辛抱すること
- ・ 子どもの発達を学ぶこと





- ▶ 家族アクティビティ
- 子どもセッションの内容を伝える
 - 家族アクティビティ：子どもと合流
 - ① 合流する前に、ワークシートに記入します。
 - イラッとさせるもの
 - 好きな時間
 - 怖いもの
 - 幸せを感じるもの
 - ② 家族の一人一人が順番に、他の家族に質問します。
 - ③ 答えについて話し合います。
 - ★ 答えはあなたの期待通りでしたか？
 - ★ なにか新しいことがわかりましたか？
- 家族内のコミュニケーション 一体感 共感力
- 家族への前向きな関わりと調和



ワークショップ会場の様子 2

シンポジウムを終えて

Postscripts

◆スタッフからのコメント◆

Comments from SAJ Staff Members

SAJ 運営委員/サポートスタッフ 水谷誉子

少人数グループに分かれてのワークショップは、ラムネを頬張りながら自己紹介するといったアイスブレイクの効果もあり、打ち解けた雰囲気が始まりました。何が始まるのかワクワク感とともに、前半のテーマ『継親になること』の読み合わせを全員で行い、その感想として、「ステップファミリーの家族形成は自然に任せるのではなく、より意識的に、計画的に作る必要があると思った」「そのためには知識が必要だし、それまで考えることがなかった自分の価値観を見直すことも重要ではないか」との意見が出ました。話題は自然に、ステップファミリーと切り離すことができない“子どものしつけ”に移っていき、後半のテーマ『私のしつけスタイルは?』では、それぞれの家族スタイルを重ね合わせて、よりよいあり方を考える機会となりました。また、交換ワークでは、このような即席のグループでも、後から加わった人の思い、受け入れたメンバーの思いの違いがリアルに体感され、ステップファミリー・メンバーがお互いを理解するための想像力につながったようです。今回のワークショップは、スマートステップの中でも一部分と聞いていますが、大変重要な部分がチョイスされていたと思います。今後、スマートステップが広まり、必要とする人に必要な時に届きますようお願いしています。

リーブス関東スタッフ 鮫島舞

実践でファシリテーターの経験がない私は、正直とても緊張して自分には何ができたかあまり覚えていません。ですが、「継親になること」「しつけのスタイル」などの読み合わせを通して、いろいろな立場の方々の話を伺って、大変勉強になりました。内容に関してのご意見や、そもそものこのスマートステップのプログラムを、もっとこうしたら良くなるのではないかと等のご意見もありました。私たち自身が実践し、修正していくことで、日本でのスマートステップのプログラムをより良いものにしていけたらいいなと思います。

交換ワークは、短い時間でリアルに「子どもの目線」が経験できる、画期的なアプローチだと感じました。このワークを行うのは親としての立場の方が圧倒的に多いと思うのですが、子どもが感じるであろう不安や喪失感をプチ体験することで、「こういうことか!」と気付き、目線を広げられるのではないかと思います。

リーブス東海スタッフ 伊藤久

今回のシンポジウムではステップファミリーの近年の動向、また法的側面現状と課題等について学ぶことができ、またスマートステップワークショップでは心理学をもとにした最新の手法に関して学ぶことができました。私も仕事柄ファシリテーションを行うことはとても多いので、アイスブレイキングがそのワークの結果を大きく左右するのは日頃から体験していました。その点でラムネを使用したアイスブレイキングは大変効果的と思え、また大人だけでなく子供にも応用できると思います。このような新しい知見や手法はもっとできるだけ多くの関係者や困っている人たちも伝えていければ良いと感じました。

今回のシンポジウム、ワークショップを通して改めて思うのは、情報の伝達でした。私は4～5年ほど前からSAJにかかわっているため、日常のメディアなどでステップファミリーに関する情報を見聞きする機会があれば気づくと思われるのですが、私がステップファミリーの情報に気づいたことは年に一回程度でした。確かにステップ問題で困っている人はそれほど多くないとはいえ、もう少しメディアで取り上げてもらえる方法、または自分たちで発信していく方法など、今後にわたって考えていく必要があると痛感しました。

最近ではフェイスブック（FB）などの新しい伝達方法もあるので、ホームページだけに限らず様々な方法を検討してみたいと思います。FBは実名が基本ルールなので、パートナーや子供の情報公開問題にもつながりますが、例えばステップ問題の卒業生が何らかの形で経験や思いを公開するなど、何らかの方法はあるのではないかと思います。「エデュカチオ」で俳優の東さんが、ご自身が義父に育てられ、確執があったことを語られていたことを思い出し、このような取り組みをもっと増やすことはできないか、または自分自身がそのような取り組みができないかと考えさせられました。



ワークショップ会場の様子3

SAJ 運営委員 伊藤幸代

今回のワークショップは、前回のトライアルに続いて2度目のファシリテーターでしたので、少しは要領を得ているかと思って臨みました。しかしグループのメンバーによって進み方や話の進展の仕方が随分違うということに気づかされました。誰かが「私はこう思います」と言っても次の人がそれに同調したり、そこから話を展開することがほとんどなく、「私のところは…」のように自分の話に終始してしまいました。そこでうまく次にバトンタッチさせて話し合いを進展させるということが必要だったと感じます。最近では東海で LEAVES のファシリテーターをしています。そちらは慣れたメンバーがうまくフォローしてくれたり、積極的に意見を言ったり他の人の発言にしっかり耳を傾けてくださるのでそれほど難しさを感じません。そうした環境があるからこそ、参加者全員がテキストに書いてある以上の事を学んだり、改めて実感したりしています。

スマートステップの場合は初めて顔を合わせる同士の参加者やあまり参加に積極的でない参加者もいる可能性があるため、そうした人達をいかに巻き込むか、ファシリテーターの勉強も必要だと痛感しました。

リーブス東海スタッフ 高橋宏

自分は以前から、継親として、「無理しないこと」「自分の子供だと思込まない」距離をおいて接することが大事だと思っていたが、今回のワークショップで自分が思っていたことと同じだと感じた。

内容がとても参考になった。プレのときに聞くと、結婚後の参考におおいになるのではないと思う。しかし、今、プレのときにステップファミリー・saj のことを知るきっかけが少ないように思う。また、実際それがあつたと知ったとしても、聴きに行こうとまで思うかはわからない。自分としては、再婚で負い目があることを他者に知られるのがいやだから。

SAJ 運営委員/リープス東海スタッフ 高橋美幸

「ステップペアレンティング：継親になること」「私のしつけスタイルは？」
家庭内で大事に思っていることは、その家庭ごとに違うため、再婚家庭は意見が衝突するし、しつけの違いなど自分も夫との壁を感じていた。家庭内でのルールを決める、という作業を行うことは、パートナーとの考え方の違いを埋め合わせることができたかもしれない。このルールを知って再婚生活を始めていたら、なんでこの子は私の言うことがわからないの？という苛立ちなく、向き合えたのかもしれない、と感じた。今、振り返ってみるとパートナーと私は何の話し合いもせず(どこの家に住むか、お互いの家庭のルール、今後お墓はどうするなど)、ずっと暮らしてきたように思う。パートナー・継子とのコミュニケーションをとろうとせず、必死に母になろうとしていたのかと思う。

私にとって、今このことを学ぶことは自分の振り返りになり、また、ステップファミリーになる人に対して、何らかの助言・メッセージを伝えることができれば。そしてこのように学びあえる SAJ、当事者同士が安心して語り合えるリープスを知ってもらえたら、悩んでいる人が明日への一歩を踏み出せることにつながると感じる。

「ワークショップ」

グループのメンバーは、仕事柄勉強したい、離婚して別居・どうやって関わっていけばよいか、相手に子供がいてこれからどうしよう、といった方々で、読み合わせした後のシェアは、素直に感じたことを発言してもらえ、共有共感しやすかった。お互いの思いを分かり合える、共感し合える時間はとてもあっという間で短いぐらいだった。今後このような内容をリープスで取り入れ行くと、より有意義な時間をすごせるのかなと感じた。



ワークショップ会場の様子4

シンポジウム学生スタッフ 奥泉悟史

(明治学院大学社会学部社会学科 4年 / 野沢ゼミ)

2015年9月13日に明治学院大学で、国際シンポジウム「ステップファミリーの子どもと大人の未来のために—離婚・再婚後の家族に必要な社会のしくみとは」が開催されました。野沢ゼミでステップファミリーをテーマに卒論を執筆中の私は、今年のセミナーに引き続き今年も参加させていただきました（今年のセミナーについては次の記事参照）。〔<http://soc.meijigakuin.ac.jp/sg/2014/09/post-140.html>〕

午前中は、主催のステップファミリー支援団体SAJ代表による活動紹介をはじめ、臨床心理学、家族社会学、家族法の専門家の先生方から日本の現状と課題について報告がありました。午後はミズーリ大学のローレンス・ギャノン先生とマリリン・コールマン先生、そしてウェリントン・ヴィクトリア大学のジャン・プライアー先生の報告を聴かせていただきました（プログラムの詳細は次の記事を参照）。

〔<http://soc.meijigakuin.ac.jp/sg/2015/07/post-188.html>〕

今年は学生スタッフとして運営にも関わりました。SAJ運営委員や先生方とお話する機会も多く、たいへん貴重な経験になりました。新たな発見もありました。特に、離婚後に両親が共同で子どもを監護するアメリカやニュージーランドと一方の親しか親権をもてない日本では、ステップファミリーの抱える問題が異なるなど、家族法制度の重要性に改めて気づきました。

今年のセミナー以降、メディアがステップファミリーを取り上げる機会が増えました。それを受けて、コメンテーターのNHK記者の方が、視聴者の偏見を助長しないかたちでステップファミリーを番組で取り上げることの難しさを指摘していました。一方、海外からの報告者はステップファミリーの理解を社会に浸透させるためにはメディアの役割がカギになると論じていたことが興味を惹きました。

私の学生生活は今年度で終わりますが、卒業後も微力ながらSAJの活動に関わることができたらいいなと思います。SAJのみなさんや登壇者の先生方にこの場を借りて深く感謝申し上げます。

明治学院大学社会学部オリジナルサイト「日々の社会学科」のページ掲載の記事「国際シンポジウム『ステップファミリーの子どもと大人の未来のために』に参加しました！」(2015年10月6日掲載)より

〔<http://soc.meijigakuin.ac.jp/sg/2015/10/post-198.html>〕

あとがき Afterword

緒倉珠巳

Tamami Ogura

ステップファミリー・アソシエーション・オブ・ジャパン代表



2年連続の事業を無事終えることができ、ホッと安心するとともに、報告書をまとめる過程では次なるステップを再確認しています。

この2年連続の事業での1年目は、SAJに参加するようになってから常に耳にしていたパトリア・ペーパーナウ先生や、アメリカのステップファミリー研究の中核とも言えるNSRCのフランチェスカ・アドラー＝ベルダー先生と、研究パートナーのチェルシー・ガーノー先生をお招きすることができました。個人的には、パトリア先生とは2006年にアメリカ訪問した際、すれ違いで会うことが叶わなかったこともありました。なので、ようやく先生の支援プログラムとの出会いから14年目にしてご指導いただける機会を得られたことが素直に嬉しいです。今もなお、心の底から「ようやく」と感激が続いています。

現状の日本ではステップファミリーに特化したプログラム開発を行っている機関はSAJ以外にはほぼなく、エビデンスに基づいた臨床経験を持った支援者は居ないに等しい社会状況です。アメリカで最先端をいくステップファミリーの臨床家と家族教育の専門家の先生方をお招きした結果、この日本でも多くの臨床家や家族にかかわる機関の人々の関心をよんでいることがわかりました。というのも、翌年の2015年にはパトリア先生は日本に再来され、日本家族療法学会での講演とワークショップ開催の運びとなり、また、著書は日本の家族療法における重鎮の中村伸一先生と、離婚における親教育プログラム「FAIT」の開発チームの一員である大西真美先生による『ステップファミリーをいかに生き、育むか——うまくいくこと、いかないこと』（金剛出版）が翻訳・出版となっています。現状の社会での家族の問題の中に、離婚と再婚は家族の背景にある大きな事象であり、その背景を理解した上での家族支援、専門的な情報とスキルが求められていることがわかりました。またSAJでも『継母という存在』（北大路書房）を出版し、ステップファミリー関連書籍が盛り上がった年にもなりました。そしてこの2年の間に、私たちSAJのメンバーは、アメリカで開発された貴重な研究資料とそのスキルのノウハウを提供されただけではなく、日本国内の関連領域の専門家や支援者とも巡り会い、力を合わせて支援を拡充していく必要性に共感し、連携することができ、それは期待した以上の成果と考えています。

二年目は、改めてステップファミリーのテーマの普及の難しさと、日本の社会制度において欠落した視点を探り、今後の展開を多くのステークホルダーと議論することができました。アメリカとニュージーランドそれぞれの国でステップファミリーがどのような制度の中に置かれ、ステップファミリーがどのように過ごし、そこにいたるにはどのような過程があったのかなど学ぶことにより、日本の事情に寄り過ぎないで、日本のステップファ

ミリーの課題と可能性を検討することを可能にしました。また日本側のコメンテーターより、ステップファミリーのテーマが現在、どのような位置付けで社会に存在するのか、また、どのような視点がステップファミリーを社会で周知できるか、どういったアプローチが重要かを示唆いただきました。それは当事者として客観的に見ることができていなかった視点でもあり、今後の活動展開に大きなヒントとなりました。二年目の成果物はこの報告書だけではなく、シンポジウムでの皆様のご意見に習い、わかりやすく社会に伝え、投げかけるためのツールを付録として制作することにいたしました。この二年で得てまとめた情報を詰め、日本のステップファミリー支援に役立てるものになったと思っています。ぜひ多くの方にご活用いただきたいです。

また、この二年の事業を進めていくにあたり度々感じたのは、日本の各地域でサポートグループを運営しているメンバーの優しく実感のこもった熱意でした。私は仙台在住ですので、関西や東海で活動するメンバーと会えるのは年に一度程度しかありません。メールや電話でのやりとりが常になっていますが、プログラムの充実を求める気持ちや、まだ支援に繋がらず悩んでいるステップファミリーに、いち早く情報と支援を届けたい気持ちは同じで、皆に代わって報告する私の言葉に、メンバーがうんうんと頷いていたり、報告後に「実にそうなんだよ」と話してくれていました。また、ワークショップでの楽しく、有意義な時間を過ごした時の明るい笑い声や笑顔は、こういう経験・支援が大切だよ、必要だよ、という共通経験にもなっています。SAJはステップファミリーの親当事者が中心となって始まった団体でしたが、現在は子どもの立場の方も参加し力を貸してくれています。SAJは立場を偏らず、皆が異なる立場であるステップファミリーと同じく、「違う経験・想い」に気持ちを傾け、尊重しあいながら有意義なかかわりを築ける素敵なグループになっています。そして、支援の拡充はこれからですので、メンバーそれぞれが、自分のやれること、やりたいことを大切に、今後に向けてを考えてくれています。私は、SAJでの経験が、それを他の当事者へ還元しようとする意識につながっていることを誇りに感じます。

最後に、SAJは設立以来、SAAや後継のNSRCからのサポートを得ておりますので、まずそのアメリカの団体関係者に感謝を伝えたいのと、英語文献を日本語に翻訳し編集するという、大変な作業に常に労力を注いでくれている、野沢先生を初めとする優秀なチームメンバーに心より御礼を申し上げます。このメンバーの強力なサポートがなければ助成事業も、SAJの活動自体も成り立ちません。また、二年連続でのイベント開催にあたり、明治学院大学の社会学部附属研究所の坪井様には大変お世話になりました。そしてまだまだ日の当たらない課題であるステップファミリーに目をむけ、ご支援くださった国際交流基金日米センター様に、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。



Special Thanks to

Larry Ganong, Marilyn Coleman, Jan Pryor, Masayuki Tanamura, Noriko Odagiri, Mariko Ueda, Hikari Ikeda, Mari Kikuchi, Michiko Kuwata, Maki Yoshimoto, Sachiyo Ito, Hisashi Ito, Takako Mizutani, Miyuki Takahashi, Hiroshi Takahashi, Mai Sameshima, Mami Ohnishi, Satoko Yamada, Merii Nakamura, Satoshi Okuizumi, Yuko Andou, Sayuri Shirakawa, Hikaru Naruse, Yuumi Ikeda, Sayaka Imai, Eiko Tsuboi, and Maia Roots.



国際交流基金・日米センター助成事業 2014-2015 年度
 国際シンポジウム 2015「ステップファミリーの子どもと大人の未来のために」報告書
The Comprehensive Report on the International Stepfamily Symposium 2015

2016年3月31日発行

【編】

SAJ・野沢慎司

Edited by SAJ and Shinji Nozawa

【発行】

S A J (ステップファミリー・アソシエーション・オブ・ジャパン)
 〒983-0851 仙台市宮城野区榴ヶ岡5番地みやぎNPOプラザ内 レターケース10

明治学院大学社会学部附属研究所
 (ステップファミリー国際シンポジウム企画2015)
 〒108-8636 東京都港区白金台1-2-37

Published by SAJ and Institute of Sociology and Social Work at Meiji Gakuin University

March 31, 2016

©2016

*本報告書の内容を無断で複写・複製・転載すると著作権の侵害になります。